

# 津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫 整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事

	意匠図				電気設備図
A - 1	改修工事特記仕様書1	A - 16	展開図 - 保育室2(改修前)	E - 1	特記仕様書1
A - 2	改修工事特記仕様書2	A - 17	展開図 - 詰所(改修後)	E - 2	特記仕様書2
A - 3	改修工事特記仕様書3	A - 18	展開図・屋根伏図・天井伏図	E - 3	特記仕様書3
A - 4	改修工事特記仕様書4	A - 19	建具表	E - 4	コンセント設備 平面図
A - 5	改修工事特記仕様書5	A - 20	雑詳細図	E - 5	電灯設備 平面図
A - 6	改修工事特記仕様書6	A - 21	外部手洗い・足洗い詳細図	E - 6	弱電設備 平面図
A - 7	配置図兼仮設計画図・付近見取図			E - 7	自動火災報知設備 平面図
A - 8	仕上表				
A - 9	平面図(改修前)				
A - 10	平面図(改修後)				
A - 11	立面図				機械設備図
A - 12	矩計図(改修前)			M - 1	特記仕様書1
A - 13	矩計図(改修後)			M - 2	特記仕様書2
A - 14	展開図 - 保育室1(改修前)			M - 3	給排水衛生設備・空調・換気設備 平面図
A - 15	展開図 - 車庫(改修後)				

アルテック設計 津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602	一級建築士 第177266号 伊藤公智	DRAWING BY DATA	原図:A2 _____	津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫 整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事	図面リスト S: non	A - 0
--	------------------------	--------------------	----------------	---	-----------------	-------

## 工事特記仕様書(改修)

I. 工事名称 津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事

II. 工事概要 1. 工事場所 津市 安濃町草生 地内

2. 敷地面積 1,808m<sup>2</sup>

3. 工事内容

株名稱 幼稚園

構造 鉄骨造

建築面積 557.75m<sup>2</sup>延べ面積 485.5m<sup>2</sup>

工事項目 改修

III. 建設改修工事仕様

1. 共通仕様

箇面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版(以下「改修標準仕様書」という。)による。

2. 特記仕様

(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 項目欄に記載の( )内表示番号は改修仕様の該当項目等を示す。

## (3) 発生材の処理等 (1.3.12)

本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規格が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年5月31日法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。)施行令で定める建設工事の規格に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。

## 分別解体等の方法

工程	作業の有無	分別解体等の方法
造成等	・ 有 ( ) 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・ 有 ( ) 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	○ 有 ( ) 無	○ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
屋根	・ 有 ( ) 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	○ 有 ( ) 無	○ 手作業、機械作業の併用
その他	・ 有 ( ) 無	・ 手作業 ・ 手作業、機械作業の併用

○ 引き渡しを要するもの ○ 無 ( ) 室名札  
・ 特別管理産業廃棄物 有 ( ) 処理方法 ( )

・ アスベスト成形板等解体時の留意点  
1. 手はらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。  
2. 可能であれば湿潤状態(散水)として作業を進める。

3. 飛散されない様にすること。  
4. 保護具及び作業着を着用すること。

5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。

6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。

7. 現場において再利用を図るもの ( )

○ 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊  
・ アスファルトコンクリート塊  
○ 建設発生木材

引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。

引渡しを要するもの以外のものは、全て構外へ搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を監督員に提出すること。  
また、工事着手前にはJACIGが運営する「建設副産物情報交換システム」ヘデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。

本工事には産業廃棄物相当分が計上されていないため、受注者は課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。

なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェストの数量の集計)を超えて請求することはできない。

適用する

職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。

調査範囲及び調査方法 ( ) 工種別の特記による

補修方法 ( ) 図示 (図面番号: ( ) ( ) )

1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。

2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆以上とする。

測定対象化学物質(●で示したものとする。)

適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラクロロベンゼン
学校・教育施設	●	●	●	●	●	●	●
住宅	●	●	●	●	●	●	●
その他	●	●	●	●	●	●	●

測定対象室及び測定箇所数 ( ) 2ヶ所

測定方法 ( ) ハンプ法 ( ) アクティブ法

報告書提出部数 2部

改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。

低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

當緒工事写真撮影要領(国土交通省大臣官房官営施設部(平成28年版))に従い撮影する。

提出部数 1部 用紙は上質紙とする。

作成する ( ) 完成図 ( ) 保全に関する資料 ( ) ( )

完成図作図範囲(設計図を訂正)

完成図はCADにより作成することとし、著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部(原図サイズ)により提出すること。

・ デジタルカメラで撮影し、全て版相当サイズで印刷する。

(A4版用紙に1ページあたり3枚) 1部  
箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真是、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。

## 17. 設備工事との取扱い

## 施工範囲

- 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強
- 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
- 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
- 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ

## 施工圖

- 設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。
- 工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。

## 18. 既存部分等 (1.3.13)

## 事故報告

工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指する日までに、監督員に提出すること。

また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

## 20. 消防提出書類

1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成  
・ 本工事 ( ) 建築工事 ( ) 電気設備工事 ( ) 機械設備工事 ( ) 別途工事

2) 防火対象物使用開始届出書

書類の作成(電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入)を行うこと。

労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。

## 21. 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置

## 22. 不正軽油の使用の禁止

1) 一般事項  
市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)並びに建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第14条の32(製造等の承認を受ける燃料をいう。)を使用してはならない。

## 2) 調査の協力

受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。

## 3) 是正措置

受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じなければならない。

屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。

## 23. 屋外広告物

## 24. 足場

## (2.2.1)

設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立てに関する基準」の2の(2)手すり据置型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。

内部足場の種別 ( ) 脚立 ( ) 足場板 ( ) (階段足場)

外部足場の種別 ( ) (ローリング足場) (脚立足場)

防護シート等による養生 ( ) 適用する ( ) 適用しない

## 既存部分の養生

既存ブランド・カーテンの養生

養生方法 ( )

保管場所 ( ) 構内既存施設内

固定された備品、机、ロッカーの移動

・ 行う ( ) 行わない

屋内の仮設間仕切り ( ) A種(100型) ( ) B種 ( ) C種

合板 厚さ ( ) 9mm ( ) ( )

せっこうボード 厚さ ( ) 9.5mm ( ) (12.5mm)

合板又は石こうボードの塗装 ( ) 行う ( ) 行わない

仮設扉 設置箇所 ( ) 図示

種別 ( ) A種 ( ) B種 ( ) C種 ( ) 図示

構内建物内の一部を使用する。

設置する ( ) 設置しない

監督員事務所の規模(単位:m)

適用 ( ) 規模 10程度 20程度 35程度 65程度 100程度

## 監督員事務所の仕上げ

部位等 ( ) 仕上げ

床 合板張り又はビニール床シート張り

内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り

屋根 装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鋼板張り、調合ペイント塗り

## 5. 監督員事務所の備品等 (2.4.1) (b)

種類 机・いす ( ) 書棚 ( ) 黒板・白板 ( ) 掛時計 ( ) 温度計 ( )

数量 組 ( ) 台 ( ) 個 ( ) 個 ( ) 個 ( ) 個

種類 長靴 ( ) 雨合羽 ( ) 保護帽 ( ) 傷中電灯 ( ) 衣類ロッカー ( ) 台 ( )

数量 足 ( ) 着 ( ) 個 ( ) 個 ( ) 台 ( ) 台

種類 消火器 ( ) 掃除具 ( ) 受注者加入電話 ( ) 冷暖房機器 ( ) FAX ( )

③ 防水改修工事

工法	種別	施工箇所
・ P1B	・ B-1 ・ B-2 ・ B-3	
・ P1E	・ E-1 ・ E-2	
・ P2E		

1 アスファルト防水  
(3.1.4)  
(3.3.3)  
(表3.3.3)～  
(表3.3.10)

改質アスファルトルーフィングシート  
種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・( )  
厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・( )

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート  
種類・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・( )  
厚さ・改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による・( )

(3.3.2) 断熱工法の断熱材(P1B1, P2A1, T1B1, P0D1, M3D1, M4D1)  
材質・( )  
・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり)  
・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号  
・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号  
厚さ・( )  
ルーフドレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置・図示(図面番号: )

(3.3.3) (b) (2)  
(3.3.3) (C)  
脱気装置(M3D, P0D, P0D1, M3D1, M4D1)  
・ 設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( ))  
・ 設けない

(3.3.5) 仕上塗料種類( ) 使用量( )

保護コンクリートの厚さこて仕上張り・水下80mm以上・( )

保護層・設ける・設けない

屋上排水溝の適用・適用する

立上り保護・乾式保護材( )

・ れんが(材種・JIS R1250)

改質アスファルトシート  
種類・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による・( )  
厚さ・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による・( )

粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート  
種類・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による・( )  
厚さ・改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による・( )

断熱工法の断熱材(M3A1, M4A1, P0A1)  
材質、厚さ( )  
図示( )

(3.4.3)  
(表3.4.1)～  
(表3.4.3)

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ M4A1	・ AS-T1 ・ AS-T2		
	・ AS-J2		

脱気装置・設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( ))  
・ 設けない

ルーフィングシート  
種類・改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による・( )  
厚さ・改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による・( )

縦縫用シート・発泡ポリエチレンシート

固定金具の材質及び寸法形状・図示( )

断熱工法の断熱材(POSI, S4S1, S3S1, M3S1)  
材質、厚さ( )  
・ 図示( )

(3.5.3)  
(表3.5.1)～  
(表3.5.3)

工法	種別	種別	仕上塗料
・ S3S	・ S-F1(S1-F1)		
・ S3S1	・ S-F2(S1-F2)		

脱気装置・設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( ))  
・ 設けない

既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合

目地処理・図示(図面番号: )

増張り・図示(図面番号: )

保護層の施工・図示(図面番号: )

(3.5.3)  
(3.5.4)

4 塗膜防水  
(3.6.3)  
(表3.6.1)  
(3.6.3) (a)

工法	種別	施工箇所	仕上塗料
・ S3X	・ X-1 ・ X-2	図示	
・ L4X			

脱気装置・設ける(設置数量・図示(図面番号: )、材質( ))  
・ 設けない(既設のまま)

工法	種別	施工箇所
・ P1Y	・ Y-1 ・ Y-2	
・ P2Y		

保護層・図示(図面番号: )

(M4A1, M4A1, M4C, M4D1)・行う・行わない

(L4X)・行う・行わない

(3.2.6) (c) (2)  
(3.2.6) (c) (6)

(6) シーリング (3.7.2) (表3.7.1)	材料	種類		
		◎ SR-1	シリコン系	ガラス
		◎ SR-2	シリコン系	
		◎ MS-2	変成シリコン系	内外サッシ周囲
		・ PS-2	ポリサルファイト系	
		・ PU-2	ポリウレタン系	打継目地

(3.7.4～7)

工法  
◎ シーリング充填工法  
・ シーリング再充填工法  
・ 拡幅シーリング再充填工法  
・ ブリッジ工法  
(ポンドブレーカー幅 mm、エッジング材幅 mm)

シーリング材の試験  
・ 簡易接着性試験  
・ 引張接着性試験 ◎ 行わない

7 とい  
(3.8.2)  
(表3.8.1)

材種・硬質ポリ塩化ビニル管(カラー)・配管用鋼管(白管)  
・( )

工法・図示(図面番号: )

8 アルミニウム製  
笠木  
(3.9.2) (c)  
(表3.9.1)

部材の種類  
・ 押出し250形  
・ 押出し300形  
・ 押出し350形  
・ 板材折曲げ形(本体幅( ) mm、板厚 2.0mm・( ))

固定金具の間隔( mm)  
固定方法・( )

表面処理・( )

工法既存笠木の撤去・図示(図面番号: )  
下地補修の工法・図示(図面番号: )  
板材折曲げ形の笠木の取付方法・図示(図面番号: )  
笠木固定金具の工法・図示(図面番号: )

建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重に対応した固定金具の間隔固定方法等は施工計画書として提出する。

(4) 外壁改修工事	1 施工数量調査	・ 行う・行わない
		調査範囲・全面・( ) 調査項目・ひび割れ部(・幅0.2mm・0.2mm～1.0mm・1.0mm以上) ・はがれ及びはく落部分 ・浮き部
	2 改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)	調査方法・打診、目視及びクラックスケール等(・足場・ゴンドラ) 報告書2部(立面図等に記載、必要に応じて写真添付)
		外壁種類改修工法
	3 改修工法等 (4.2.2) (a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5)	・ コンクリート打放し仕上げ外壁 ひび割れ部・樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法 欠損部・充填工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
		ひび割れ部・充填工法 ・ 樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 欠損部・モルタル塗替え工法 ・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントストラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントストラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
	4 改修工法 (4.2.2) (b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6)	浮き部・樹脂注入工法 ・ Uカットシール材充填工法 欠損部・タル部分張替え工法 ・ タイル部分張替え工法 ひび割れ部・アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントストラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントストラリー注入工法 ・ 充填工法 ・ モルタル塗替え工法
		タiles ・ タイル張り仕上げ外壁 浮き部 ・ タイル部分張替え工法 ・ アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面ポリマーセメントストラリー注入工法 ・ 注入口付アンカーピンニング ・ 部分エポキシ樹脂注入工法 ・ 全面エポキシ樹脂注入工法 ・ エポキシ樹脂注入タイル固定工法 ・ タイル部分張替え工法 ・ タイル張替え工法 目地 ・ 目地ひび割れ部改修工法 ・ 伸縮目地改修工法 ・ 伸縮調整目地改修工法 ・ 伸縮調整目地 (位置寸法) ・ 薄付け仕上塗材塗り ・ 厚付け仕上塗材塗り ・ 複層仕上塗材塗り ・ 可とう形改修用仕上塗材塗り ・ 各種塗料塗り ・ マスチック塗材塗り
	5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6) (c) (2) (3.2.6) (c) (6)	新規仕上げ外壁

3 改修工法等 (4.2.2) (a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5)	樹脂注入工法 種類・自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 注入量( )注入間隔( ) ・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 注入量( )注入間隔( ) ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法 注入量( )注入間隔( )
	材料エポキシ樹脂JIS A6024(建築補修用注入エポキシ樹脂) ・ 低粘度形 コア抜取検査・行う・行わない ・ 抜取り個数( ) ・ 抜取り部分補修方法( )
(4.2.2) (b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6)	Uカットシール材充填工法 材料・シーリング用材充填(・PU-1・PU-2・( )) ・ 可とう性エポキシ樹脂充填 シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填 ・ 行う・行わない
	シーリング工法 材料・バテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂
(4.2.2) (c) (4.3.6) (4.4.7)	充填工法 材料・エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル
	モルタル塗替え工法 材料・既製目地材の適用及び形状( ) 仕上げ厚( )
(4.2.2) (d) (4.3.7) (4.4.8)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数・標準・( ) 材料・ステンレス鋼(SUS304)・( )
	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法 アンカーピンの本数及び注入口の数・標準・( ) 材料・ステンレス鋼(SUS304)・( )
(4.2.2) (e) (4.4.9) (4.4.10) (4.4.11)	注入口付アンカーピンニング部分ポリマーセメントストラリー注入工法 アンカーピンの本数・標準・( ) 材料・ステンレス鋼(SUS304)・( )

④ 外壁改修工事

<p>④ 塗り仕上げ (4.2.2) (j) (表4.2.4(その1) (その2))</p>	<p>種類 呼び名 仕上げ形状 工法 ・砂壁状 ・ゆず肌状 吹付け ・平たん状 こて ・凹凸状 ・ゆず肌状 ローラー ・さざ波状 ・着色骨材砂壁状 ・こて ・( ) ( ) ( )</p> <p>薄付け仕上塗材 ・外装薄塗材E ・外装厚塗材C ・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E ・外装厚塗材RE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・( ) ( ) ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・( ) ( ) ( )</p> <p>厚付け仕上塗材 ・外装厚塗材E ・外装厚塗材E ・外装厚塗材Si ・外装厚塗材E ・外装厚塗材RE ・防水形複層塗材E ・防水形複層塗材RE ・( ) ( ) ・可とう形改修塗材E ・可とう形改修塗材RE ・可とう形改修塗材CE ・( ) ( ) ( )</p> <p>複層仕上塗材 ・外装厚塗材の上塗材がセメントスタッコ以外の場合 材所要量 (kg/m<sup>2</sup>) ・マスチック塗材塗り A種 B種 仕上材塗り ( )</p> <p>複層仕上塗材の上塗材の種類 樹脂種類 溶媒種類 外観 ・アクリル系 溶剤系 艶有 艶無 メタリック ・シリカ系 水系 艶有 艶無 ・ポリウレタン系 溶剤系 艶有 艶無 メタリック ・シリコン系 水系 艶有 艶無 ・( ) ふつ素系 溶剤系 艶有 艶無 ・( ) 水系 艶有 艶無 (注) 艶無及びメタリックは、可とう形複層塗材、防水形複層塗材、及び可とう形改修塗材には適用しない。</p> <p>既存塗膜等の除去及び下地処理 工法 处理範囲 ・サンダー工法 ・高圧水洗工法 ・塗膜はく離剤工法 ・( ) 水洗い工法 ・( ) 高圧ポンプ (10~15MPa) 図示 (A-11)</p> <p>下地調整 ・( ) ( ) ( ) ( )</p>
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )
	・( ) ( ) ( )

<p>7 網戸 (5.2.3) (e)</p> <p>8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~ (表5.3.3)</p> <p>9 銅製建具 (5.4.2)</p> <p>10 銅製軽量建具 (5.5.2) (5.5.5) (5.2.2) (b) (5.5.3) (5.5.4) (5.7.3) (a) (5.2.3) (a)</p>	・可動式 固定式 防虫網の材質 合成樹脂製 ガラス繊維入り合成樹脂製 ステンレス (SUS316) 製 網目 16メッシュ 18メッシュ	
	性能等級等 ・A種 B種 C種	
	・防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ガラス 複層ガラス ( ) 建具枠見寸法 図示 ( ) 水切り 図示 ( ) ゼン板 図示 ( ) 丁番 改修標準仕様書 (表5.7.3) による 図示 ( )	
	銅製建具の性能等級 ・簡易気密性ドアセット ・外部に面する建具の耐風圧 ・S-4 S-5 S-6	
	・防音ドアセット、防音サッシ (等級 T-3 ) ・断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・耐震ドアセット (等級 ) めっき付着量 JIS G 3302 Z12 F12 ( ) JIS G 3317 Y08 ( ) ・H2400又はH950の建具 鋼板類の厚さ 図示 ( ) 改修標準仕様書表5.4.2による	
	銅製軽量建具の性能等級 ・簡易気密性ドアセット ・防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・耐震ドアセット (等級 ) ・H2400又はH950の建具 鋼板類の厚さ 図示 ( ) 改修標準仕様書表5.5.1による	
	表面仕上げ ・塗装 ○ 図示 ・ビニル被覆鋼板 ・カラーティッシュ ・ステンレス鋼板 ( HL 鏡面 )	
	ステンレス製建具の性能等級 ・簡易気密性ドアセット ・外部に面する建具の耐風圧 ・S-4 S-5 S-6 ・防音ドアセット、防音サッシ (等級 ) ・断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 ) ・耐震ドアセット (等級 )	
	材料 SUS304 ( )	
	表面仕上げ HL仕上げ ( )	
	曲げ加工 普通曲げ 角出し曲げ	
	11 建具用金物 (5.6.2) (5.4.2)	金物の見え抜かり部等の材質等 ・改修標準仕様書 (表5.7.1) による ・図示 ( )
	12 建具用金物 (5.7.2)	マスターキー 製作する ○ 製作しない 引渡用鍵箱 必要 ○ 不要
	13 自動ドア閉鎖装置 (5.8.2)	開閉装置の性能値 ・図示 ( )
	14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)	センサーの種類 ・図示 ( )
	15 重量シャッター (5.10.2)	凍結防止措置 あり なし
	16 軽量シャッター (5.11.2) (5.11.1)	自閉式上吊り引戸装置の性能値 ・改修標準仕様書 (表5.9.1) による ( )
	17 オーバーヘッドドア (5.12.2)	種類 ・一般重量シャッター 外壁用防火シャッター ・屋内用防火シャッター 防煙シャッター 耐風圧強度 ( Pa以上 ) 開閉機能 上部電動式 (手動併用) 上部手動式 一般重量シャッターのシャッターケース ・設ける 設けない ・めっき付着量 Z12 F12 ( ) 開閉形式 上部電動式 (手動併用) ○ 手動式 耐風圧強度 ( 500 Pa以上 ) スラットの材質及び形状 ・インナーロッキング形 オーバーラッピング形 ・めっき付着量 JIS G 3312 Z06 F06 ( ) JIS G 3322 AZ90 ( )

<p>17 オーバーヘッドドア (5.12.2)</p> <p>18 板ガラス (5.13.2) (a) (5.13.4)</p> <p>19 ガラス留め材 (5.13.2) (b)</p> <p>20 ガラスの寸法、形状等 (5.13.3)</p> <p>21 ガラスプロック 積み (5.13.5)</p>	型式及び機構 セクション材 ・スチールタイプ アルミニウムタイプ ファイバーグラスタイプ 耐風圧強度 ( Pa以上 )	
	開閉方式 ・バランス式 チェーン式 電動式	
	収納形式 ・スタンダード形 ローヘッド形 ハイリフト形 パーチカル形	
	ガイドレール ・溶融亜鉛めっき鋼板 ステンレス鋼板	
	○ 図示 ( A-19 )	
	○ シーリング ガスケット ( )	
	○ 図示 ( ) ○ 改修標準仕様書 (表5.13.1) による	
	ガラスプロック 表面形状、寸法、厚さ 図示 ( ) 金属枠、補強材 図示 ( )	
	化粧力バー 図示 ( ) 工法 図示 ( ) 建築基準法に基づき定まる風圧力に応じた工法を施工計画書として提出する。	
	⑥ 内装改修工事	
	① 一般事項 (6.1.3) (b)	既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲 改修部分 改修範囲 ○ 天井 ○ 図示 ( A-18 ) ○ 壁 ○ 図示 ( A-14~A-17 ) ○ 床 ○ 図示 ( A-10~A-11 )
	(6.1.3) (c)	天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲 ○ 図示 ( ) ○ 図示 ( )
	(6.1.3) (f)	天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修 ・図示 ( ) ( )
	② 既存床撤去、下地補修 (6.2.2) (a) (1)	既存床仕上げ材の除去等 浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去 ○ 行う 行わない
	(6.2.2) (a) (2)	合成樹脂塗り床材の除去等 ・機械的除去工法 目視工法
	(6.2.2) (c)	改修後の床の清掃範囲 ○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲
	③ 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)	既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法 ○ (モルタル塗り) 建具廻り
	④ 木下地等 (6.5.1) (c) (表6.5.1) (6.5.2) (a) (2) (表6.5.2)	表面仕上げ A種 ○ B種 C種 木材の含水率 (工事現場搬入時、質量比) 部材名称 種別 下地材 A種 B種 造作材 A種 B種
	(6.5.2) (b) (1)	製材 「製材の日本農林規格」による製材 部位 樹種・寸法・形状 等級 含水率
	(6.5.2) (b) (2) (6.5.2) (b) (3) (表6.5.3)	下地用 針葉樹製材 造作用 針葉樹製材 広葉樹製材 樹種、寸法、材面の品質 防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ A種 ( ) ( )
	(6.5.2) (b) (3) (6.5.2) (g) (i)	「製材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ A種 ( ) ( ) 樹種 部位 樹種 県産材
	代用樹種の使用 禁止する ○ 禁止しない	
	造作用集成材 「集成材の日本農林規格」による造作用集成材	
	部位 樹種・寸法 見付け材面の等級 厚さ 造作用集成材 ○ 図示 ( ) ( ) 化粧ばり造作用 ○ 図示 ( ) ( ) 集成材 ○ 図示 ( ) ( ) 化粧ばり構造用 ○ 図示 ( ) ( ) 造作用集成柱 ○ 図示 ( ) ( )	

⑤ 建具改修工事

<p>① 改修工法 (5.1.3)</p> <p>2 防火戸 (5.1.4)</p> <p>3 見本の製作 (5.1.5)</p> <p>4 防犯建物部品 (5.1.7)</p> <p>5 ブラインドボックス等 (5.1.6) (c)</p> <p>6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1)</p> <p>(表5.2.2)</p>	・かぶせ工法 ・カバー工法 持出し工法 ノンシール工法
	④ 撤去工法 ・はつり工法 ○ 引抜き工法
	・例示仕様 個別認定 (認定番号: )
	・自動閉鎖機構 図示
	・製作する 製作しない
	・図示 ( )
	5 防火戸 (5.1.8)
	6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1)
	・外部に面する建具 ・B-1 B-2 ( ) ・内部に面する建具 ・C-1 C-2 ( )
	・結露水の処理方法 図示

原図 : A2  
一級建築士 第177266号  
伊藤 公智

津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫  
整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事

改修工事特記仕様書3  
S: non

⑥ 内装改修工事

(6.5.2) (c) (ii)	「集成材の日本農林規格」以外の製材 樹種、寸法、見付け材面の品質 含水率 1.5%以下	図示 (図面番号: )
(6.5.2) (d) (i)	造作用単板積層材 「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材	部位 厚さ 表面の品質 防虫処理 造作用単板積層材 図示 (図面番号: ) ( ) ( )
(6.5.2) (d) (ii)	「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材 厚さ、表面の品質、防虫処理 含水率 1.4%以下	図示 (図面番号: )
(6.5.2) (e)	○ 床張り用合板等	部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ 合板 ラワン - 1類 - - t15
(6.5.5) (a)	・ 防腐、防蟻処理 適用部位 図示 (図面番号: ) 保存処理性能区分 ( ) 薬剤の塗布等の処理方法 ( ) ボード原料接着剤への防腐・防蟻処理 ( )	
(6.5.5) (b)	・ 防虫処理 図示 (図面番号: )	
⑤ 軽量鉄骨天井下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)	○ 屋内 ○ 19形 ( ) ○ 屋外 ○ 25形 ( )	
形式及び寸法	・ 屋外 図示 (図面番号: ) ・ 耐震天井 図示 (図面番号: ) ○ ふところ≥1.5m ○ 改修標準仕様書(6.6.4) (h) ○ 図示 (図面番号: A-13) ○ ふところ>3m 図示 (図面番号: )	
(6.6.4)	既存埋込みインサート ・ 使用する ○ 使用しない 既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験 行う (図示 (図面番号: )) ○ 行わない 耐震天井 図示 (図面番号: )	
⑥ 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)	○ 図示	
⑦ ビニル床シート、 ビニル床タイル 及びゴム床タイル張り (6.8.2) (6.8.2) (a)	材料 ○ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 色柄 厚さ 備考 F S 無地 2.5mm	
(6.8.2) (b)	・ ビニル床タイル【JIS A 5705 (ビニル系床材)】 種類の記号 厚さ 備考 半硬質ビニル床タイル 2.0mm 木目調(既存床に合わせる)	
(6.8.2) (c) (1)	・ 帯電防止床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 FO A 表面電気抵抗値 1.8×105Ω以下 5.0mm	
(6.8.2) (c) (2)	・ 視覚障害者用床タイル 種類 形状 備考 ビニル床タイル 300×300×7.0mm	
(6.8.2) (c) (3)	・ 耐動荷重性床シート 種類 性能 厚さ 備考	
(6.8.2) (c) (4)	・ 防滑性床シート又は床タイル 種類 性能 厚さ 備考 F S 2.5mm	
(6.8.2) (e)	・ ゴム床タイル 種類 厚さ 備考	
(6.8.3) (a)	工法 下地 ○ モルタル下地 木下地 その他 ( 図示 )	
(6.8.3) (b)	ビニル床シート張り 熱溶接工法 ○ 適用する 適用しない	

8 カーペット敷き (6.9.3) (a) (表6.9.1)	・ 織じゅうたん 種別 バイルの形状 帯電性 品質の程度 ・ A種 カットバイル 人体帯電圧 3KV以下 ・ B種 ループバイル ( ) ・ C種 カット、ループ併用 ( )	品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)
(6.9.3) (b) (表6.9.2)	・ タフテッドカーペット バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度 ・ カットバイル ( ) 人体帯電圧 3KV以下 全面接着工法 ・ ループバイル ( ) グリッパー工法 ・ カット、ループ併用 ( )	
(6.9.3) (c)	・ ニードルパンチカーペット 厚さ(mm) 帯電性 備考 ・ 人体帯電圧 3KV以下 ( )	
(6.9.3) (d) (表6.9.2)	・ タイルカーペット 種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度 ・ カットバイル 500×500 6.5 ( ) ( )	
(6.9.3) (e) (6.9.3) (f)	下敷き材 第2種第2号、厚さ8mm ( ) 見切り、押え金物 適用する (材質、種類及び形状) 図示 (図面番号: )	
(6.9.4) (e)	敷き方 平場 市松敷き 模様流し ( ) 階段部分 市松敷き 模様流し ( )	
9 合成樹脂塗床 (6.10.3) (b) (1) (6.10.3) (b) (2) (6.10.3) (c) (表6.10.5) ~ (表6.10.8)	弹性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程 ・ 平滑仕上げ 防滑仕上げ つや消し仕上げ エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類 ・ 薄膜流し張り仕上げ (平滑 防滑) 厚膜流し張り仕上げ (平滑 防滑) ・ 樹脂モルタル仕上げ (平滑 防滑) 薄膜型塗床仕上げ (平滑)	
⑩ フローリング 張り (6.11.4) (表6.11.2)	・ 釘留め工法 材料 種別 樹種 ・ フローリングボード (根太張用) ( ) なら ( ) ・ 複合フローリング (根太張用) A種 ( ) B種 ( ) C種 ( )	
(6.11.5) (表6.11.3) (表6.11.5)	防湿処理 図示 (図面番号: )	
(6.11.6) (2)	・ 接着工法 材種 樹種 厚さ 大きさ ・ フローリングボード (直張用) ( ) ・ フローリングブロック (直張用) ( ) ・ 複合1種フローリング (直張用) A種 ( ) 15mm ( ) 303mm ・ 複合2種フローリング (直張用) B種 ( ) ・ 複合3種フローリング (直張用) C種 ( ) ・ モザイクパーケット (直張用) ( ) ( ) ( )	
(6.11.6) (3)	塗装 ・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種) ・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り ・ 生地のままワックス塗り ・ ( )	
⑪ 置敷き (6.12.2) (表6.12.1)	種別 A種 B種 C種 ○ D種 D種の畠床 TK- ( I II ○ III IV )	
⑫ せっこうボード、 その他ボード 及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)	材種 種別 厚さ(mm) ○ せっこうボード ( ) 壁 ○ 9.5 (準不燃) ○ 12.5 (不燃) 天 ○ 9.5 (準不燃) 井 ○ 12.5 (不燃) ○ トランバーチ模様 ( ) ・ 木目模様 ( ) ・ 普通 ( ) ・ 立体模様 ( ) ・ ロックウール化粧吸音板 ( ) ・ タイプII 0.8FK ( ) ・ けい酸カルシウム板 ( ) ・ 化粧けい酸カルシウム板 ( )	
(6.13.2) (h)	遮音シール材 ・ シーリング材 ジョイントコンパウンド	
(6.13.3) (e) (3)	合板類の張付け ・ A種 B種	
(6.13.3) (g) (1) (表6.13.5)	せっこうボードの目地工法 ○ 継目処理 突付け 目透し	
⑬ 壁紙張り (6.14.2)	施工箇所 品質 防火性能 図示 揭示クロス 不燃 ○ 準不燃 不燃 不燃 準不燃 不燃 不燃 準不燃	

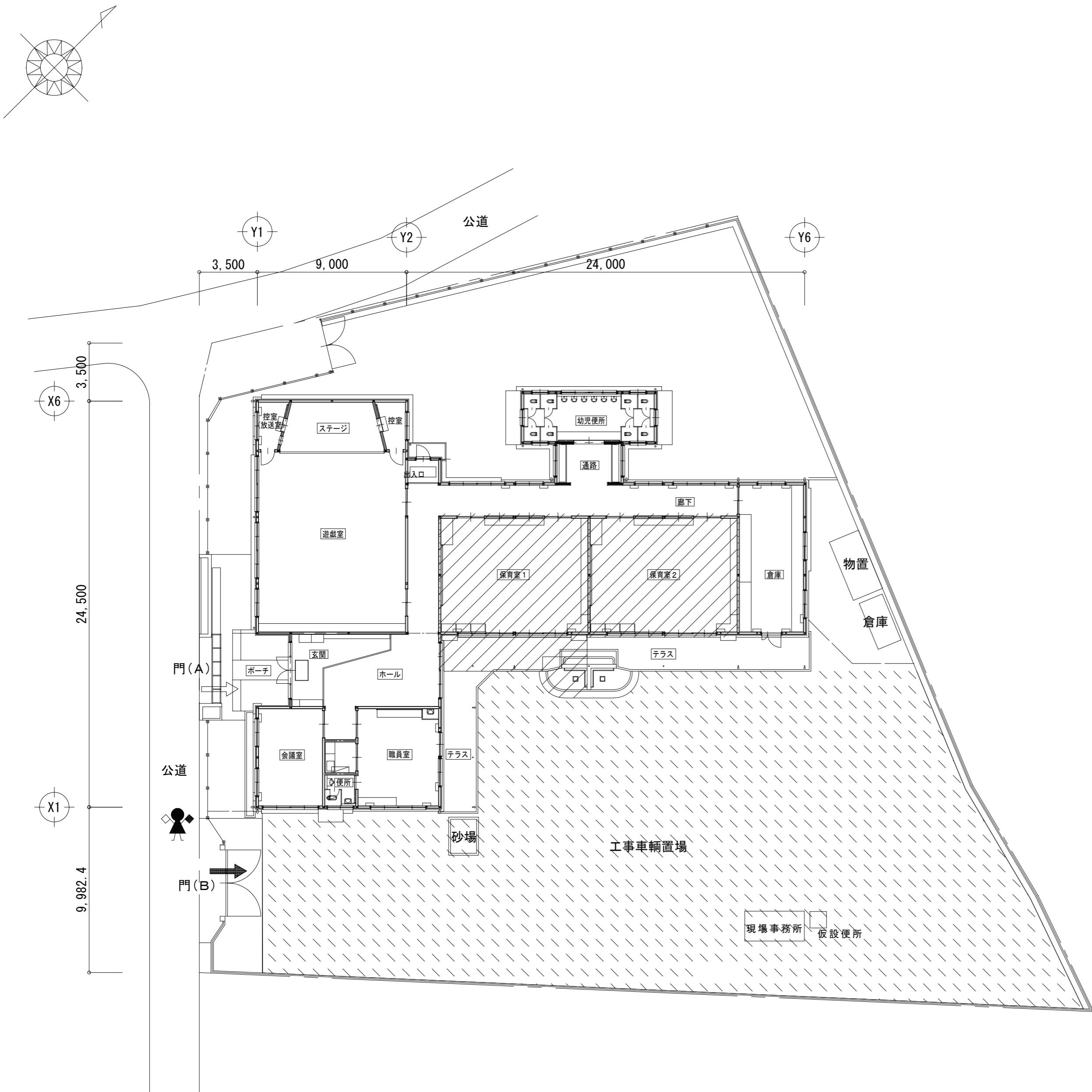
14 モルタル塗り (6.15.3)	既製目地材 使用する (形状: ) 床の目地 国示 (図面番号: )	
15 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)	伸縮調整目地 位置 国示 (図面番号: )	
タイルの種類		
施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり 国示 固示 I類(磁器) II類(セッタ) III類(陶器) 役物 標準・耐凍害性有無		
(6.16.3) (b) (1)	試験張り 行う 行わない 見本焼き 行う 行わない	
16 セルフレペリ ング材塗り (6.17.2) (6.17.3)	セッコウ系 セメント系 塗厚 (18, 25) mm	
17 断熱材 (9.5.2)	断熱材打込み工法 種類 A種 B種 ビーズ法ボリスチレンフォーム 押出法ボリスチレンフォーム A種硬質ウレタンフォーム フェノールフォーム	
(9.5.3)	断熱材現場発泡工法 (吹付硬質ウレタンフォーム) 種類 厚さ(mm) 施工箇所 A種1 ( ) 窓回り等の断熱材補修部分、ルーフドレン回りの床版 A種2 ( ) 下等、部分的に後張りとしなければならない箇所 A種3 ( )	
⑦ 塗装改修工事		
1 材料 (7.1.3) (b)	・ 屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする。 ・ 次の箇所を除き防火材料とする。(箇所: )	
② 下地調整 (7.2.1) ~ (表7.2.1) ~ (表7.2.7)	既存塗膜の除去範囲 ○ 国示	
種別	下地 種別 ひび割れ部の補修	
・ 木部 RA種 RB種 RC種 ○ 鉄鋼面 RA種 RB種 RC種 ・ 亜鉛めっき鋼面 RA種 RB種 RC種 ・ モルタル、フラー表面 RA種 RB種 RC種 行う ・ コンクリート、ALC・バネル面 RA種 RB種 RC種 行う ・ コンクリート、押出成形メント板面 RA種 RB種 RC種 行う ・ せっこうボード、その他ボード面 RA種 RB種 RC種		
③ 鑄止め塗料種別 (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3) ~ (表7.3.4)	・ 亜鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 ・ 鉄鋼面 ○ A種 B種 C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 A種 B種 C種	
④ 合成樹脂調合ペ イント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3 ~ 7.4.5) (表7.4.1) ~ (表7.4.3)	塗料種別 ○ 1種 ( ) 種別 下地 種別 ・ 木部 A種 B種 C種 ○ 鉄鋼面 A種 B種 ○ C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 A種 B種 C種	
⑤ クリヤラッカーパ ッタ塗り(GL) (7.5.2) (表7.5.1)	種別 木部 A種 ○ B種	
⑥ アクリル樹脂系 防水分散塗料 (NAD) (7.7.2) (表7.7.1)	種別 A種 ○ B種	
7 耐候性塗料塗り (DP) (7.8.2) ~ (7.8.4) (表7.8.1) ~ (表7.8.3)	上塗り等級 1級(フッ素系) 2級(シリコン系) 3級(ポリウレタン系) 種別 下地 種別 ・ 鉄鋼面 A種 B種 C種 ・ 亜鉛めっき鋼面 A種 B種 C種 ・ コンクリート面及び 押出成形メント板面 A-1種 B-1種 C-1種 A-2種 B-2種 C-2種	

<b>7</b> <b>塗装改修工事</b>	8 つや有合成樹脂 エマルジョンペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)～(7.9.5) (表7.9.1)～ (表7.9.4)	種別										
		下地										
		コンクリート、モルタル、 ブラスター、セッコウボード、 その他ボード面										
		・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ( )										
	9 合成樹脂エマ ルションペイン ト塗り(EP) (7.10.2) (表7.10.1)	木部(屋内)										
		・ A種 ・ B種 ・ C種										
		鉄鋼面(屋内)										
		・ A種 ・ B種 ・ C種										
	10 合成樹脂エマ ルション模様塗 料塗り(EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	亜鉛めっき鋼面(屋内)										
		・ A種 ・ B種 ・ C種										
		種別										
	11 ウレタン樹脂 ワニス塗り(UC) (7.12.2) (表7.12.1)	・ A種 ・ B種										
		種別										
		・ A種 ・ B種										
	12 ラッカーエナ メル塗り(LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別										
		・ A種 ・ B種										
		種別										
	13 木造保護塗料 塗り(WP) (7.15.2) (表7.15.1)	・ A種 ・ B種										
		種別										
		・ A種 ・ B種										
<b>8の1</b> <b>躯体改修工事共通事項</b>	(一般事項) ① 適用範囲  (8.1.1) (8.1.2)	<b>工事内容</b> ① 適用範囲 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</li> <li>・ 鉄骨プレースの設置工事</li> <li>・ 柱補強工事(溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法)</li> <li>・ 柱補強工事(鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法)</li> <li>・ 柱補強工事(連続繊維補強工法)</li> <li>・ 耐震スリット新設工事</li> <li>・ 免震改修・制震改修工事</li> </ul> <b>工事種別</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 鉄筋工事</li> <li><input checked="" type="radio"/> あと施工アンカーワーク</li> <li><input checked="" type="radio"/> コンクリート工事</li> <li><input checked="" type="radio"/> 鉄骨工事</li> <li>・ グラウト工事</li> <li>・ 連続繊維補強工事</li> <li>・ スリット新設工事</li> <li>・ 免震改修・制震改修工事</li> <li>・ 基礎工事</li> </ul>										
		<b>撤去の範囲</b> ① 図示 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分</li> <li>・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分</li> <li>・ ( )</li> </ul>										
<b>8の2</b> <b>躯体改修工事</b>	① 既存部分の撤去 等  (8.21.2)	<b>既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置</b> <b>本工事の範囲</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分</li> <li>・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。</li> <li>・ ( )</li> </ul> <b>撤去範囲</b> ・ 図示										
		<b>既存構造体の撤去</b> <b>撤去範囲</b> ・ 図示 はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置										
		<b>既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">鉄筋の切断</th> <th style="text-align: center;">範囲</th> <th style="text-align: center;">適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 既存鉄筋は切断せず残す</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul> </td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲</li> <li>・ ( )</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	鉄筋の切断	範囲	適用	・ 既存鉄筋は切断せず残す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul>		・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul>		・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する
鉄筋の切断	範囲	適用										
・ 既存鉄筋は切断せず残す	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul>											
・ コンクリートの撤去範囲の周囲 より一定長さを残し切断する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示</li> <li>・ 全ての撤去部分</li> <li>・ ( ) ・ 適用なし</li> </ul>											
・ コンクリート撤去範囲の鉄筋は 切断する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 切断せず残す範囲を除く撤去する既 存鉄筋コンクリートの範囲</li> <li>・ ( )</li> </ul>											
はつりだした鉄筋の処置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。</li> <li>・ ( )</li> </ul>												
はつりだした鉄骨の処置 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。</li> <li>・ ( )</li> </ul>												
(既存部分の処理) ③ 既存構造体コン クリートの表層 目荒らし  (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	<b>既存構造体コンクリート面の表層目荒らし</b> <b>目荒らし程度</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="radio"/> 平均深さ5～10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す</li> <li><input checked="" type="radio"/> 図示(図面番号: A-9 )</li> </ul>											

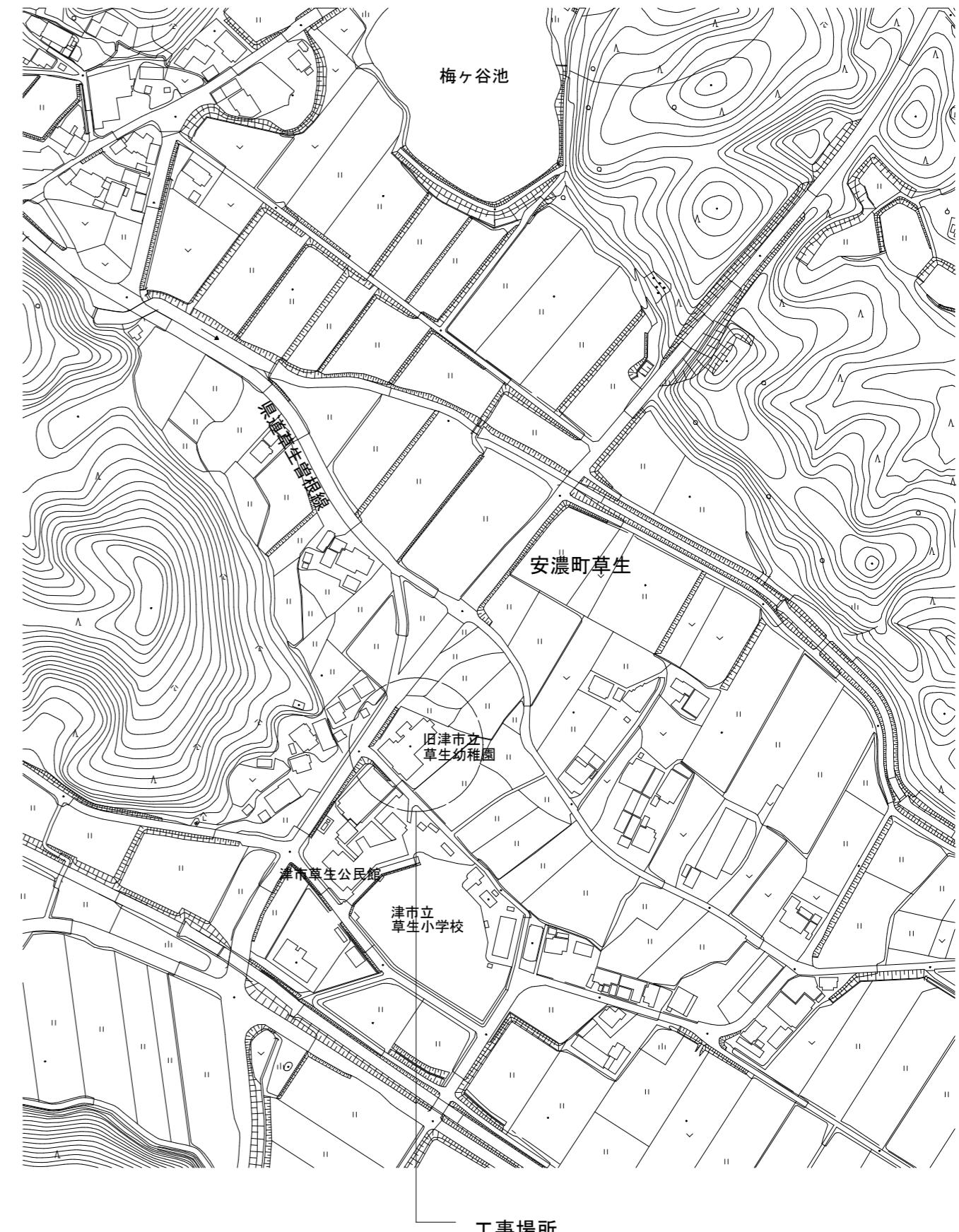
<b>8の3 躯体改修工事 ・ ・ ・ 鉄筋工事</b>	1 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>径(mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SD295A</td><td>10, 13</td></tr> <tr> <td>SD345</td><td>19</td></tr> <tr> <td>SD390</td><td></td></tr> <tr> <td>( )</td><td></td></tr> </tbody> </table>		種別	径(mm)	SD295A	10, 13	SD345	19	SD390		( )																										
種別	径(mm)																																					
SD295A	10, 13																																					
SD345	19																																					
SD390																																						
( )																																						
② 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>網目の形状、寸法</th><th>鉄線の径(mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100×100</td><td>6.0mm</td></tr> </tbody> </table>		網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)	100×100	6.0mm																																
網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)																																					
100×100	6.0mm																																					
3 加工 (8.3.2)	90° 未満の折曲げの内法直径 ・ 図示 (図面番号: )																																					
4 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>径</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重ね継手</td><td>・ D16以下</td><td></td></tr> <tr> <td>ガス圧接</td><td>・ D19以上</td><td></td></tr> </tbody> </table>			径	部位	重ね継手	・ D16以下		ガス圧接	・ D19以上																												
	径	部位																																				
重ね継手	・ D16以下																																					
ガス圧接	・ D19以上																																					
主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ・ 改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による ・ 図示 (図面番号: )																																						
継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号: )																																						
先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける																																						
鉄筋の定着長さ ・ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ 図示 (図面番号: )																																						
帯筋組立の形 ・ 図示 (図面番号: )																																						
5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)	軽量コンクリートで土に接する部分 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm																																					
耐久性上不利な部分(塩害を受けるおそれのある部分等) ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm																																						
6 各部配筋	・ 図示 (図面番号: )																																					
7 ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ・ 行う ・ 行わない																																					
(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨フレースの設置工事等)																																						
8 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	割裂補強筋の適用 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>材料</th><th>材種</th><th>径</th><th>本数・ピッチ</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・スパイラル筋</td><td>・鉄筋コンクリート用棒鋼</td><td>・R235</td><td>・6Φ</td><td>スパイラルの径(mm)</td><td>・図示 (図面番号: )</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>・( )</td><td>・9Φ</td><td>( )</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>・( )</td><td>・( )</td><td>スパイラルのピッチ(mm)</td><td></td></tr> <tr> <td>・はしご筋</td><td>・鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)</td><td>・295A</td><td>・10</td><td>壁内方向筋 ( )</td><td></td></tr> <tr> <td></td><td>・( )</td><td>・( )</td><td>・( )</td><td>壁面外方向筋 ( )</td><td></td></tr> </tbody> </table>		種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所	・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼	・R235	・6Φ	スパイラルの径(mm)	・図示 (図面番号: )			・( )	・9Φ	( )				・( )	・( )	スパイラルのピッチ(mm)		・はしご筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)	・295A	・10	壁内方向筋 ( )			・( )	・( )	・( )	壁面外方向筋 ( )	
種類	材料	材種	径	本数・ピッチ	適用箇所																																	
・スパイラル筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼	・R235	・6Φ	スパイラルの径(mm)	・図示 (図面番号: )																																	
		・( )	・9Φ	( )																																		
		・( )	・( )	スパイラルのピッチ(mm)																																		
・はしご筋	・鉄筋コンクリート用棒鋼(異形鉄筋)	・295A	・10	壁内方向筋 ( )																																		
	・( )	・( )	・( )	壁面外方向筋 ( )																																		
9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	機械式継手 種類 ( ) 工法 ( ) 修正方法 ( ) 品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm																																					
溶接継手 工法 ( ) 修正方法 ( ) 品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm																																						
<b>8の4 躯体改修工事 ・ ・ ・ コンクリート工事</b>	(コンクリート工事一般事項) ① コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)	コンクリートの種別 ① I類 ・ II類																																				
		普通コンクリートの設計基準強度																																				
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計基準強度Fc [N/mm<sup>2</sup>]</th><th>適用範囲</th><th>気乾単位容積質量</th><th>スランプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 21</td><td>図示</td><td>・2.3t/m<sup>3</sup>程度</td><td>18</td></tr> <tr> <td>・( )</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		設計基準強度Fc [N/mm <sup>2</sup> ]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ	① 21	図示	・2.3t/m <sup>3</sup> 程度	18	・( )																										
設計基準強度Fc [N/mm <sup>2</sup> ]	適用範囲	気乾単位容積質量	スランプ																																			
① 21	図示	・2.3t/m <sup>3</sup> 程度	18																																			
・( )																																						
軽量コンクリートの設計基準強度 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>設計基準強度Fc [N/mm<sup>2</sup>]</th><th>種別</th><th>適用範囲</th><th>気乾単位容積質量</th><th>所要気乾単位容積質量</th><th>スランプ</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 36</td><td>・ 1類 ・ 2類</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ ( 21 )</td><td>・ 1類</td><td>図示</td><td>1.9</td><td></td><td>18</td></tr> </tbody> </table>		設計基準強度Fc [N/mm <sup>2</sup> ]	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	所要気乾単位容積質量	スランプ	・ 36	・ 1類 ・ 2類					・ ( 21 )	・ 1類	図示	1.9		18																			
設計基準強度Fc [N/mm <sup>2</sup> ]	種別	適用範囲	気乾単位容積質量	所要気乾単位容積質量	スランプ																																	
・ 36	・ 1類 ・ 2類																																					
・ ( 21 )	・ 1類	図示	1.9		18																																	
2 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4)	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種																																					
(コンクリート) ③ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)	セメントの種類 ① 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ ( ) ・ 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 適用箇所 ( )																																					

	<p><b>骨材</b> アルカリシリカ反応性による区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ A L (コンクリート中のアルカリ総量を規制)       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A (安全と認められる骨材を使用)</li> </ul> </li> </ul> <p>なお、A Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着手前、工事中1回／6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者が生コン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特殊な骨材の使用</li> <li>・ フェロニッケルスラグ細骨材</li> <li>・ 銅スラグ細骨材</li> <li>・ 電気炉酸化スラグ骨材</li> <li>・ 再生骨材H</li> </ul> <p><b>4 混合材料</b> (8.2.5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>混和剤</b> 混和剤の種類       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(1)による</li> <li>・ 図示(図面番号: )</li> </ul> </li> <li>・ <b>混和材</b> 混和材の種類       <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(2)による</li> <li>・ 図示(図面番号: )</li> </ul> </li> </ul> <p><b>5 調合管理強度</b> (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)</p> <p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3N/mm<sup>2</sup></li> <li>・ 6N/mm<sup>2</sup></li> <li>・ (改修標準仕様書表8.2.4による)</li> </ul> <p><b>⑥ 型枠</b> (8.2.7) (8.7.8)</p> <p>材料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Ⓐ 複合合板(厚さ ⓒ 12mm ⓓ ( ))</li> </ul> <p>スリーブ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(i)による</li> <li>・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ii)による</li> <li>・ 材種( ) 規格( )</li> </ul> <p><b>7 暑中コンクリート</b> (8.10.2)</p> <p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6N/mm<sup>2</sup></li> <li>・ ( )</li> </ul> <p><b>8 無筋コンクリート</b> (8.11.1)</p> <p>構造体強度補正值(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 18N/mm<sup>2</sup></li> <li>・ ( )</li> </ul> <p>スランプ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 15cm</li> <li>・ 18cm</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p><b>(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法)</b></p> <p><b>9 コンクリートの打込み工法等</b> (8.21.8) (8.23.5)</p> <p><b>部位別のコンクリートの打設工法の指定</b></p> <table border="1" data-bbox="3265 1441 4298 2127"> <thead> <tr> <th>補強工法</th><th>打設工法</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事</td><td>・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ 工法指定なし</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ ( )</td><td>・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td rowspan="4">鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法</td><td>・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ 工法指定なし</td><td>・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> <tr> <td>・ ( )</td><td>・ 図示(図面番号: ) ・ ( )</td></tr> </tbody> </table> <p><b>(8.23.6)</b></p> <p><b>柱頭柱脚の隙間部間の型枠</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p><b>柱頭柱脚の隙間寸法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> </ul> <p><b>打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> <li>・ 60mm</li> <li>・ ( )</li> </ul> <p><b>10 増設壁工事後の仕上げ</b> (8.21.10) (8.23.7)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 図示(図面番号: )</li> </ul>	補強工法	打設工法	部位	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )	・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )
補強工法	打設工法	部位																				
現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				
	・ ( )	・ 図示(図面番号: ) ・ ( )																				





配置図兼仮設計画図 S: 1/200



付近見取図

凡例

改修箇所を示す。  
※その他の範囲について施設利用有り。

ガードフェンス H=1,800

工事関係者使用範囲を示す。

建物利用者出入口

交通誘導員を示す。  
(大型車両進入時)

工事車両進入路

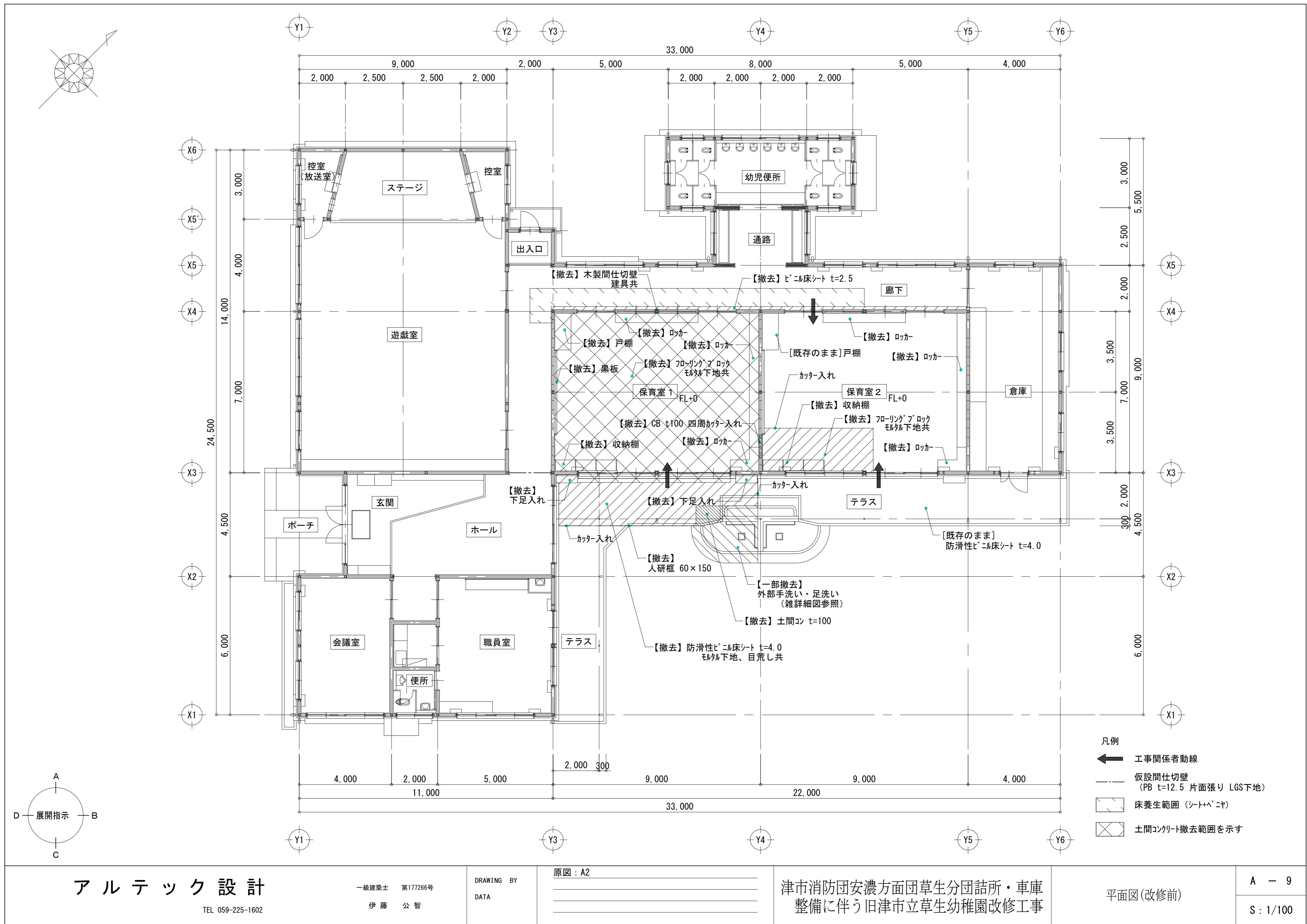
## 外部仕上表(改修前)

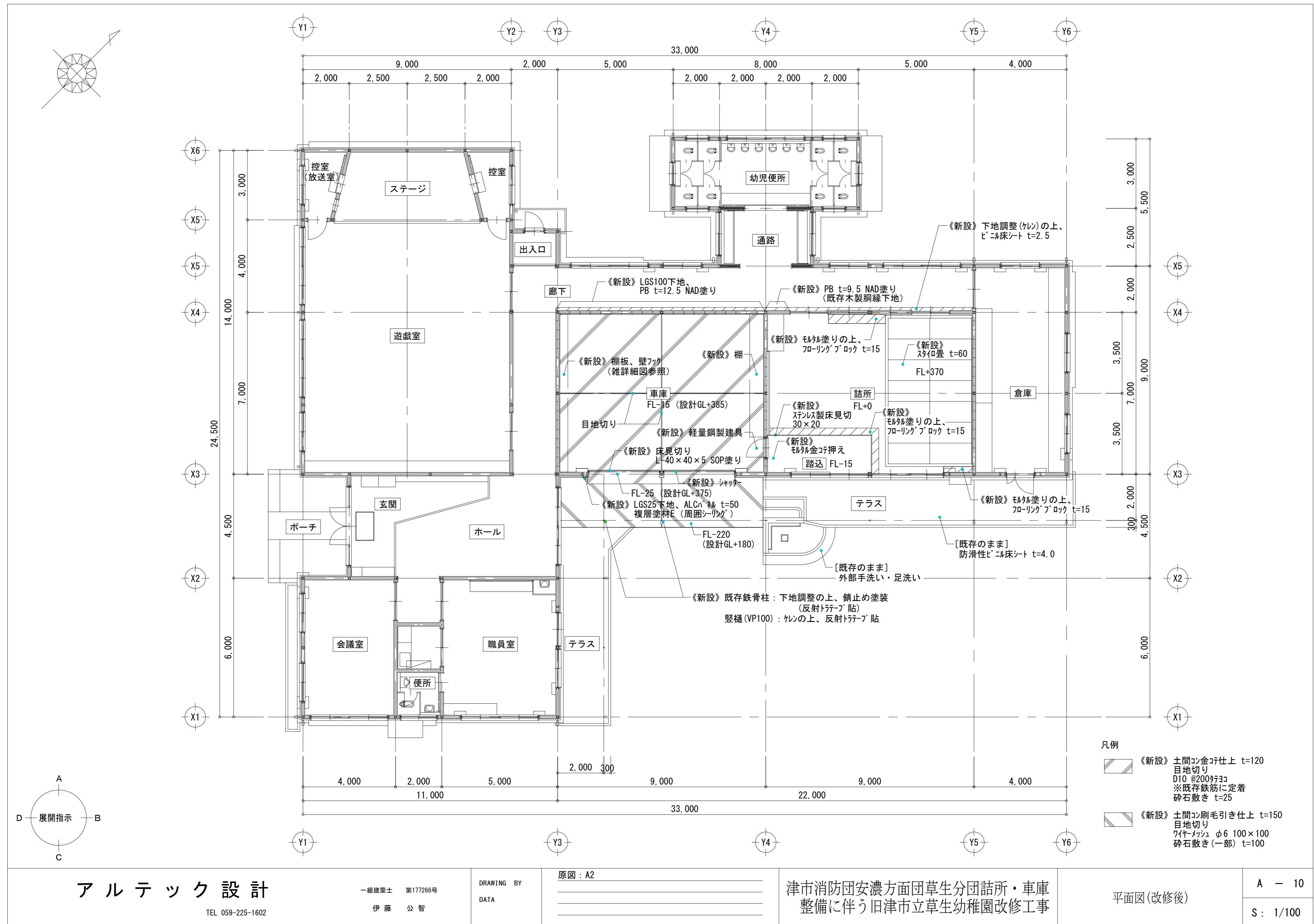
屋根	【既存のまま】カラーベストコロニアル葺き アスファルトルーフィング 22kg敷き + ラン合板 t=12 下地	軒樋	【既存のまま】硬質塩ビ 角樋 W=120
軒天	【既存のまま】石綿セメント板 t=6 及び 有孔石綿セメント板 t=6 VP	豎樋	【既存のまま】カラーベスト φ75 OP塗装 捱み金物@1,000 OP塗装
外壁	【一部撤去】ALCパネル t=50 外装薄塗材Si吹付 (木製胴縁・鉄骨下地共)	テラス床	【一部撤去】防滑性ビニル床シート t=4.0 (モルタル下地、目荒し共)
	【既存のまま】モルタル刷毛引き仕上げの上 外装薄塗材Si吹付け (CB下地)	テラス柱	【既存のまま】鉄骨 OP塗装
巾木	【一部撤去】モルタル金コテ仕上げ RC立上り	庇	【一部撤去】塩ビ帆布 (鉄骨下地共)
犬走り	【既存のまま】モルタル金コテ仕上げ		

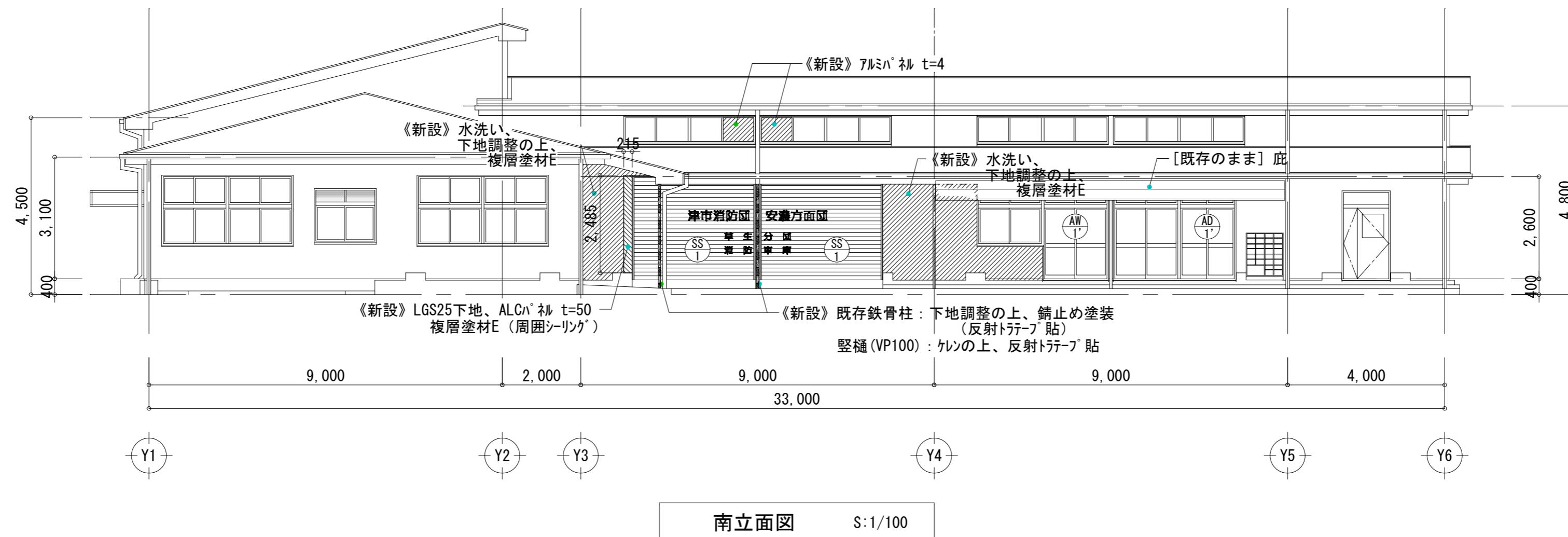
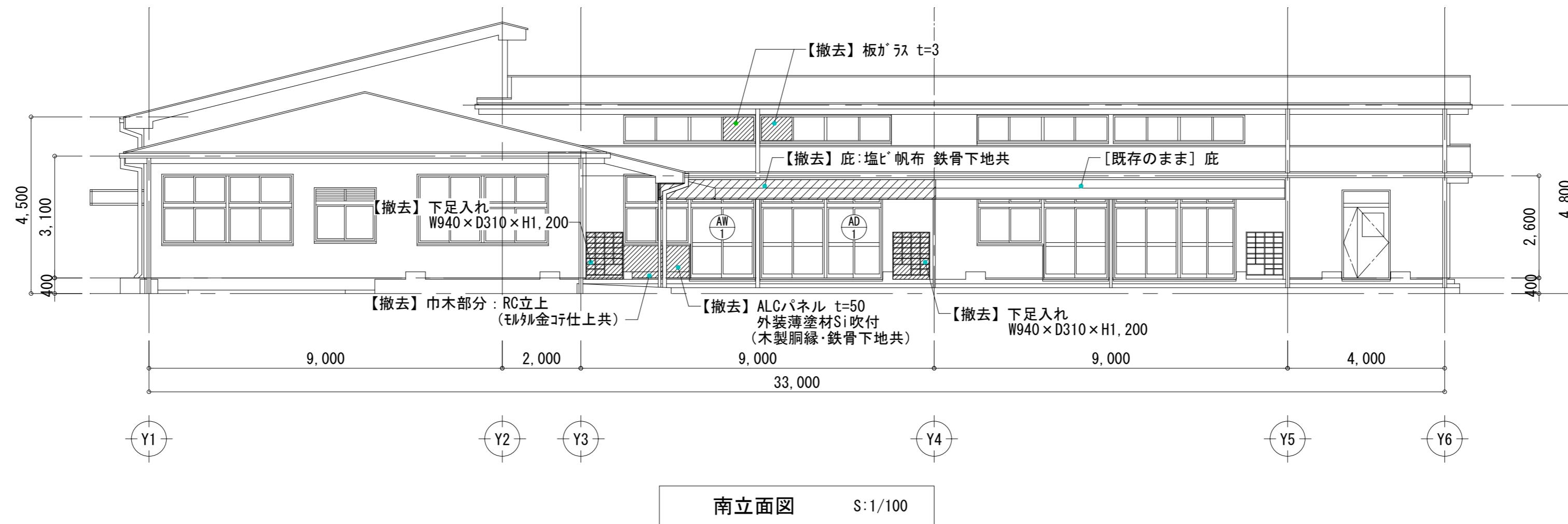
## 外部仕上表(改修後)

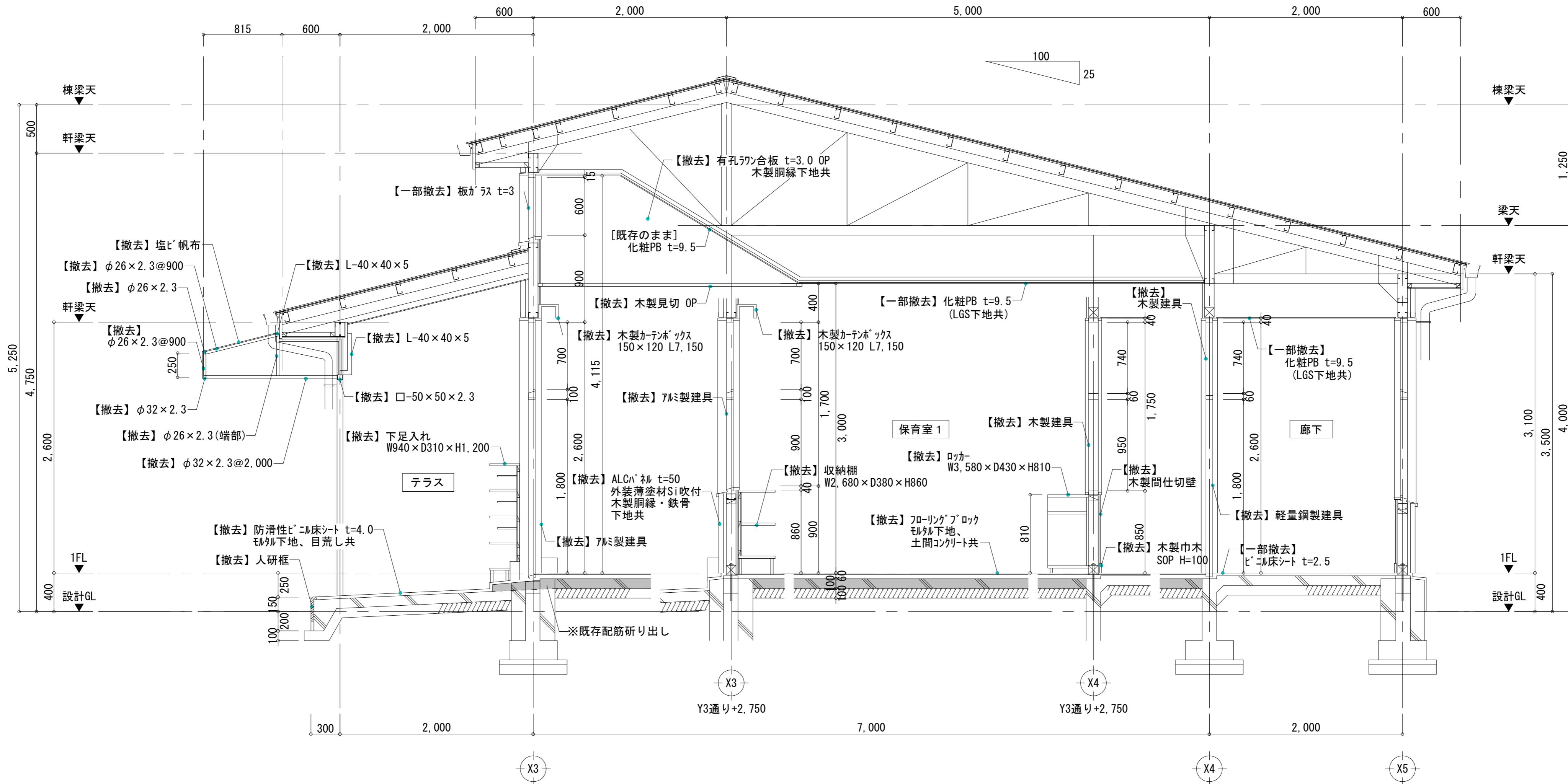
屋根	【既存のまま】カラーベストコロニアル葺き アスファルトルーフィング 22kg敷き + ラン合板 t=12 下地	車庫スロープ	《新設》土間コン刷毛引き仕上げ t=150 目地切 ワイヤーメッシュφ6 100×100
軒天	【既存のまま】石綿セメント板 t=6 及び 有孔石綿セメント板 t=6 VP	軒樋	【既存のまま】硬質塩ビ 角樋 W=120
外壁	【既存のまま】ALCパネル t=50 外装薄塗材Si吹付 (木製胴縁下地)	豎樋	《一部新設》既存豎樋 ケレンの上、反射トレー貼
	《新設》ALCパネル t=50 複層塗材E (LGS25下地) 周囲シーリング	テラス床	【既存のまま】防滑性ビニル床シート t=4.0 モルタル金コテ下地
	《一部新設》既存ALCパネル t=50 水洗い、下地調整の上、複層塗材E 周囲シーリング	テラス柱	《一部新設》既存鉄骨柱 下地調整の上、錆止め塗装 (反射トレー貼)
巾木	【既存のまま】モルタル金コテ仕上げ	庇	【既存のまま】塩ビ帆布 (鉄骨下地共)
犬走り	【既存のまま】モルタル金コテ仕上げ		

室名		床	巾木	壁(梁型)	廻り縁	天井高	天井	備考
保育室1	改修前	【撤去】フローリング ブロック (モルタル下地) 土間コンクリート共	【撤去】木製 SOP H=100	【撤去】ラン合板 t=5.5 + 揭示クリップ (木製胴縁下地共) 【撤去】ラン合板 t=5.5 OP (木製胴縁下地共) 【撤去】有孔ラン合板 t=3.0 OP (木製胴縁下地共) 【撤去】木製間仕切壁: ラン合板 t=5.5 OP (木製軸組下地共)	【一部撤去】木製	4,115 3,000	【一部撤去】化粧PB t=9.5 (LGS下地共)	【撤去】ロッカ、収納棚、戸棚、黒板、木製見切、カーテンホックス
車庫	改修後	《新設》土間コンクリート金コテ直均し仕上げ t=120 目地切 D10 @200タテヨコ	《新設》ソフト巾木 H=100	《新設》LGS100下地、PB t=12.5 NAD塗り 《新設》LGS25下地、PB t=12.5 NAD塗り 《新設》PB t=12.5 (GL工法) NAD塗り	【既存のまま】木製	4,115 3,000	《新設》化粧PB t=9.5 (LGS下地共)	《新設》棚、棚板、壁フック、天井点検口
保育室2	改修前	【一部撤去】フローリング ブロック モルタル下地共	【一部撤去】木製 SOP H=100	【一部撤去】ラン合板 t=5.5 + 揭示クリップ (木製胴縁下地共) 【一部撤去】ラン合板 t=5.5 OP (木製胴縁下地共) 【一部撤去】ラン合板 t=5.5 OP 【一部撤去】揭示クリップ貼	【既存のまま】木製	4,115 3,000	【既存のまま】化粧PB t=9.5	【撤去】ロッカ、収納棚、錠前撤去×2(軽量鋼製建具) 【一部撤去】木製見切
詰所	改修後	《一部新設》フローリング ブロック t=15 モルタル下地共 《一部新設》モルタル金コテ押さえ	《一部新設》モルタル金コテ仕上げ H=100 《一部新設》ソフト巾木 H=100	《一部新設》LGS25下地、PB t=12.5 NAD塗り 《一部新設》PB t=12.5 (GL工法) NAD塗り 《一部新設》PB t=12.5 NAD塗り (既存木製胴縁下地) 《一部新設》揭示クリップ貼	【既存のまま】木製	4,115 3,000	【既存のまま】化粧PB t=9.5	《新設》錠前付替え×2(軽量鋼製建具)、アルミ製見切、置コナ、マグネット付イートシート 3,600×1,200、天井点検口、目隠しフィルム貼
廊下	改修前	【一部撤去】ビニル床シート t=2.5	【一部撤去】木製 SOP H=100	【一部撤去】ラン合板 t=5.5 + OP 【一部撤去】ラン合板 t=5.5 + 揭示クリップ (木製胴縁下地共) 【撤去】木製間仕切壁: ラン合板 t=5.5 OP (木製軸組下地共)	【既存のまま】塩ビ	2,640	【一部撤去】化粧PB t=9.5 (LGS下地共)	【撤去】木製見切
	改修後	【一部新設】下地調整 (ケレン) の上、 ビニル床シート t=2.5	《新設》ソフト巾木 H=100	《新設》LGS100下地、PB t=12.5 NAD塗り 《新設》PB t=9.5 NAD塗り (既存木製胴縁下地)	【既存のまま】塩ビ	2,640	《新設》化粧PB t=9.5 (LGS下地共)	《新設》アルミ製見切、天井点検口





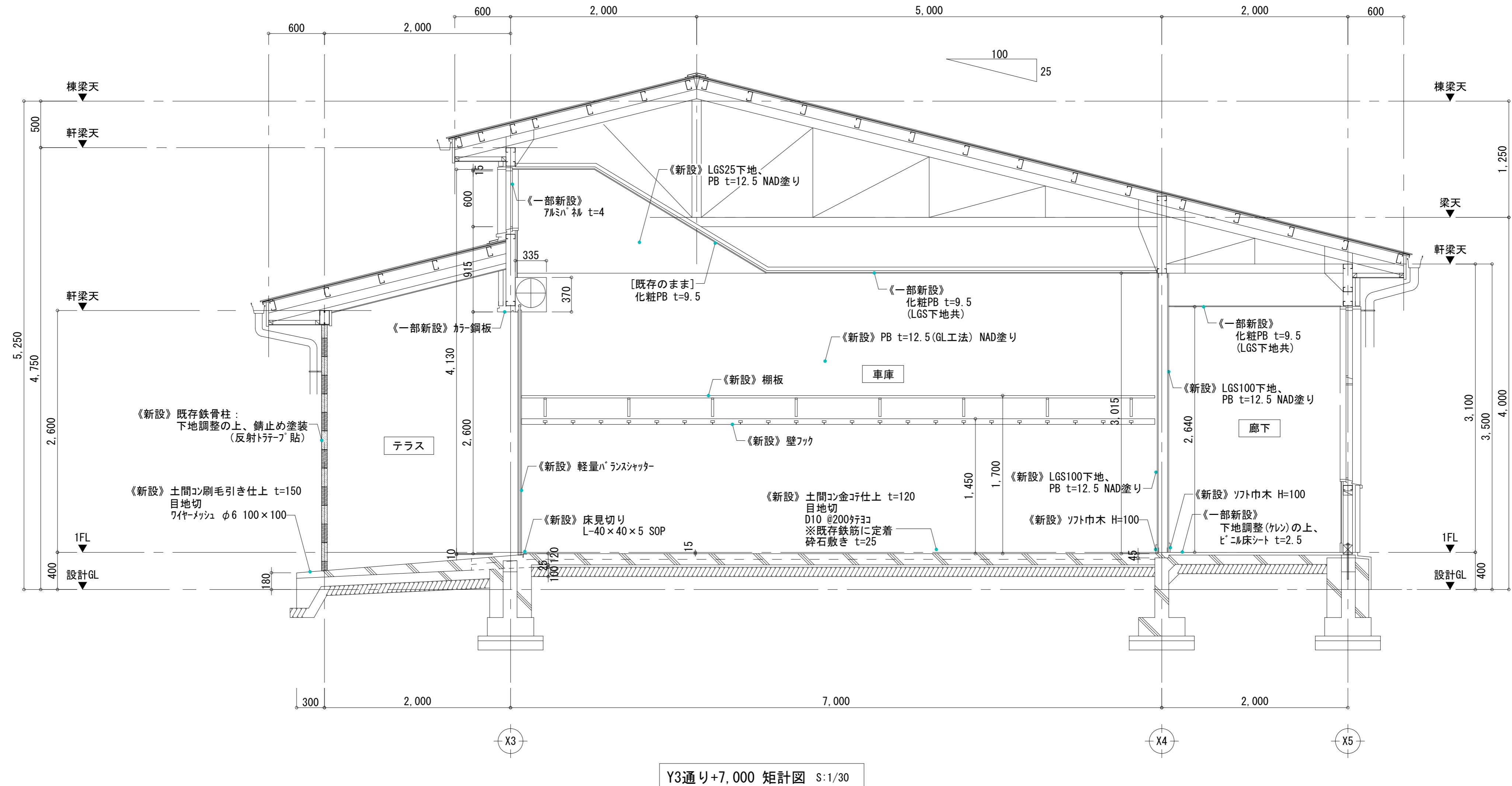


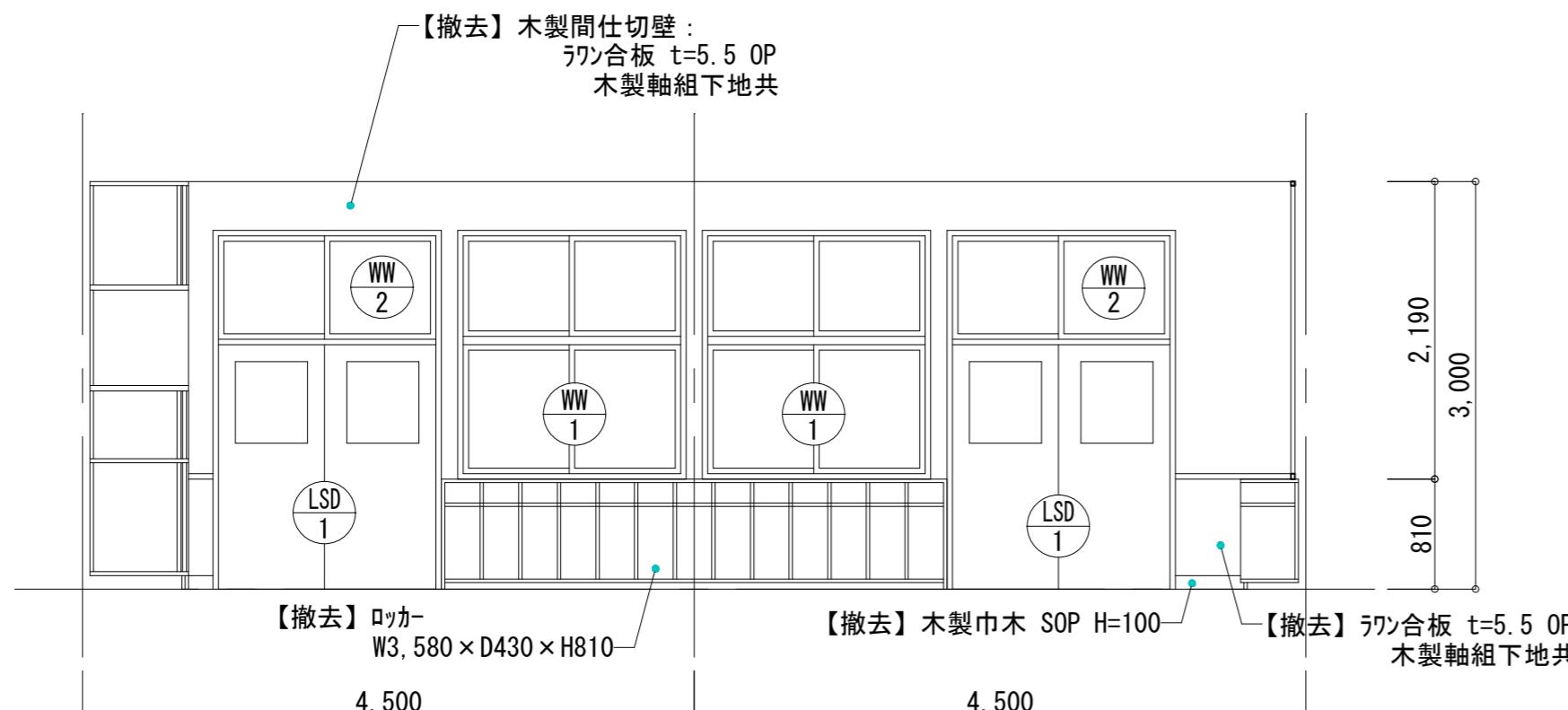


Y3通り+7,000 矩計図 S:1/30

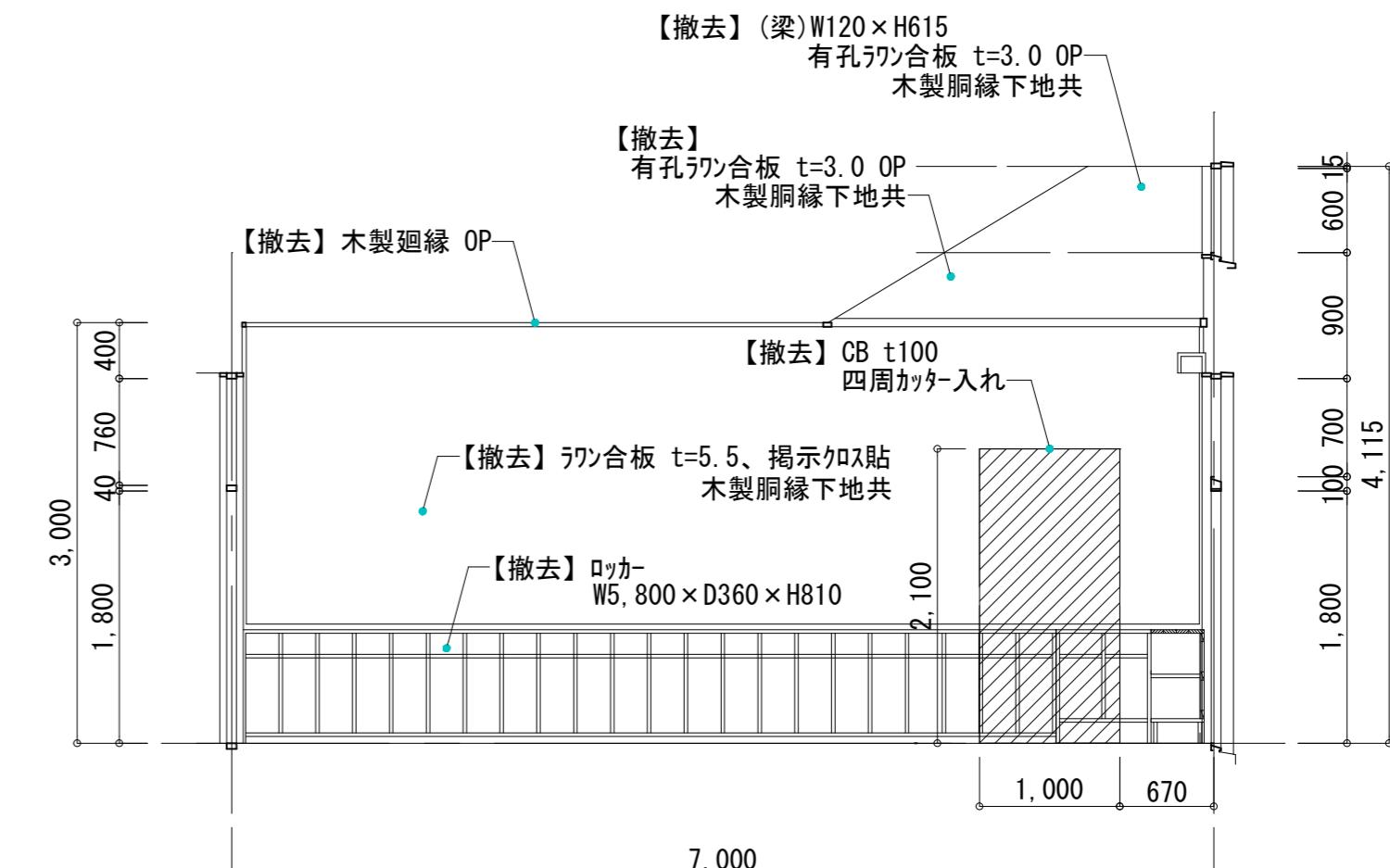
凡 例

### 土間コンクリート撤去範囲を示す

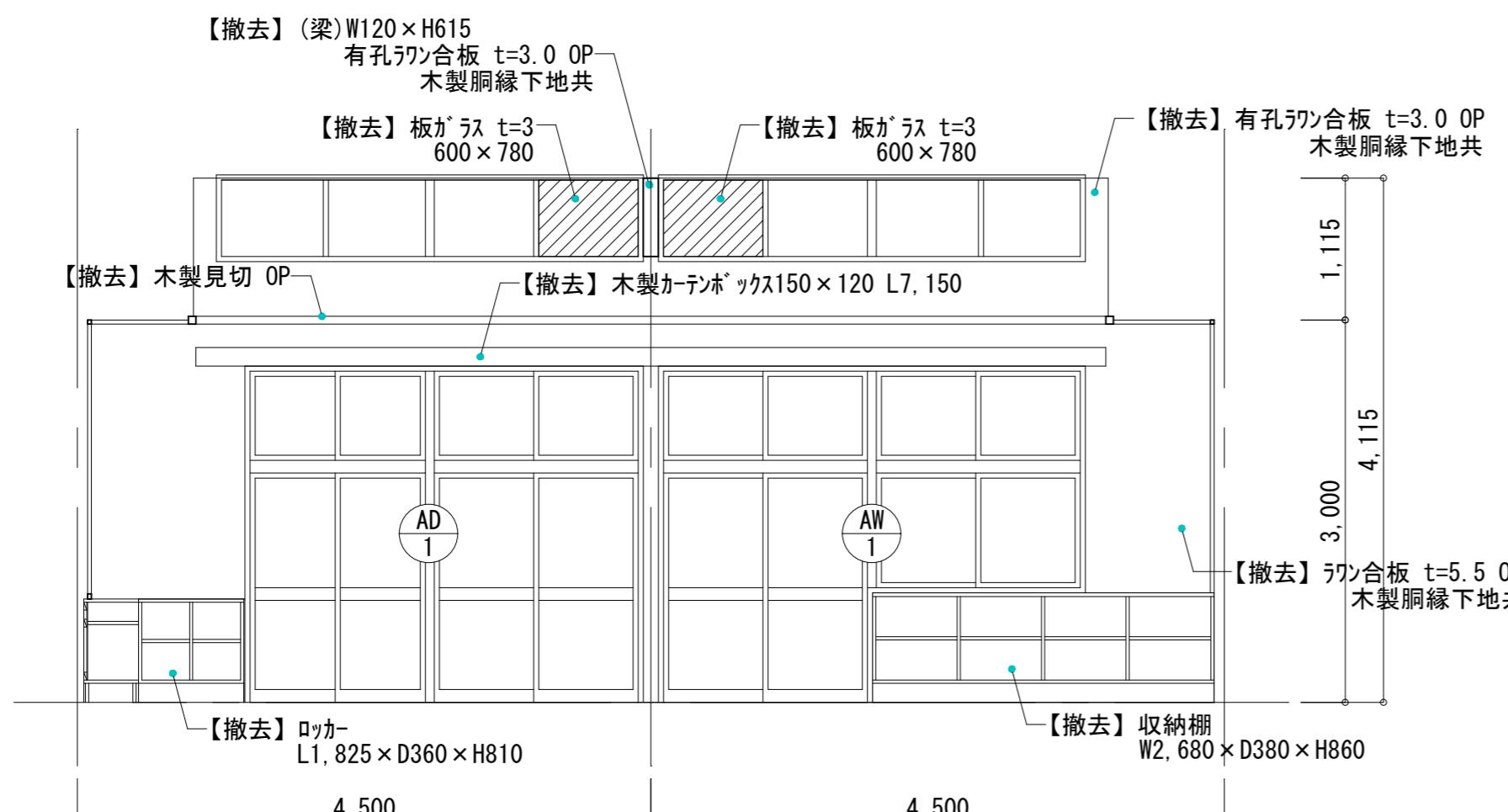




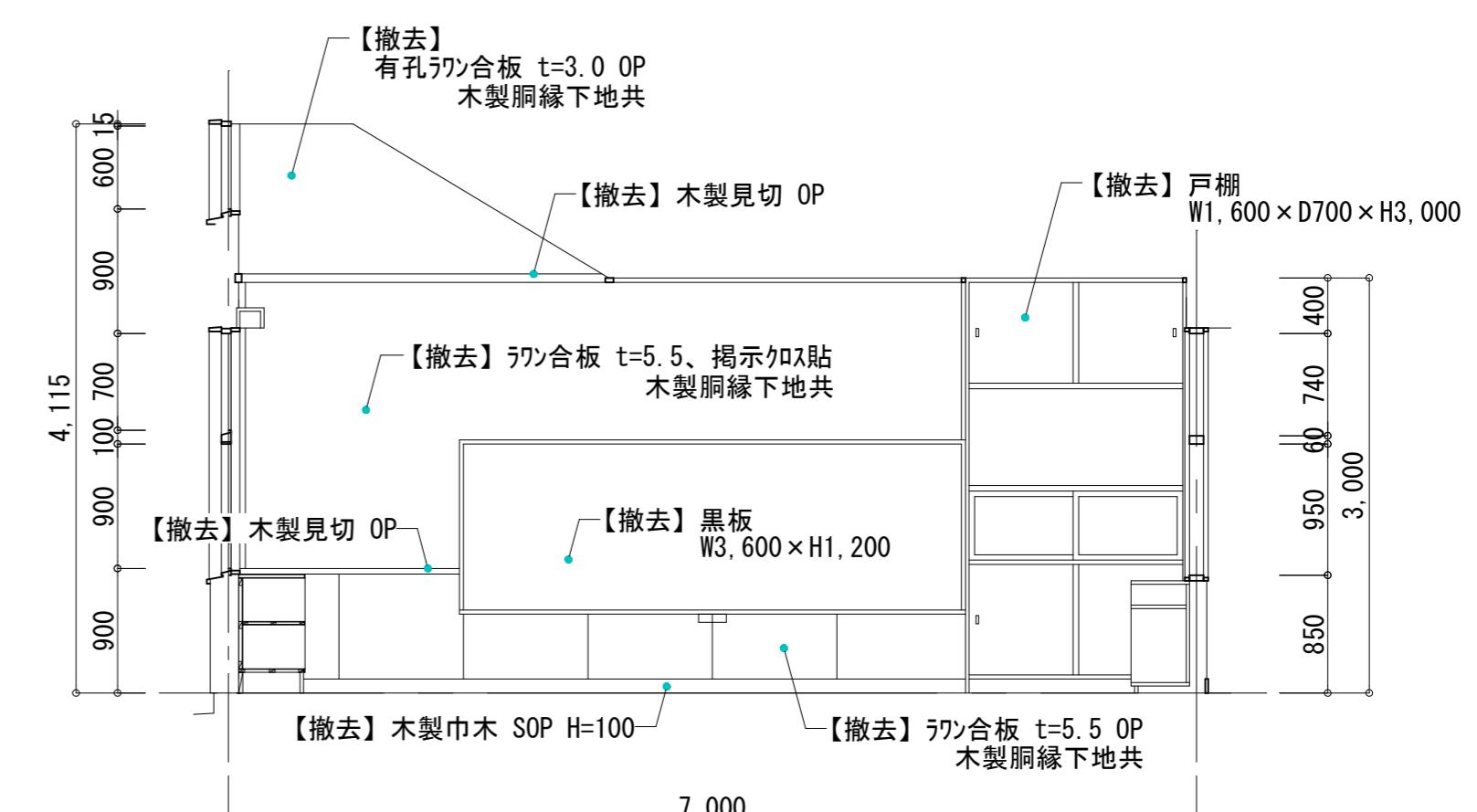
保育室 1 A S:1/50



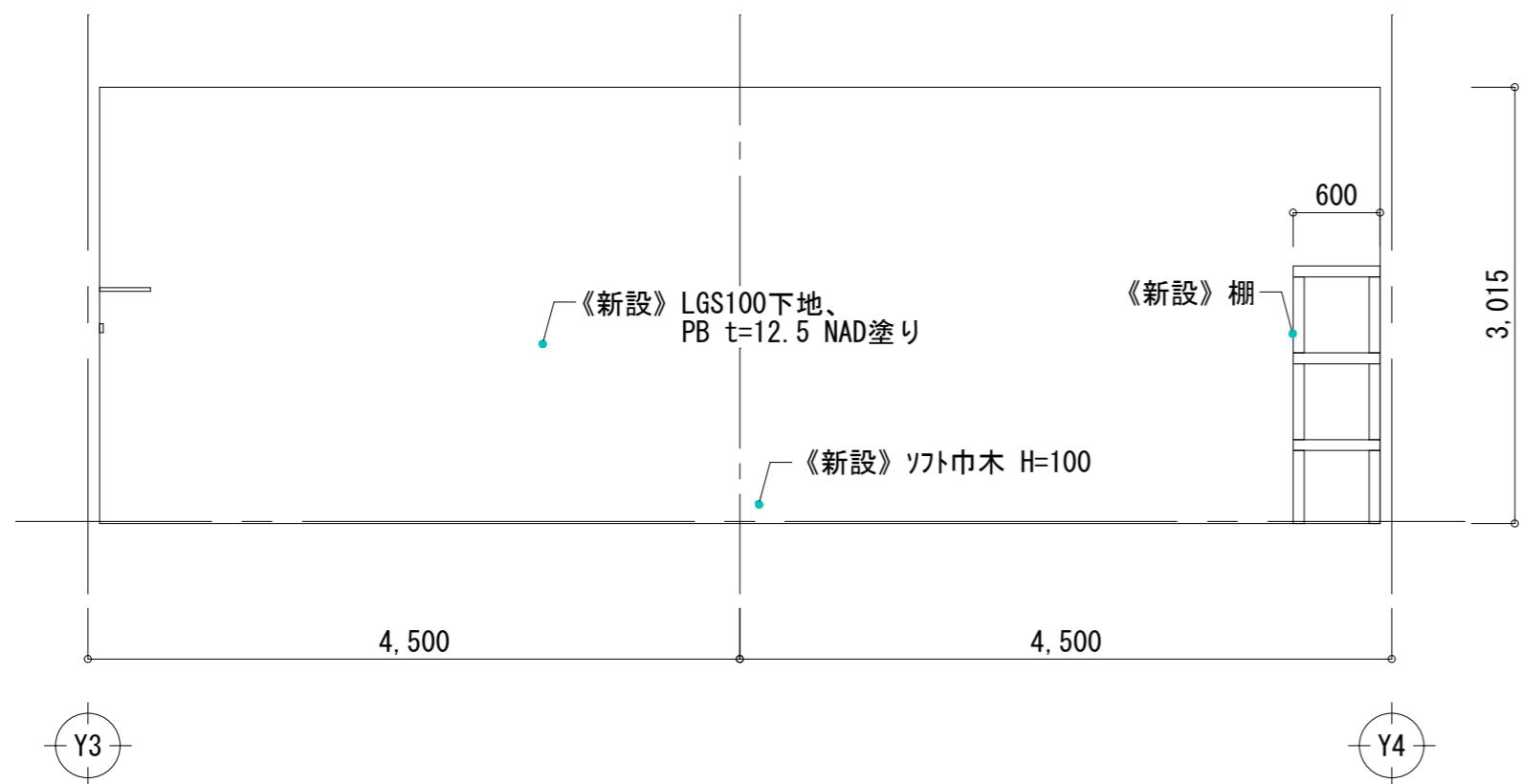
保育室 1 B S:1/50



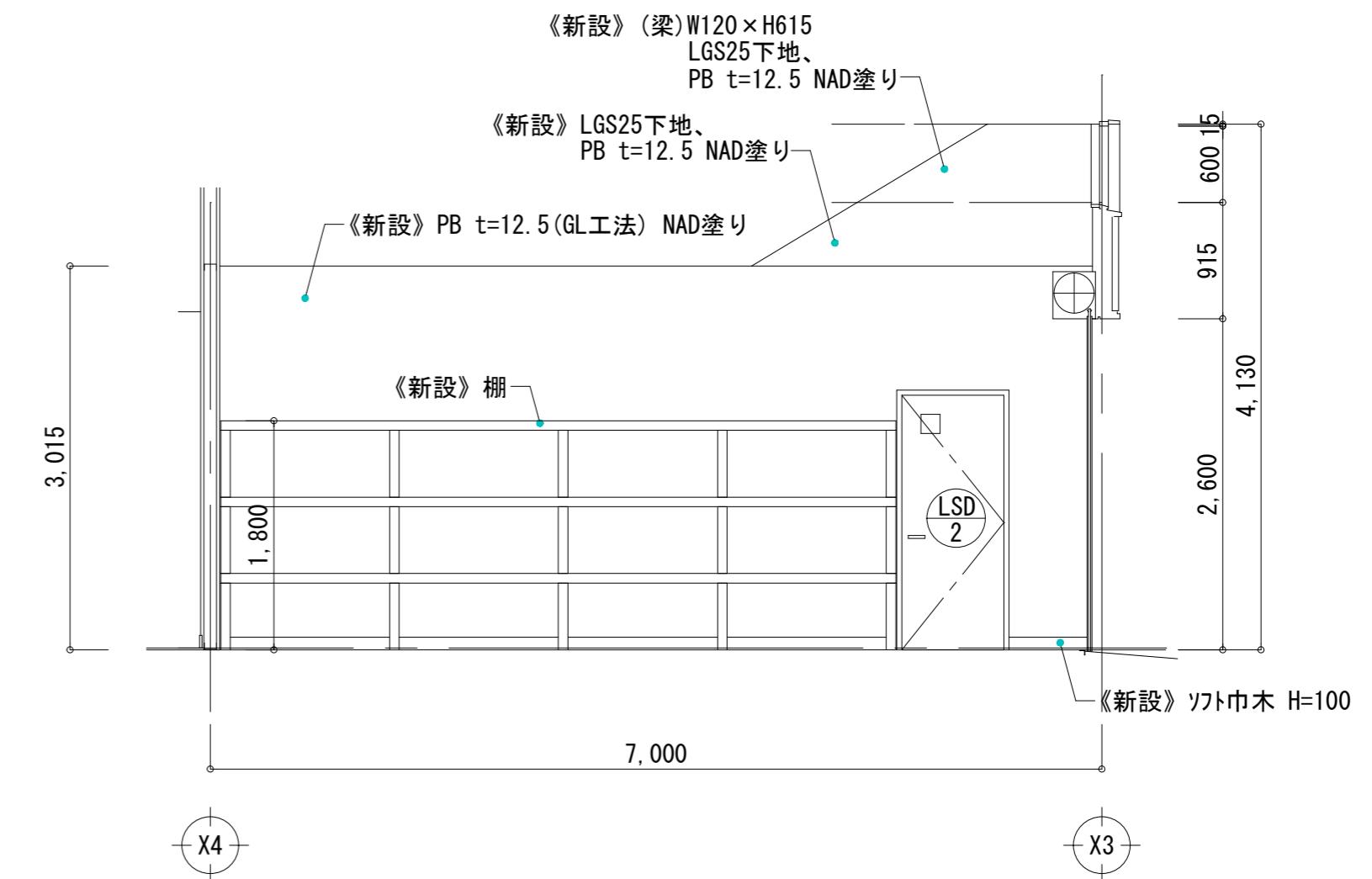
保育室 1 C S:1/50



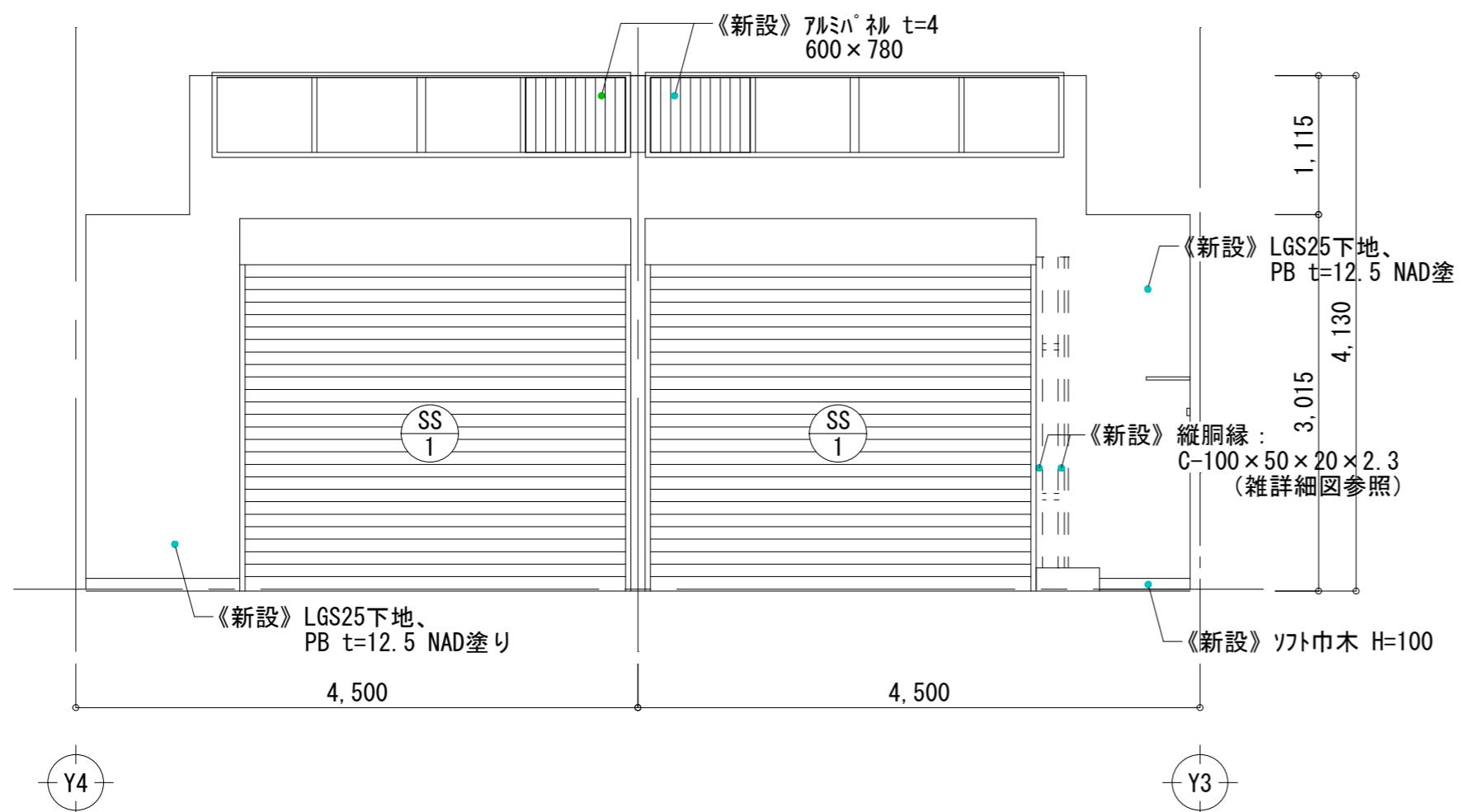
保育室 1 D S:1/50



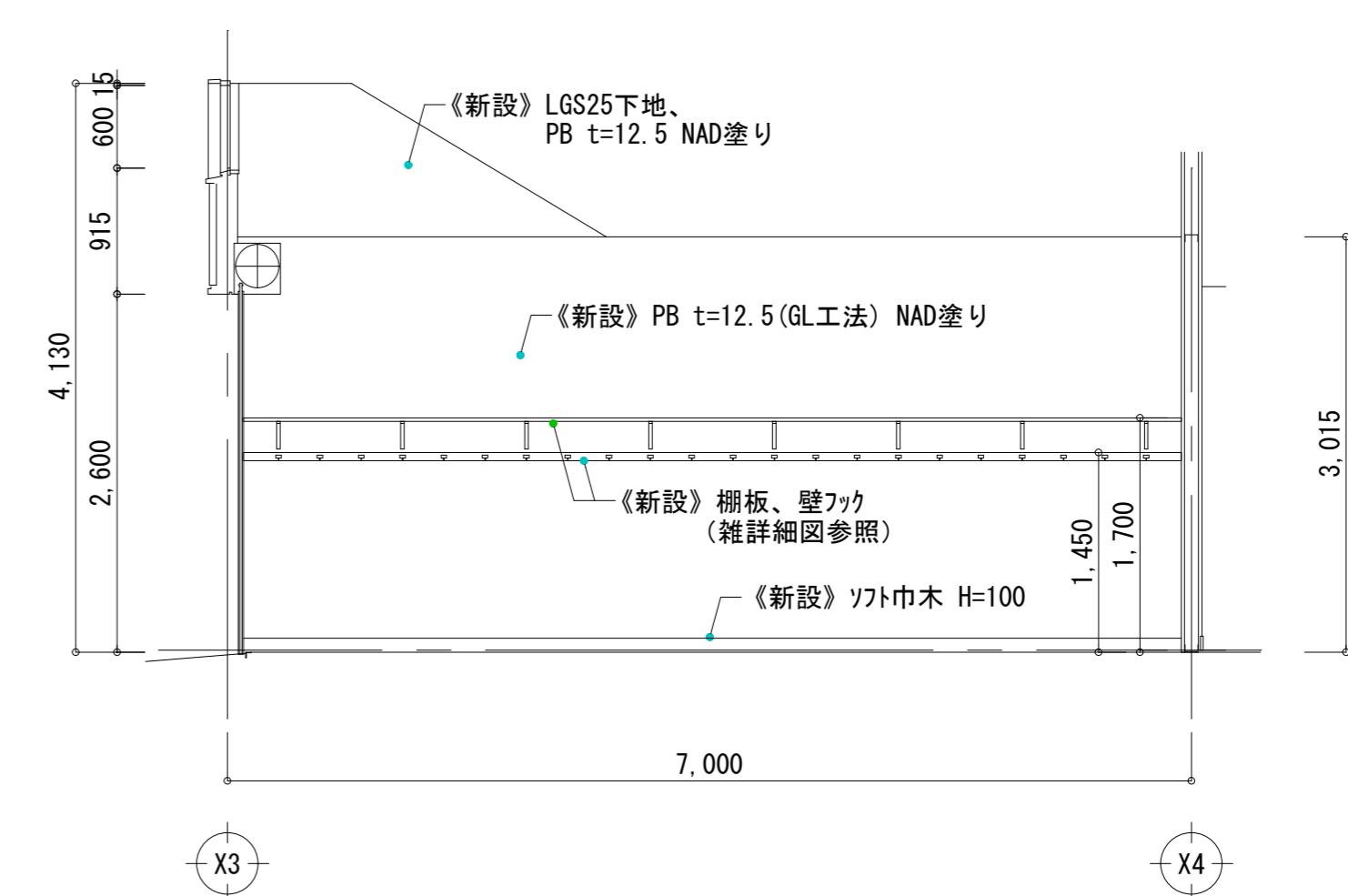
車庫 A S:1/50



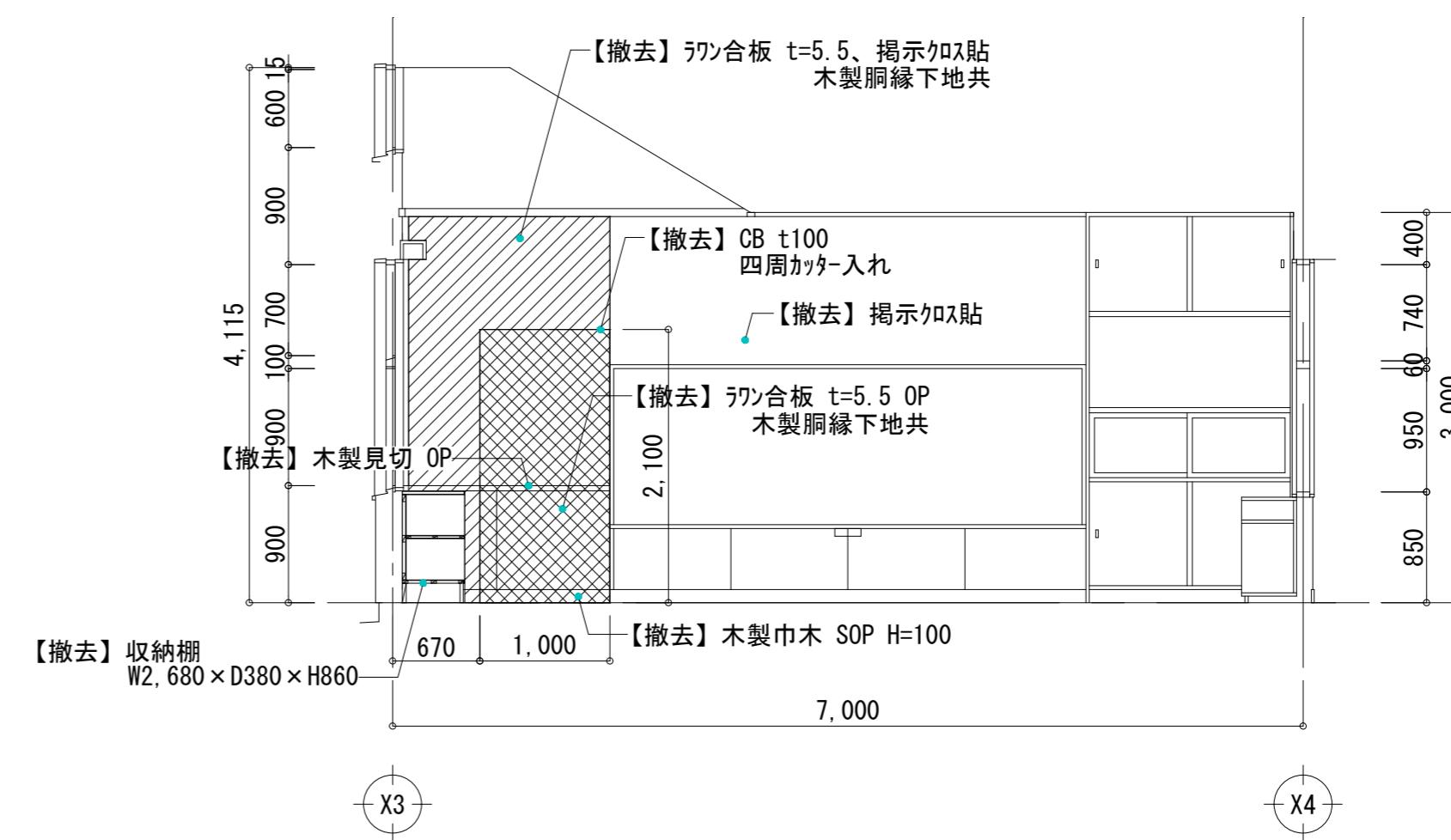
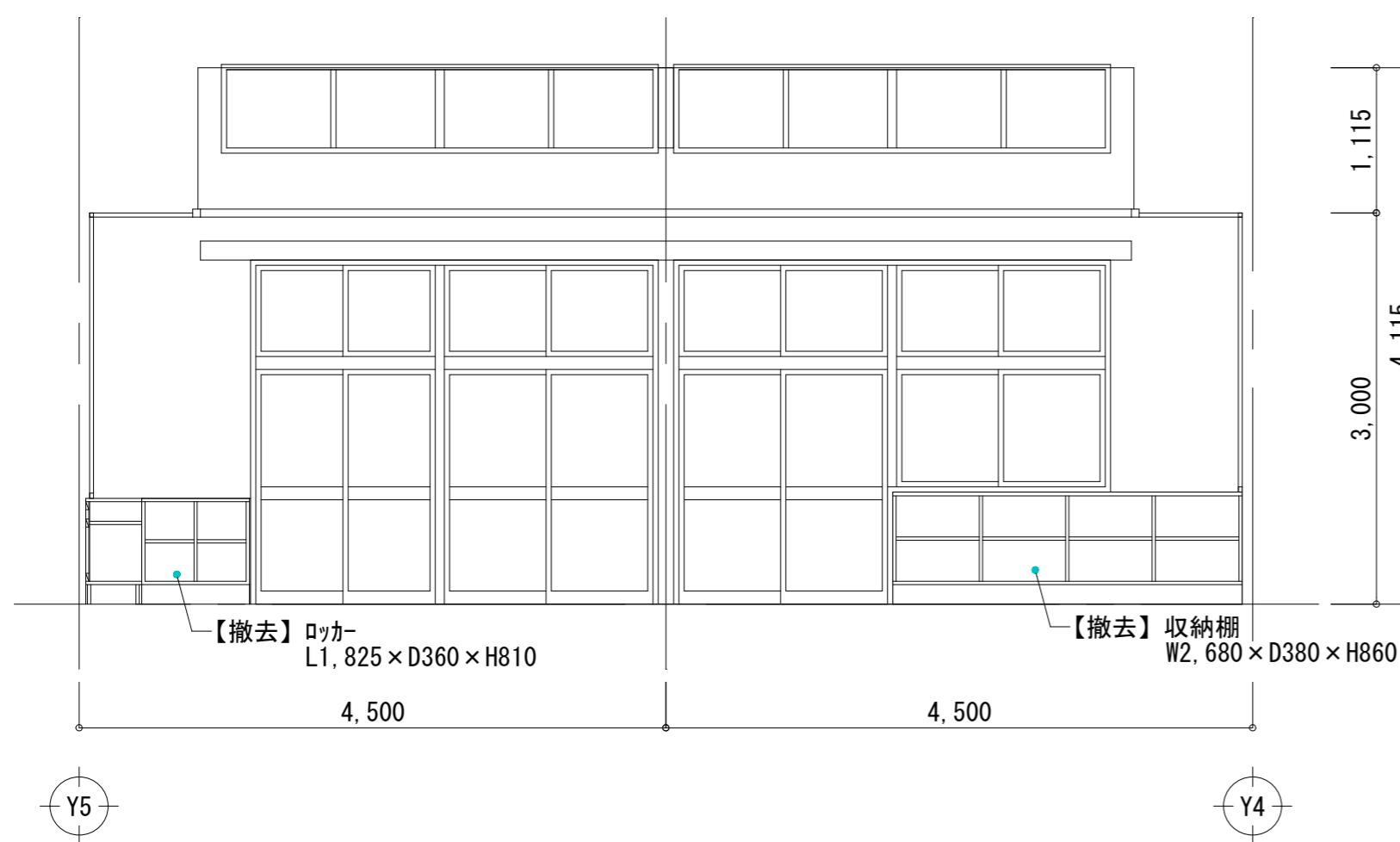
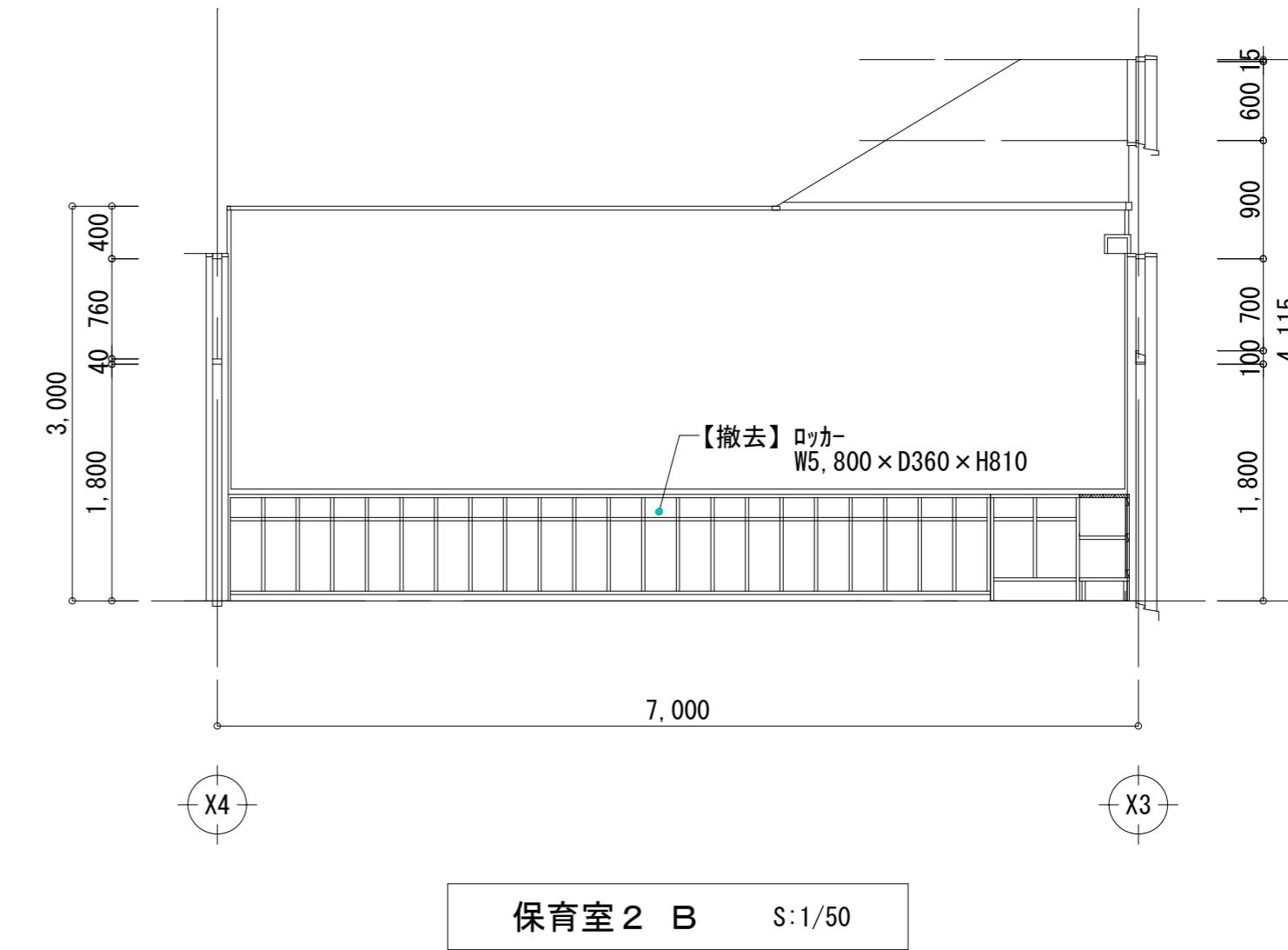
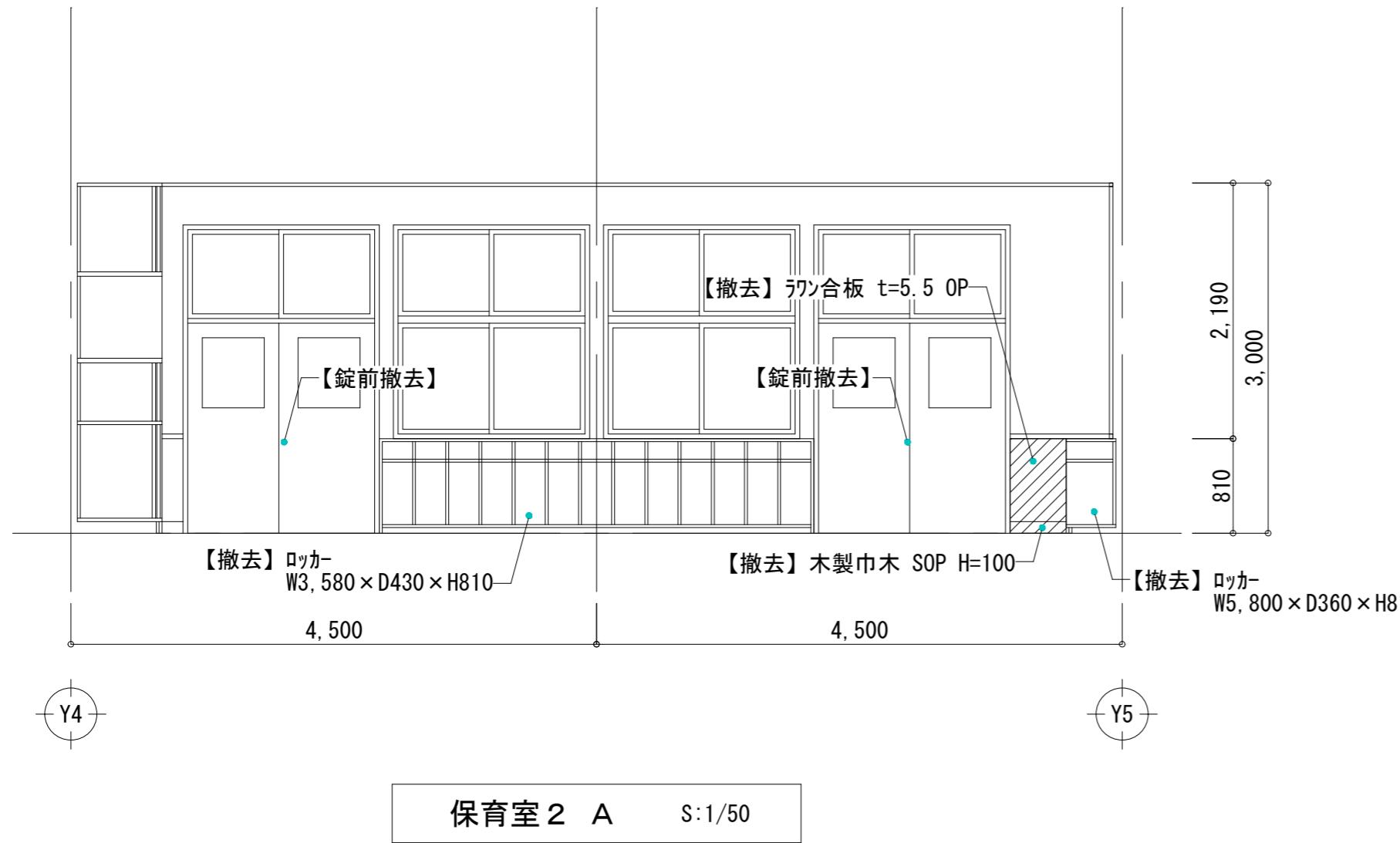
車庫 B S:1/50

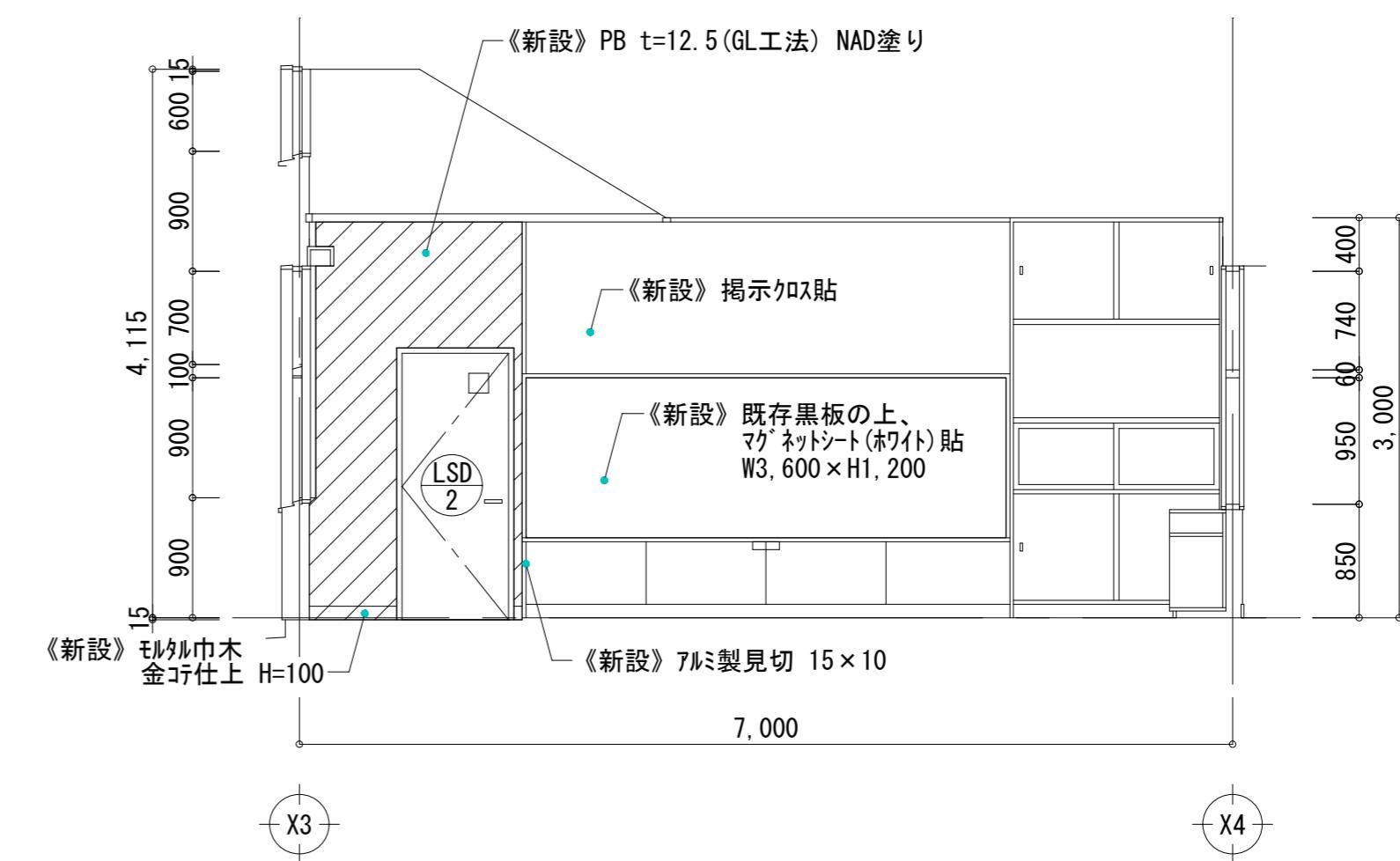
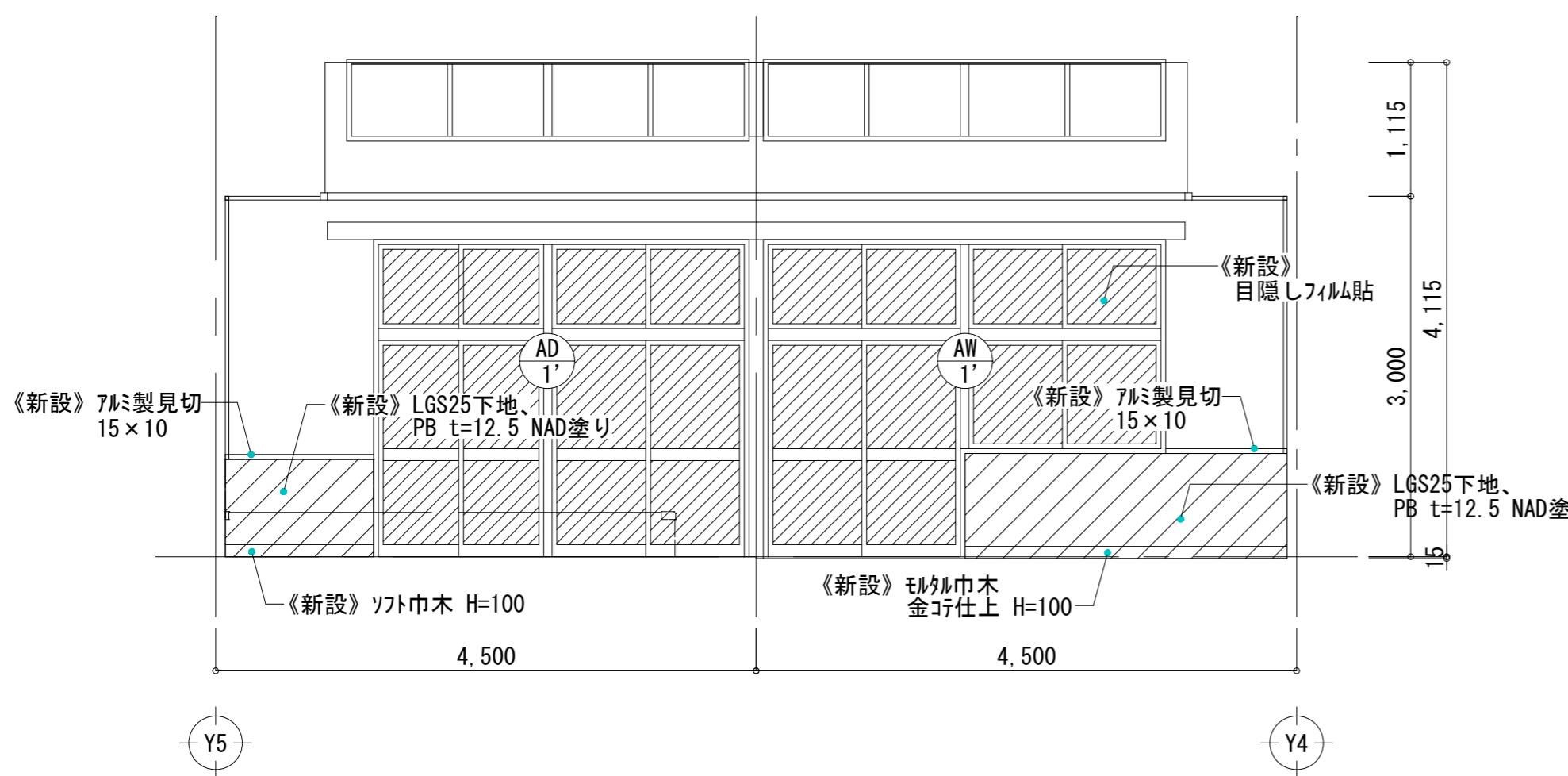
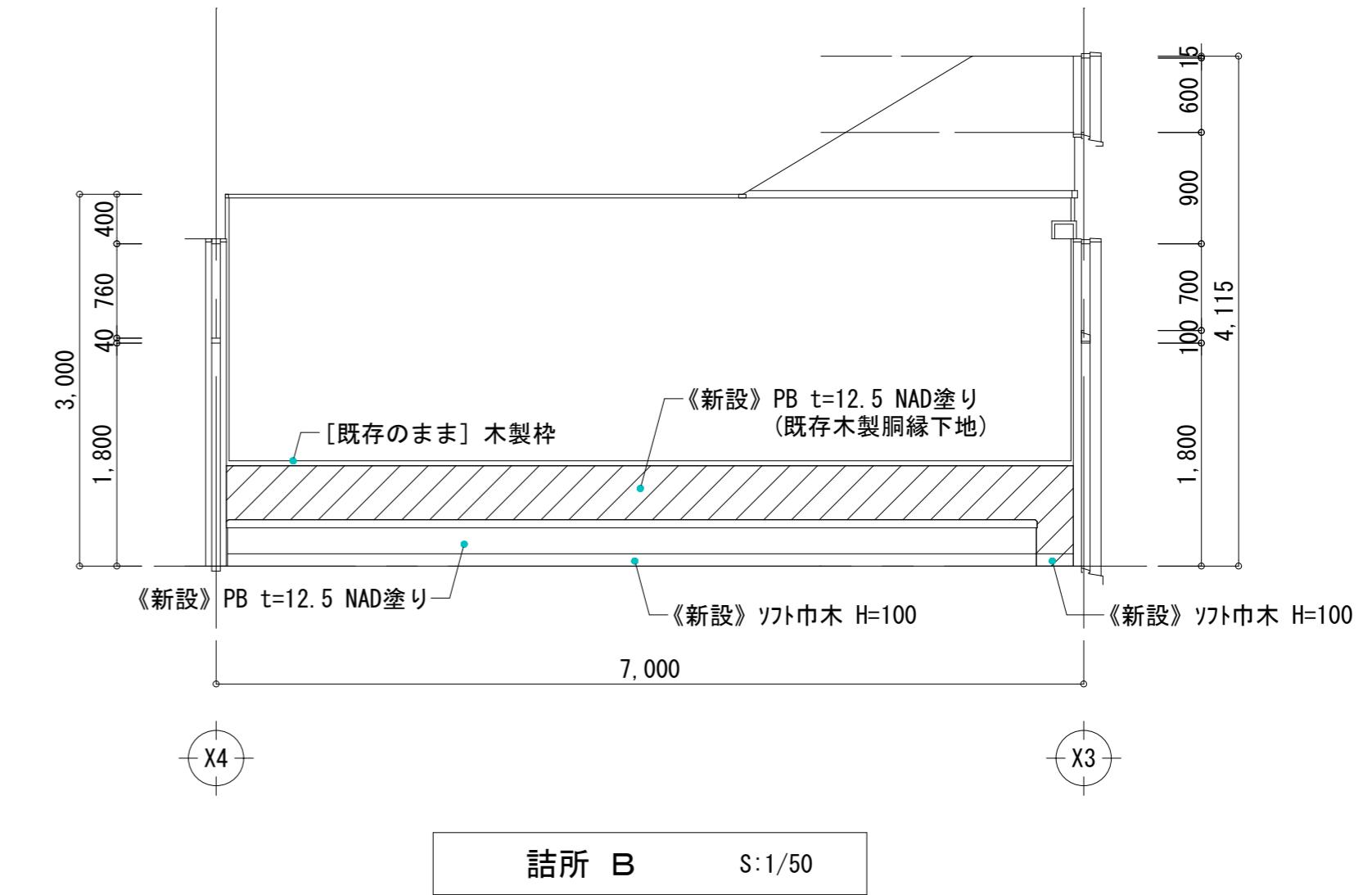
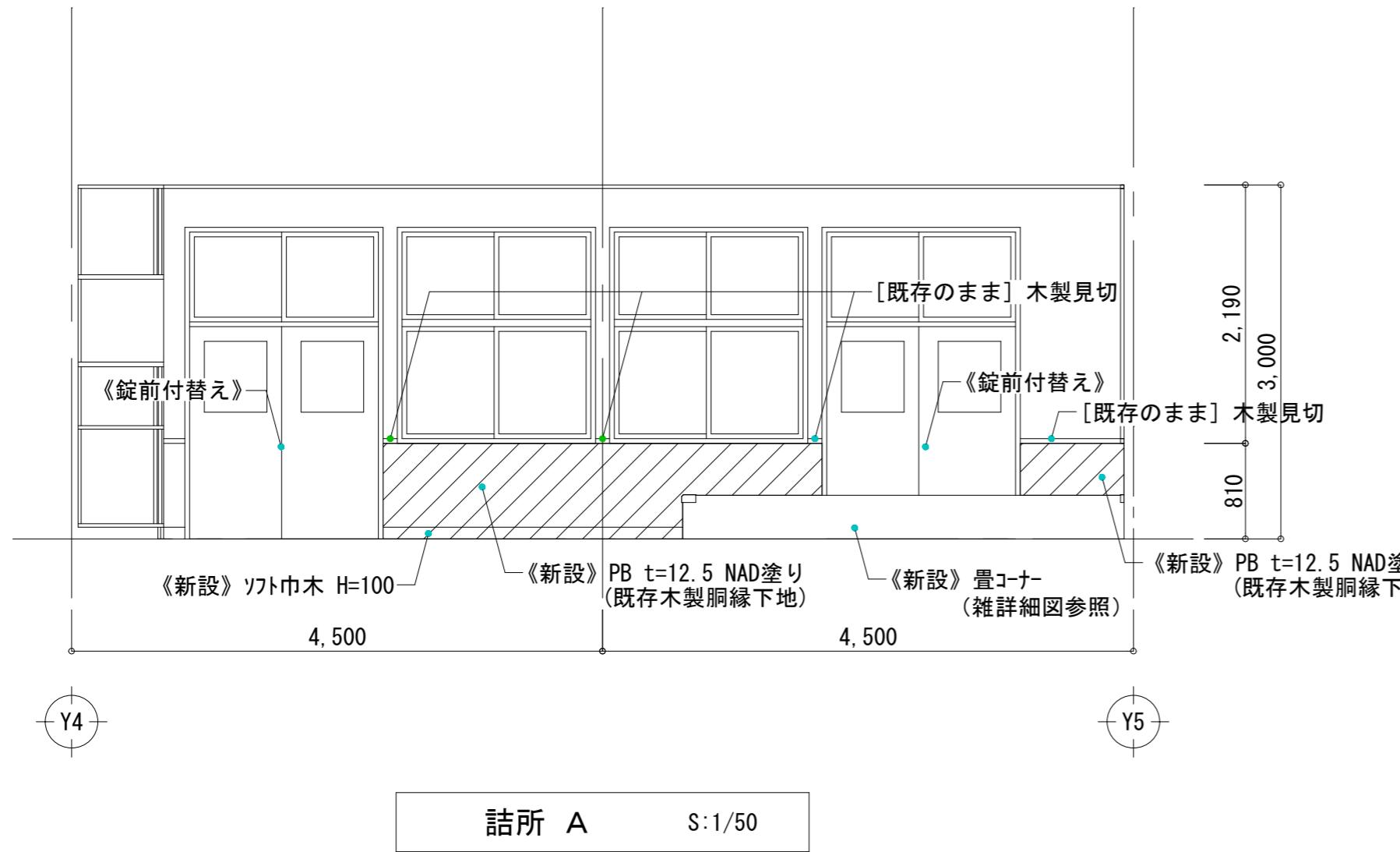


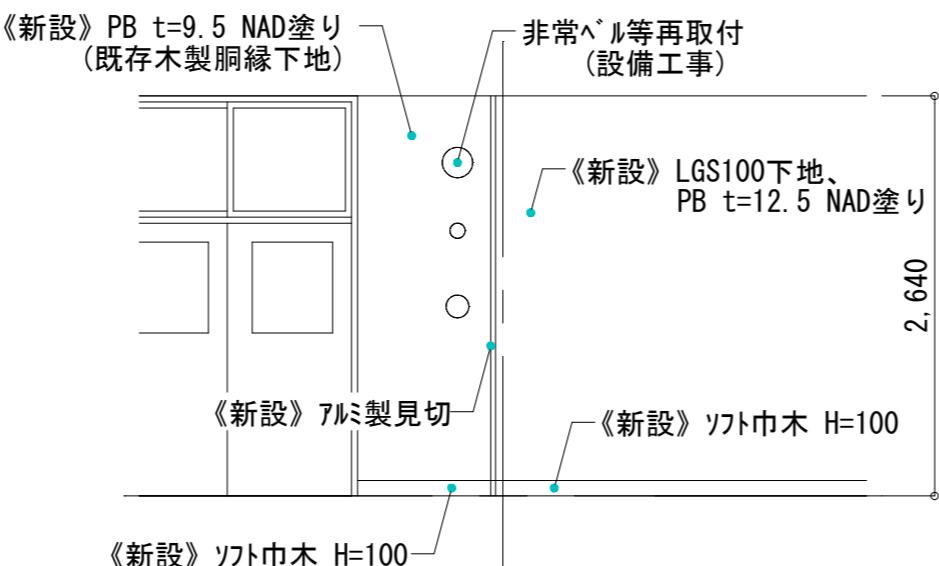
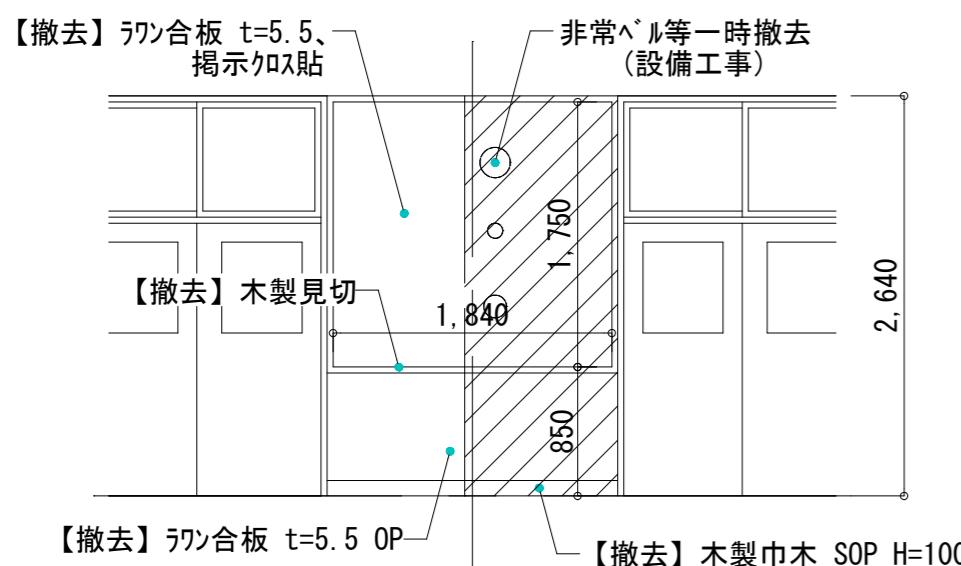
車庫 C S:1/50



車庫 D S:1/50



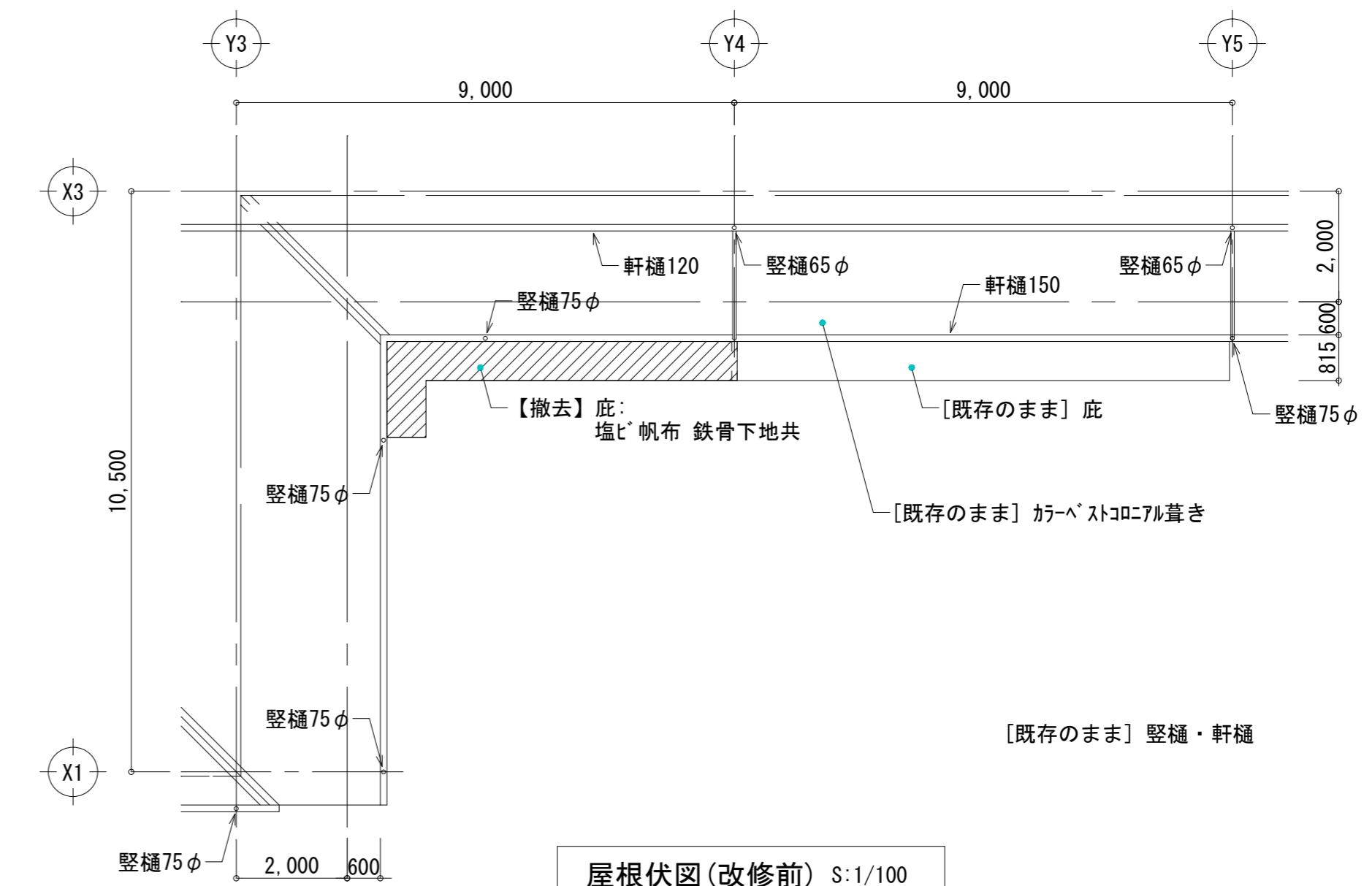




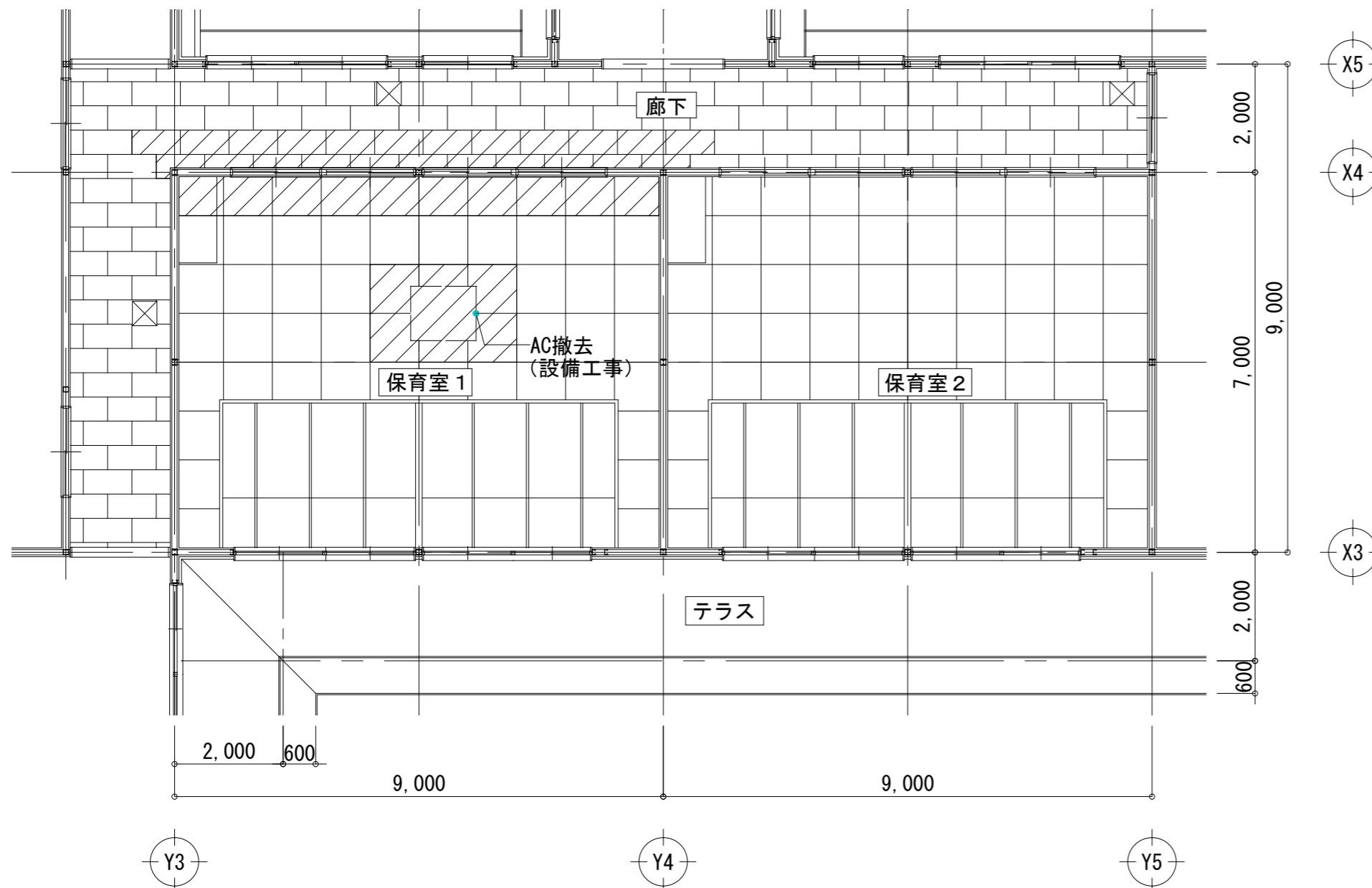
凡例  
[ ] 木製洞縁下地撤去範囲を示す。

廊下(改修前) C S:1/100

廊下(改修後) C S:1/100

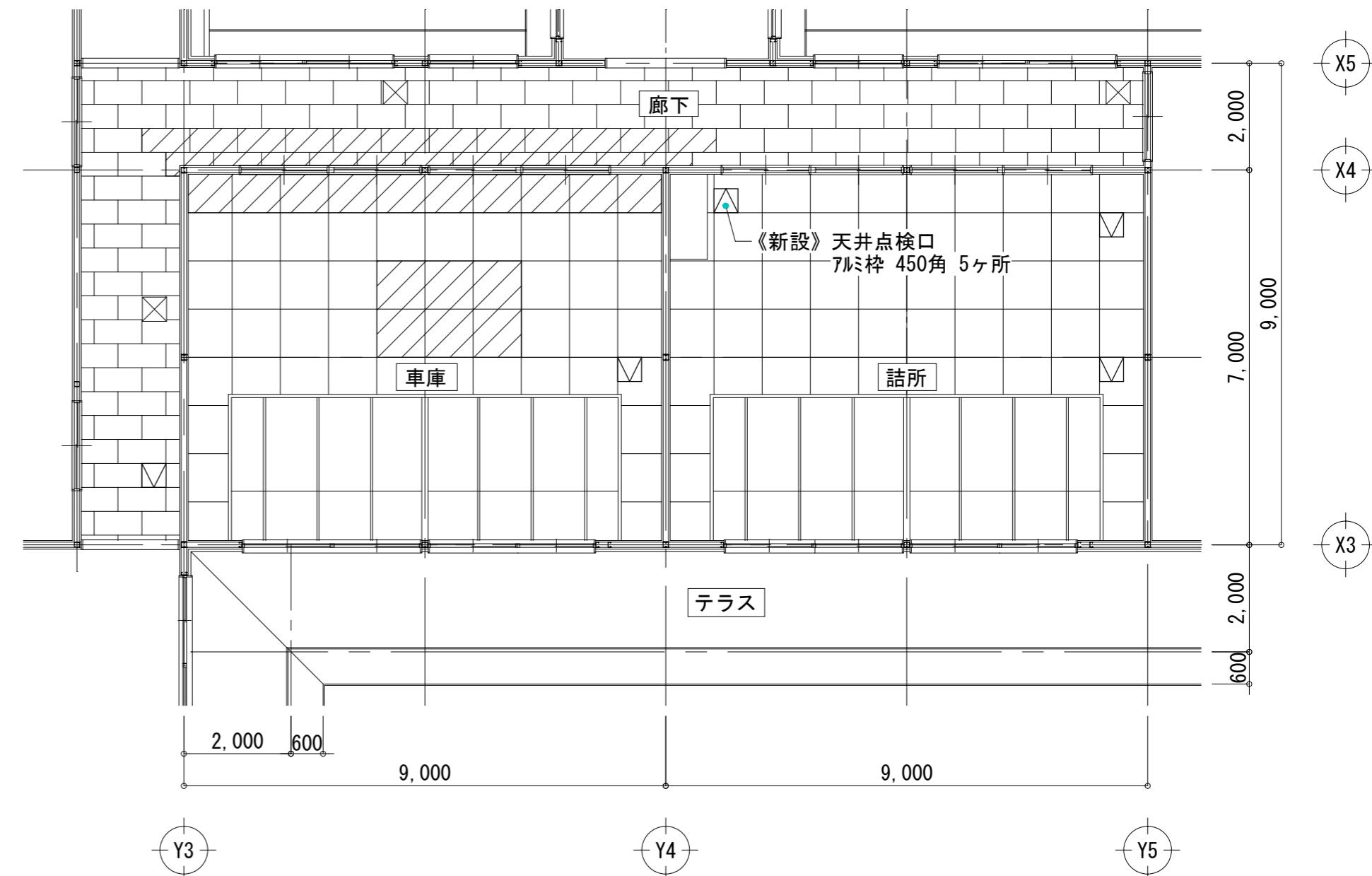


屋根伏図(改修前) S:1/100



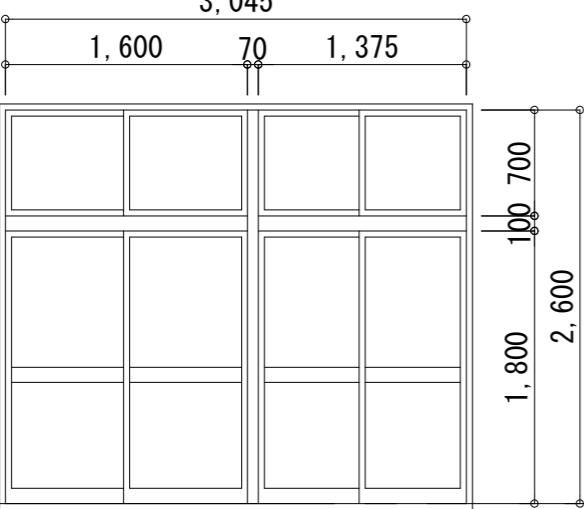
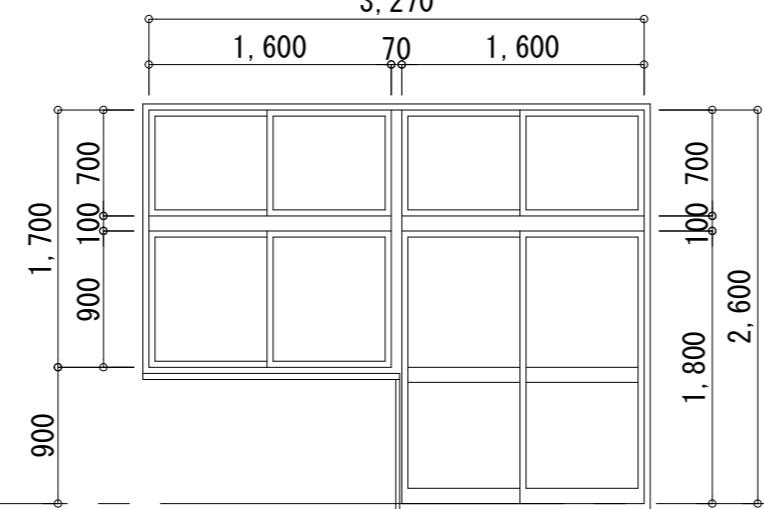
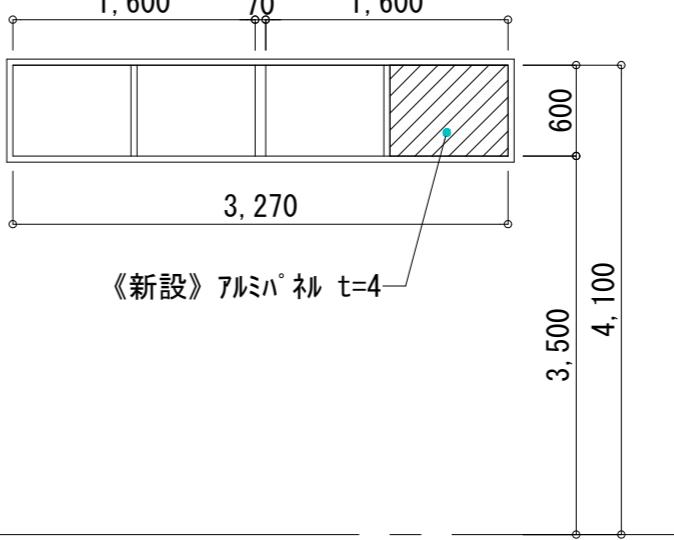
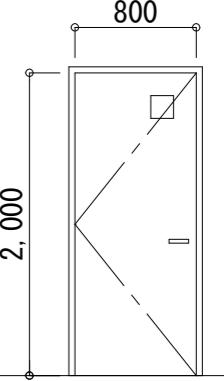
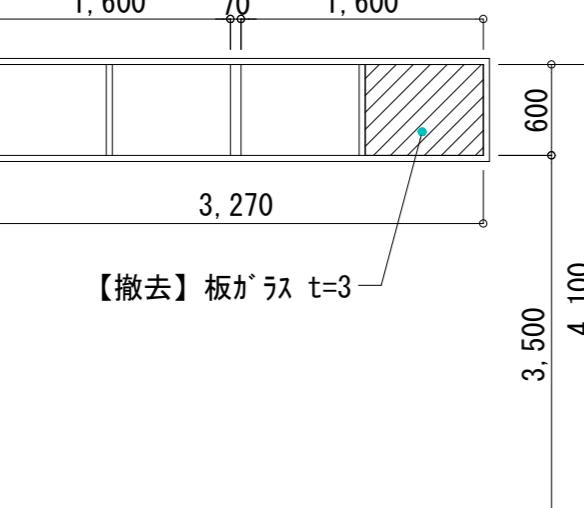
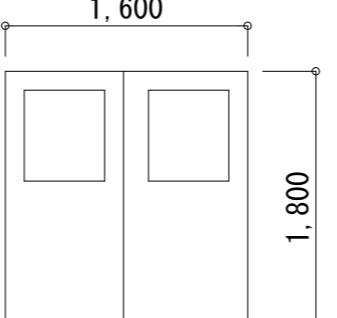
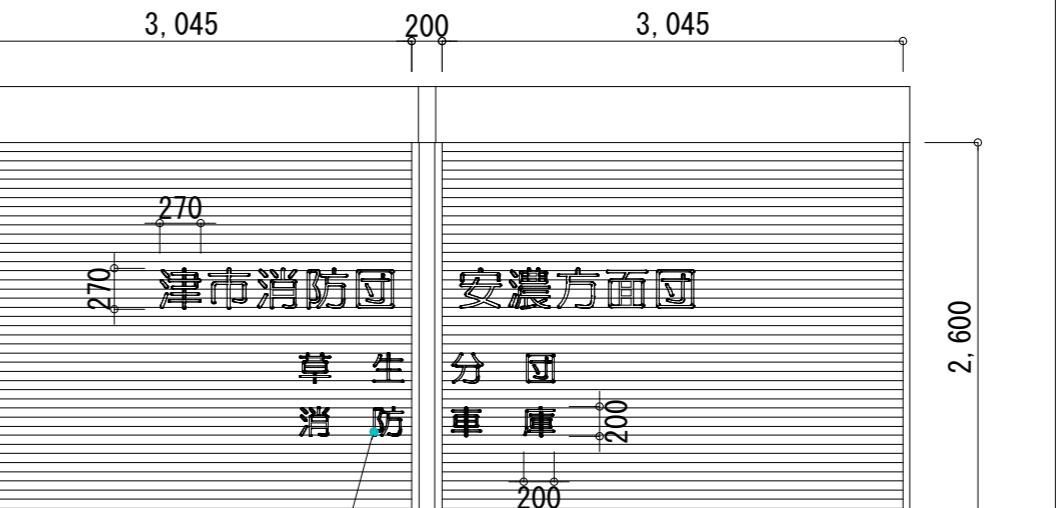
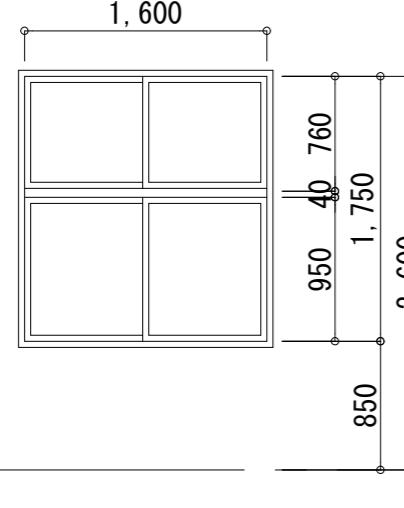
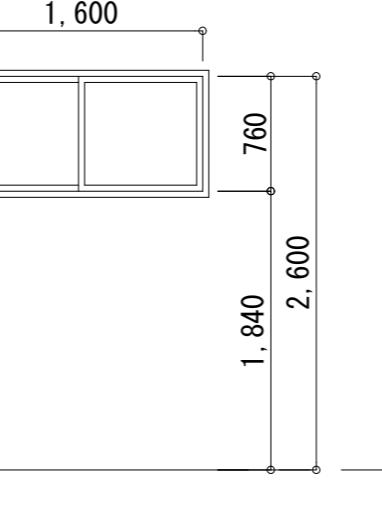
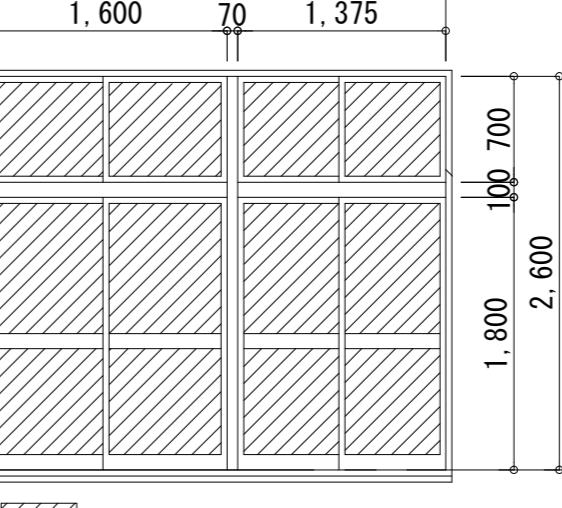
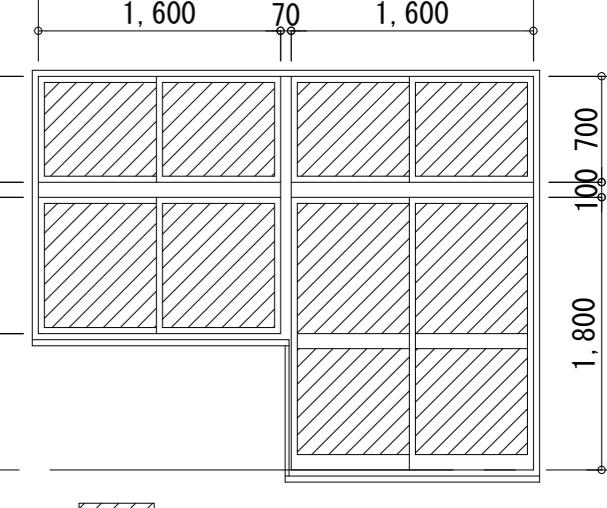
天井伏図(改修前) S:1/100

凡例  
[ ] 【撤去】化粧PB t=9.5 LGS下地共

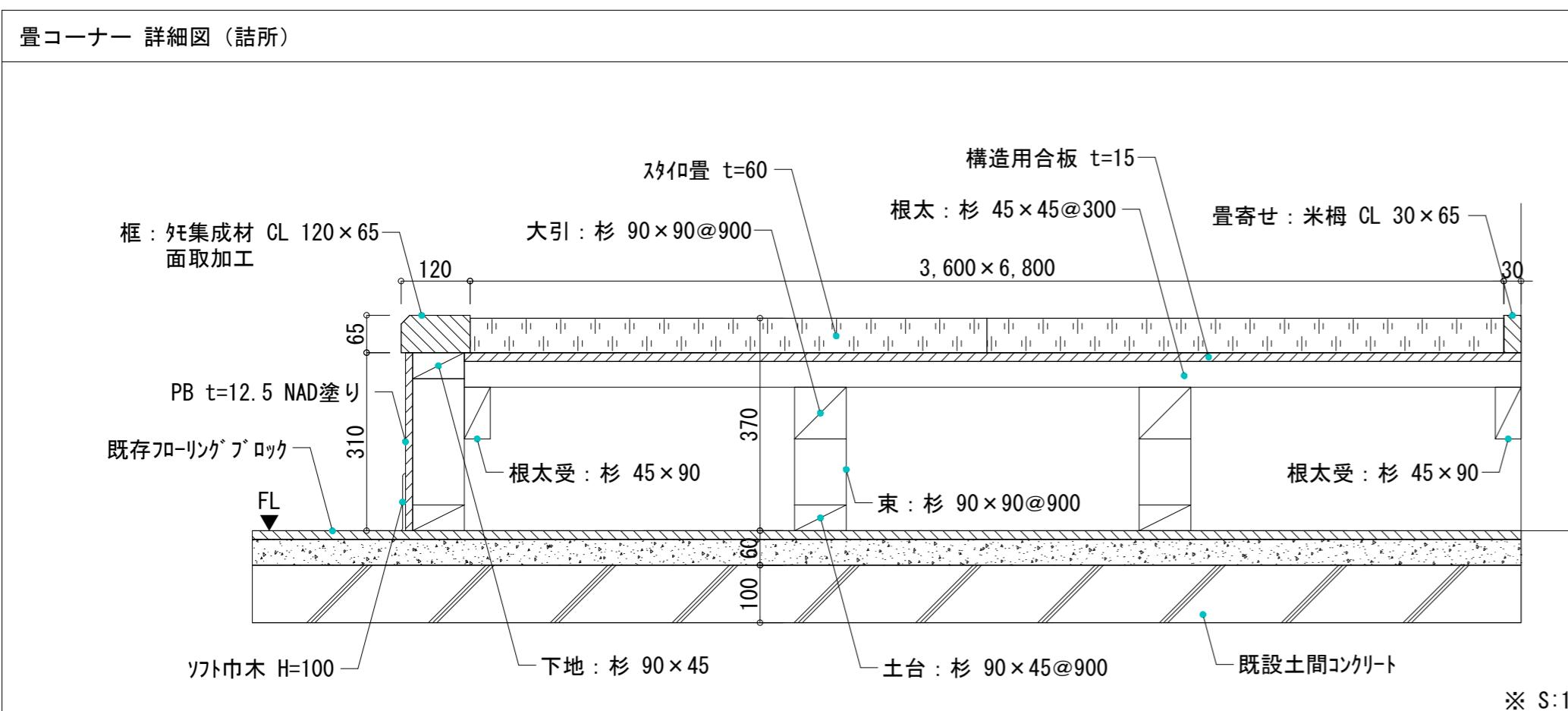


天井伏図(改修後) S:1/100

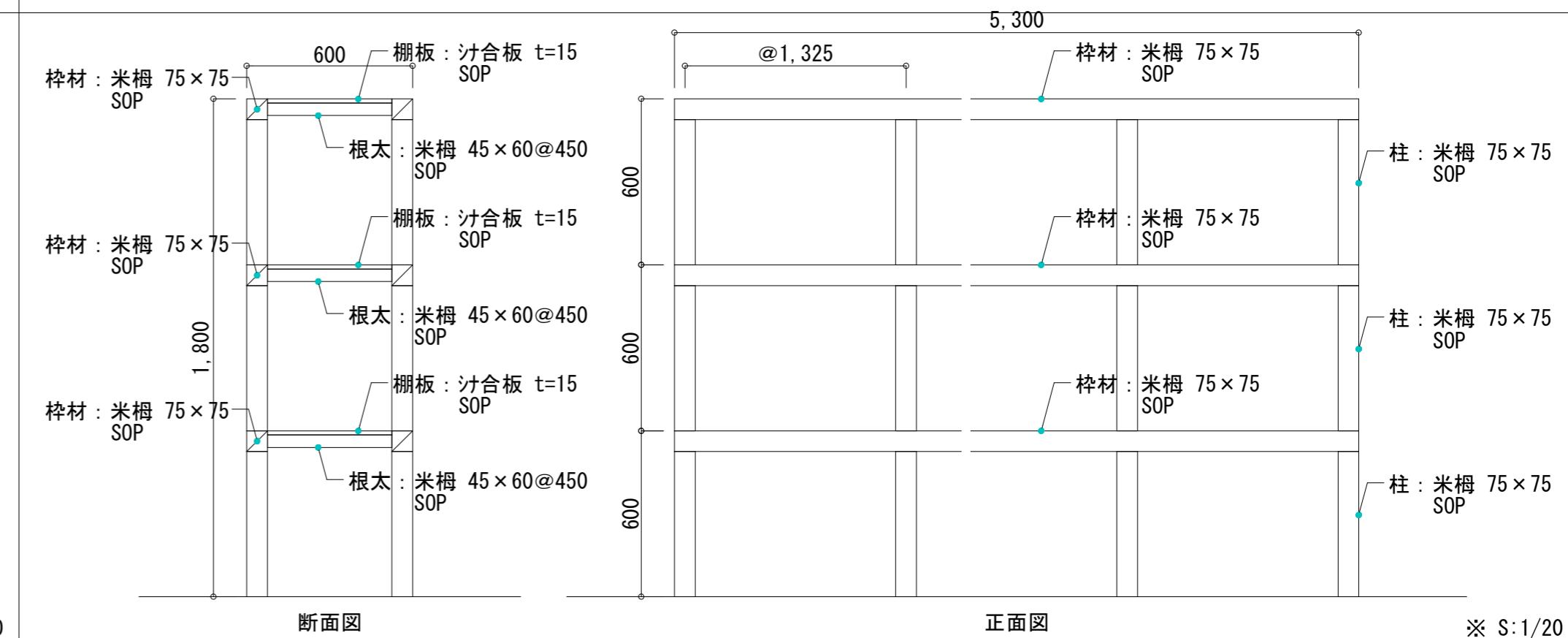
凡例  
[ ] 《新設》LGS下地、化粧PB t=9.5

建具表(改修前)								建具表(改修後)							
番号	名称	AD-1	ラム付き2連引違い窓	【撤去】	AW-1	ラム付き2連引違い窓	【撤去】	番号	名称	AW-2	ラム付き2連引違い窓	LSD-2	片開き戸	《新設》	
姿図								姿図							
場所	箇所	保育室1	1	保育室1	1	場所	箇所	車庫	2	車庫	1				
見込み	仕上	70	アルマイト	70	アルマイト	見込み	仕上	70	アルマイト	80	枠: 鋸止塗装 SOP バネ: 化粧鋼板				
ガラス		ラム・腰窓上段: 強化ガラス t=5 腰窓下段: 網入り板ガラス t=6.8		ラム・腰窓上段: 強化ガラス t=5 腰窓下段: 網入り板ガラス t=6.8		ガラス		強化ガラス t=5		型板ガラス t=4					
金物		クレセント、戸車、アルミ水切、アンダルビース		クレセント、戸車、アルミ水切、アンダルビース		金物		クレセント、戸車、アルミ水切、アンダルビース		ビボットヒンジ、ドアクローザー、レバーハンドル、スチール三方枠、SUSダブル					
番号	名称	AW-2	ラム付き2連引違い窓	LSD-1	軽量鋼製引違い戸	【撤去】	番号	名称	SS-1	軽量パラシシャッター	《新設》				
姿図							姿図								
場所	箇所	保育室1	2	保育室1	2	場所	箇所	車庫	2	車庫	1				
見込み	仕上	70	アルマイト	80	亜鉛鋼板	見込み	仕上	ガイトレール 39	ガイトレール	ガイトレール 0.8mm					
ガラス		強化ガラス t=5		型板ガラス t=4		ガラス									
金物		クレセント、戸車、アルミ水切、アンダルビース		SUS製敷居、シリカ錠、付属金物一式		金物		ガイトレール三方枠 t=0.8、ガイトレール、角形シャッターケース							
番号	名称	WW-1	ラム付き木製引違い窓	【撤去】	WW-2	木製引違いラム	【撤去】	番号	名称	AD-1'	ラム付き2連引違い窓	AW-1'	ラム付き2連引違い窓		
姿図							姿図								
場所	箇所	保育室1	2	保育室1	2	場所	箇所	詰所	1	詰所	1				
見込み	仕上	30	木製OP	30	木製OP	見込み	仕上	70	アルマイト	70	アルマイト				
ガラス		腰窓: 型板ガラス t=4 ラム: 板ガラス t=3		板ガラス t=3		ガラス									
金物		アルミレール、戸車、ねじ締り錠		アルミレール、戸車、ねじ締り錠		金物									
アルテック設計				一級建築士 第177266号	DRAWING BY DATA	原図: A2	津市消防団 安濃方面団 草生分団 詰所・車庫 整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事						建具表	A-19	
津市大谷町233番地 TEL 059-225-1602				伊藤 公智										S: 1/50	

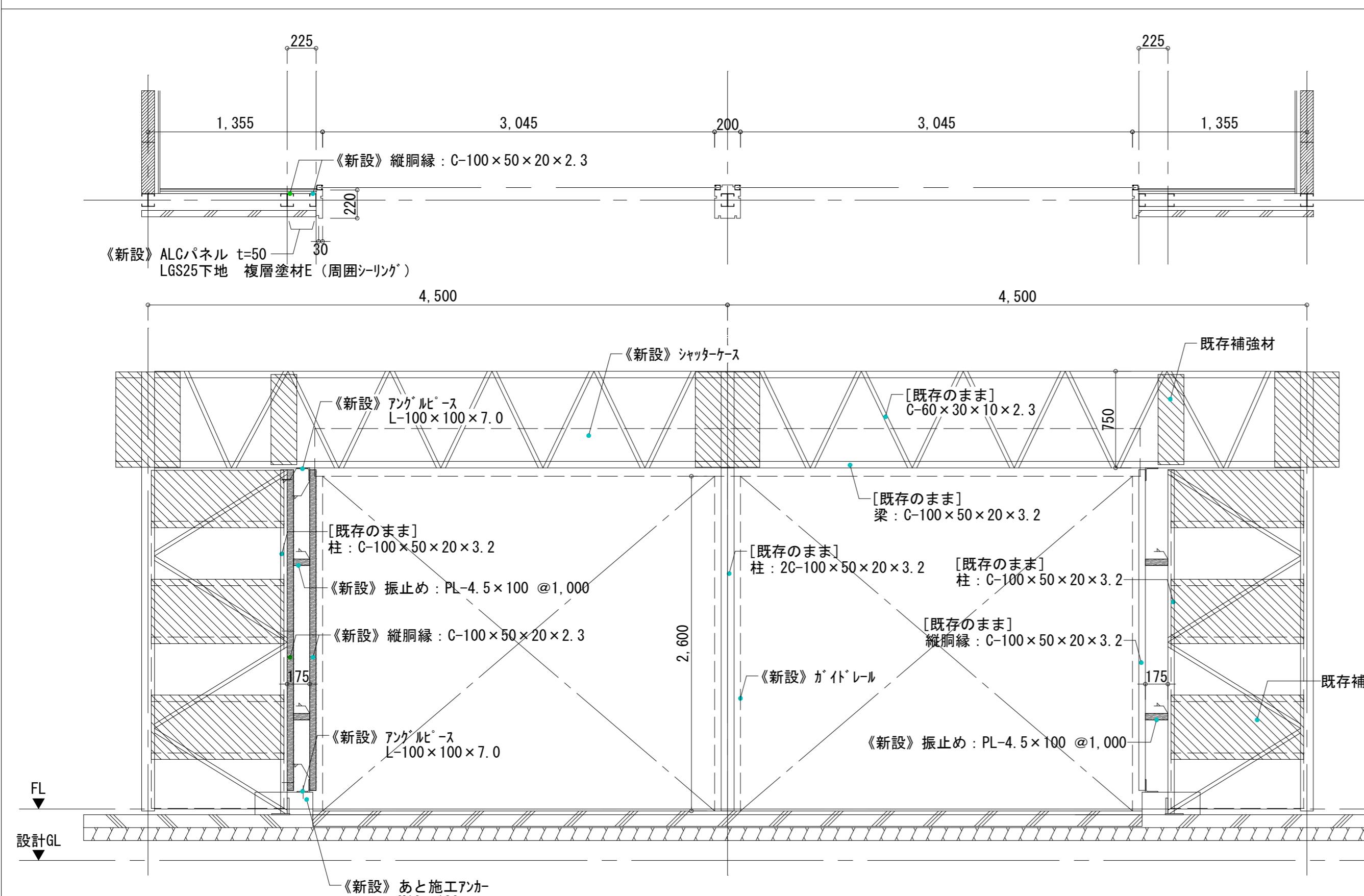
## 置コーナー 詳細図（詰所）



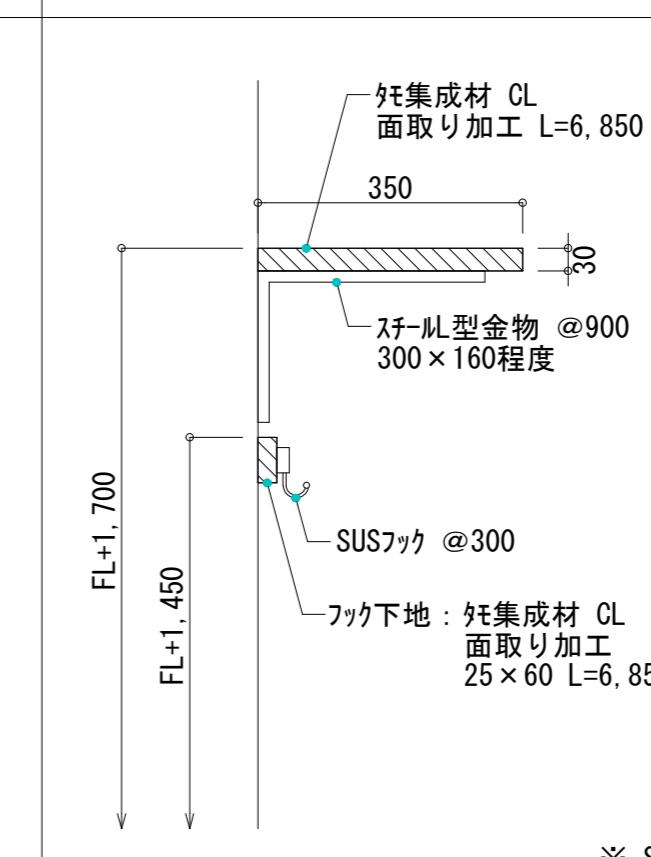
### 棚 詳細図 (車庫)



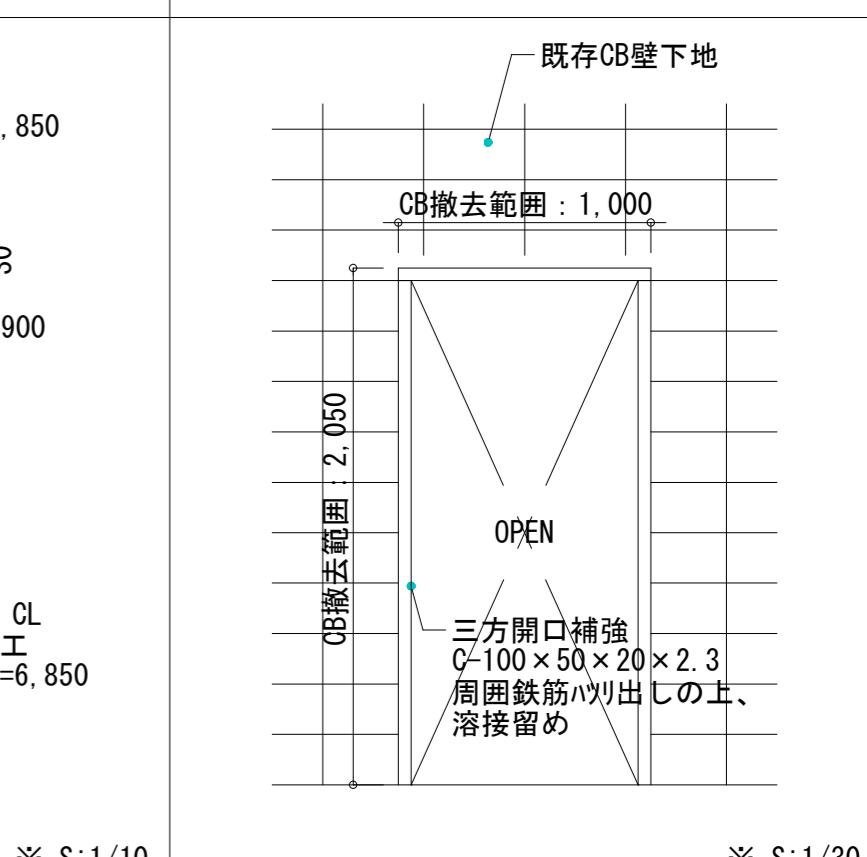
## シャッター枠補強 詳細図（車庫）



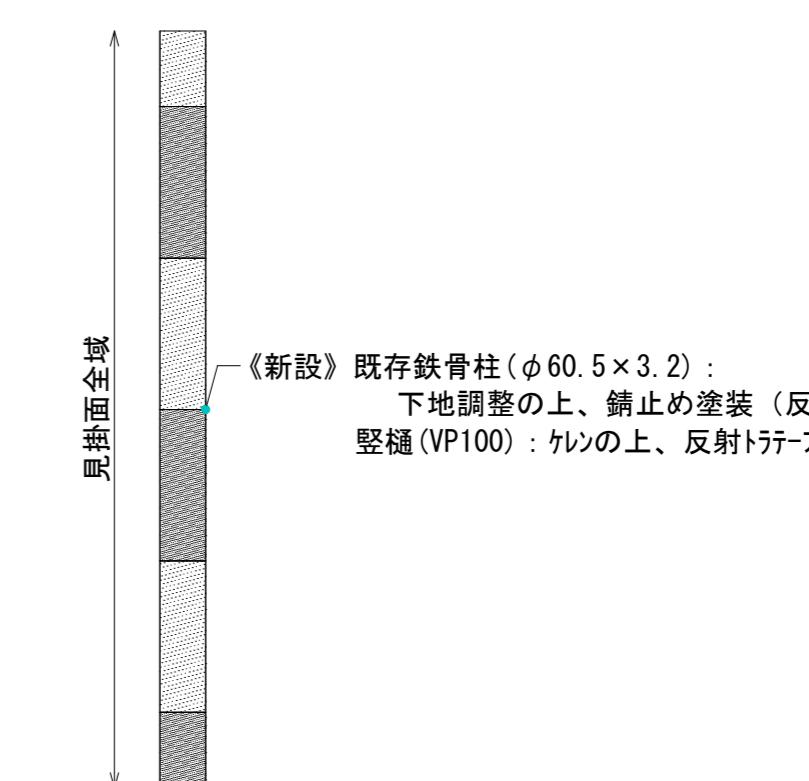
### 棚板、壁フック 詳細図（車庫）



### CB開口部補強

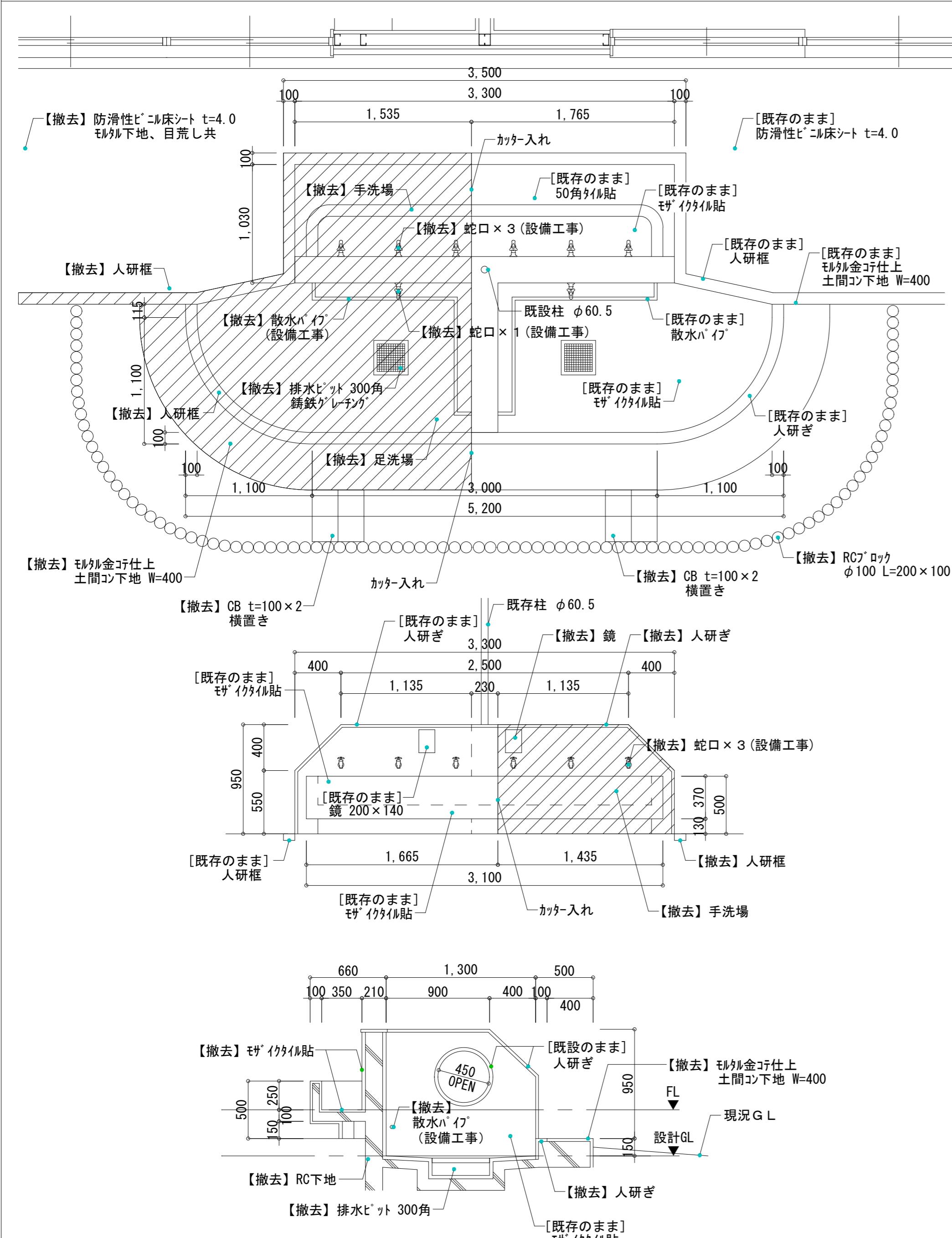


既存鉄骨柱及柱堅樁 (VP100)

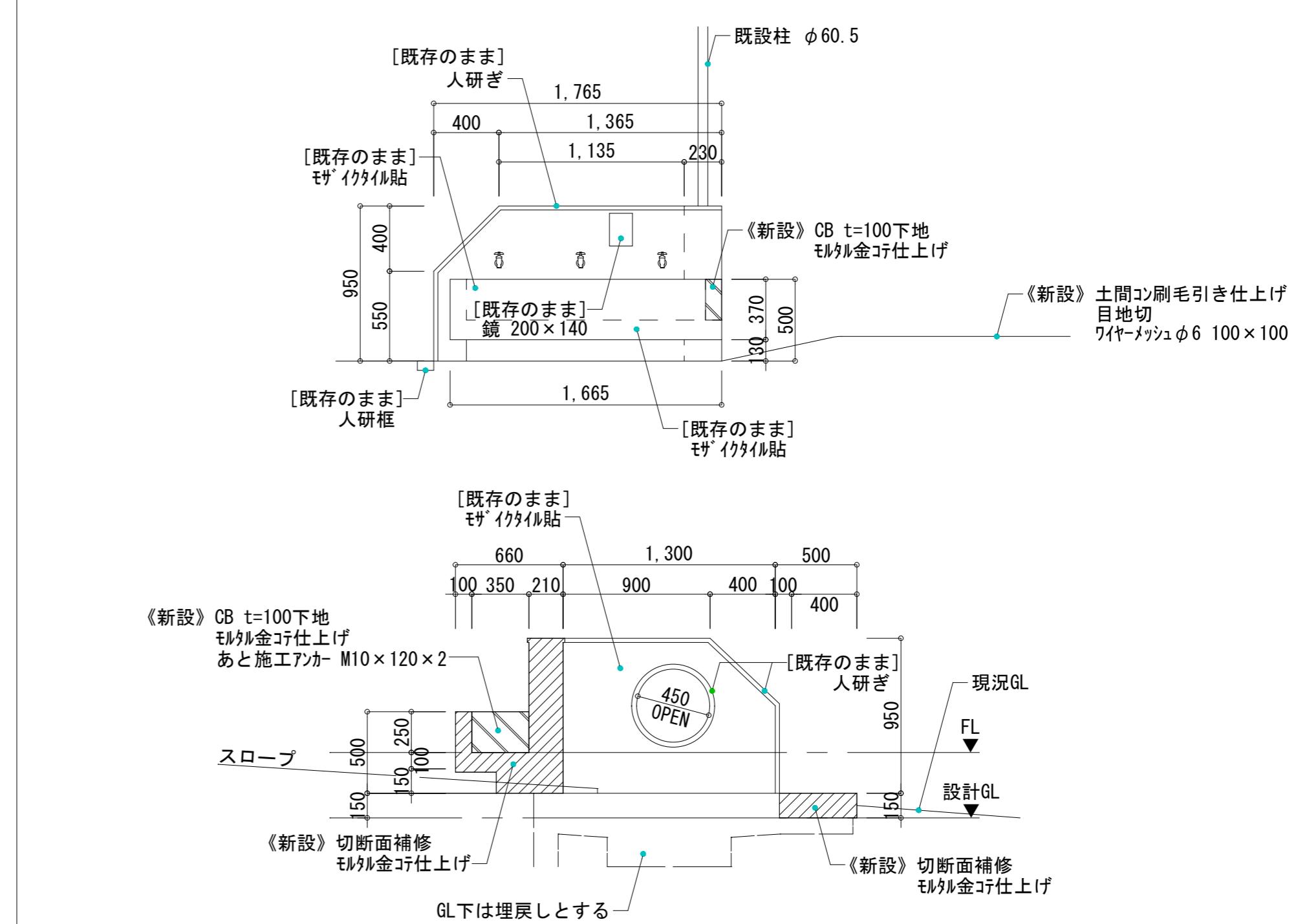
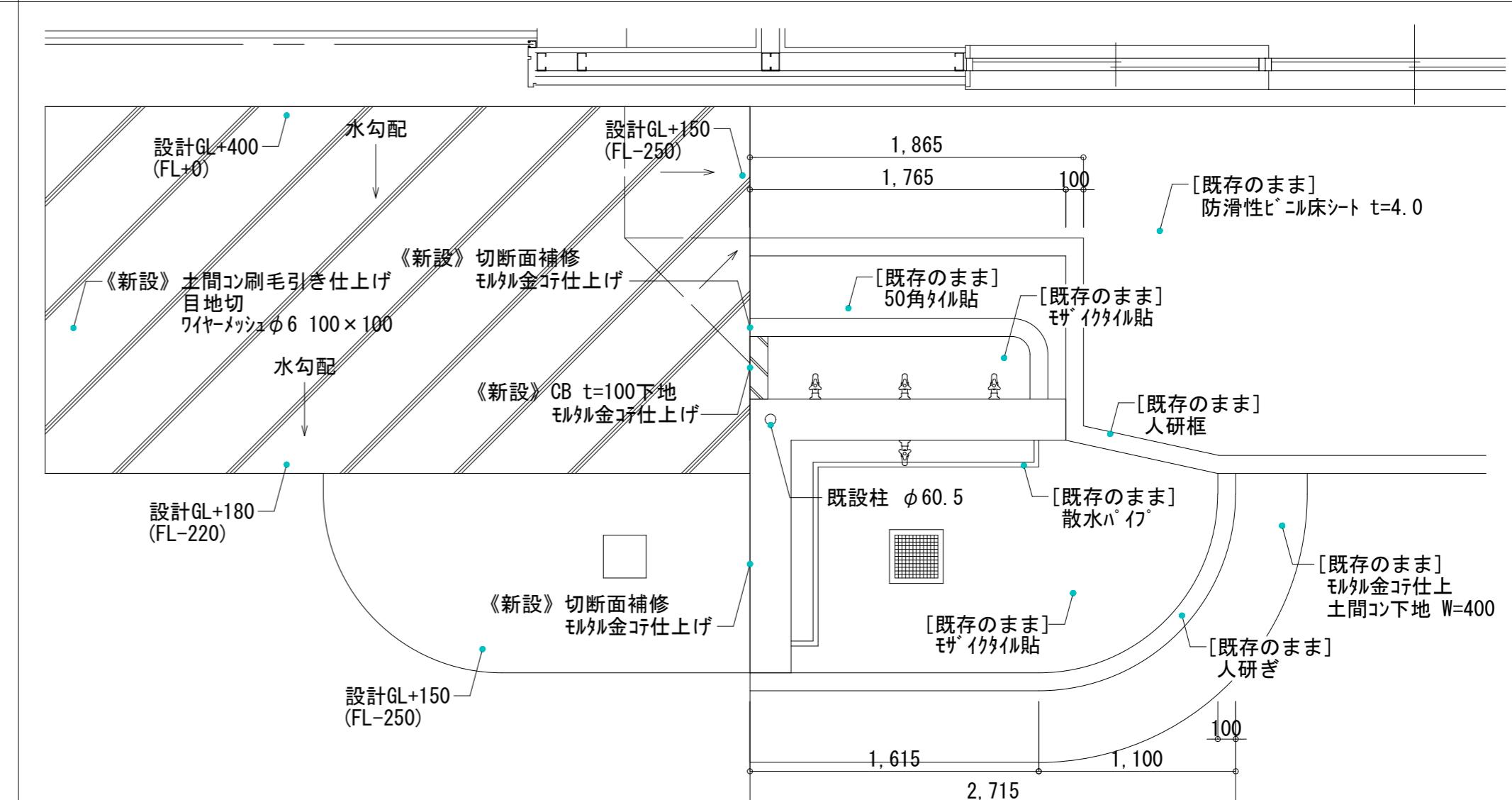


※ S:1/10

外部手洗い・足洗い(改修前)



外部手洗い・足洗い(改修後)



電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称 津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫整備に伴う旧津市草生幼稚園改修工事

2. 工事場所 津市 安濃町草生 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (m <sup>2</sup> )	用途区分
				消防法施行令別表第一
幼稚園	鉄骨造	1階	485.5	(6)
計				

4. 工事種目

(延べ面積は建築基準法による表記)

主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所				
	幼稚園				
電力設備	電灯設備	○			
	動力設備				
	雷保護設備				
	接地設備				
受変電設備					
電力貯蔵設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化用蓄電設備				
	分散電源システム				
発電設備	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
	その他発電設備				
通信・情報設備	構内情報通信網設備				
	構内交換設備				
	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備	○			
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
	駐車場管制設備				
	防犯・入退室管理設備				
	自動火災報知設備	○			
	自動閉鎖設備				
	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
中央監視制御設備					
医療関係設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
その他					

II. 共通仕様	
1. 適用	
<p>図面及び特記仕様書に記載されていない事項については下記による。（最新のものを適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」「電気設備工事監理指針」「機械設備工事監理指針」</li> <li>・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）</li> <li>・国土交通省国土技術政策総合研究所及び独立行政法人建築研究所監修「建築設備耐震設計・施工指針」</li> <li>・電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）</li> <li>・電気工事業の業務の適正化に関する法律</li> <li>・電気工事士法</li> <li>・労働安全衛生法</li> <li>・消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）</li> <li>・電力会社供給約款</li> <li>・その他関連法令・関連諸基準</li> </ul>	
2. 一般共通事項	
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。	
項目	特記事項
1. 一般事項	<p>(1)工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各施工基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。</p> <p>(2)設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書のとおりに施工することで将来不具合が発生しうる予想される場合については、その都度、監督員と協議すること。</p> <p>なお、設計図書のとおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は、協議のうえ改善策を講じること。</p> <p>(3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。</p> <p>なお、調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p>
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に三重県産業廃棄物税支払い請求書に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。
	なお、この期間を超えて請求することはできない。
	また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	●一般電気工作物　・自家用電気工作物　・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士法の区分により施工するものとし、契約電力が500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に関する甲種消防設備士の資格を有する者とする。
	(2)電話設備、その他施工に資格が必要なものにあっては、関係法令に基づいた有資格者を配置し、施工するものとする。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。
	また、工事期間中の電気工作物の保安業務も行う。
10. 現場事務所等に備え付ける図書	下記の図書（最新版のもの）を備え付ける。 ①国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ②国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築設備工事標準図」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事監理指針」、「電気設備工事監理指針」、「機械設備工事監理指針」 ⑤工事写真の撮り方—建築設備編— ⑥その他、監督員の指示する図書及び工事の容量計算等に必要な図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行う。 なお、書類の作成においては、関連する関係者と充分に調整すること。 ①総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とする。 ②工種別施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに作成し、停電及び搬入計画書も作成する。 ③施工図（ブロック図、平面図、展開図、各種詳細図） 主要機器、重量機器、3kg超錐吊器具類等については、固定方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な耐震性能を確保する施工方法を提案すること。 ④耐震計算書、幹線計算書等 ⑤照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承諾を受けること。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（電動機出力は除く）は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間にて十分協議し実施工程表、月間工程表を作成して監督員に提出すること。 なお、月間工程表には埋設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当時期を印すること。
16. 工事写真	営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 完成図書	•作成する（・完成図　・保全に関する資料　・（　　）） •完成図作図範囲（設計図を訂正） 完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は発注者に移譲するものとする。また、製本3部（原寸1部、A3（見開き）2部）により提出すること。
18. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 •指定なし •一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） •指定あり 指定日（・施設の休業日　・打ち合わせによる　・その他（　　）） 2) 施工可能時間帯 •指定なし •一部指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） •指定あり 指定時間（・（　　）時～（　　）時　・打ち合わせによる　・その他（　　）） 3) 概成工期 •適用する（工事期日より（　　）日前）　・適用しない 4) その他 （　　）
19. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合には直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取調査、検証等に協力すること。
20. 建設副産物	(1)請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に綴じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化

1. 生産材の処理等	<p>(1)引き渡しを要するもの (上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。)</p> <p>(2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器　・コンデンサ ・その他 (現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、P C B 等特別管理産業廃棄物及び疑わしき機器等を発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。)</p> <p>(3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他 ( )</p> <p>(4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊　・アスファルトコンクリート塊　・建設発生木材</p> <p>(5)発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>(6)引き渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。(マニフェストA、B 2、D 票を提示すること。)</p>
2. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。 ●防災設備関係　・電気工作物関係　・受電関係　・通信関係　・建設工事関係　・その他 ( )
3. 消防法関係の手続き	<p>(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ●本工事 (・建築工事　●電気設備工事　・機械設備工事)　・別途工事</p> <p>(2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p>
4. 工事用仮設物	構内への設置　・できる（施設管理者と協議）　・できない
5. 工事用電力、水、その他	(1)本工事に必要な工事用電力、水等の費用は受注者の負担とする。 (2)本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から工事の範囲の電力料金も本工事に含まれる。 また、本受電後、引渡しまでの電気主任技術者の設定及びこれに伴う費用負担も本工事に含まれる。
6. 工事中等の保安管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
7. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、揚重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の処置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
8. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
9. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
10. 完成確認及び完成検査時等の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
11. 完成時の操作説明	タイム、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
12. 不正軽油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
13. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

項目	特記事項																																																																		
既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。																																																																		
	(1)地中埋設管路 1)項目・埋設配管 2)調査範囲・埋設ルート																																																																		
	(2)貫通及びはつり 1)項目・鉄筋 2)調査範囲・施工部分																																																																		
	(3)既設との取合い 1)項目・接続箇所 2)調査範囲・施工部分																																																																		
工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																																		
震施工	(1)想定される地震に対応するものとする。 (2)耐震計算書を監督員に提出するものとする。																																																																		
震基準	(1)適用 耐震措置の計算及び施工方法は、最新版の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」（建設大臣官房官庁建総部監修）及び「建築設備耐震設計・施工指針」（独立行政法人建築研究所監修）による。																																																																		
	(2)設計用水平地震力 機器の重量に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は次による。 設計用標準水平震度(Ks)																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">設置場所</th> <th rowspan="3">機器種別</th> <th colspan="4">耐震安全性の分類</th> </tr> <tr> <th colspan="2">特定の施設</th> <th colspan="2">一般の施設</th> </tr> <tr> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> <th>重要機器</th> <th>一般機器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td> <td>機器</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>2.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">中間階</td> <td>機器</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">1階及び地下階</td> <td>機器</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> <td>0.6</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>防振支持の機器</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>水槽類</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td>0.6</td> </tr> </tbody> </table>					設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0	中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6	1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別	耐震安全性の分類																																																																	
		特定の施設		一般の施設																																																															
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																														
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																														
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																														
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0																																																														
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																														
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																														
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																														
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6																																																														
つり	(1)穴開け及び補修 2)溝はつり及び補修																																																																		
と施工アンカー	(1)穴開け及び補修 2)溝はつり及び補修																																																																		
基礎の配線ビット	性能確認試験及び施工確認試験																																																																		
管・配線の耐震処置	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、将来増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																																		
上階の埋込配管	建物引込部の配管の耐震処置 建物のエキスパンションジョイント部の配線の耐震処置																																																																		
出配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																																		
成樹脂管	(1)合成樹脂管の管端には、ブッシングを取り付ける。 (2)原則として屋外の露出には使用しない。(P F管)																																																																		
金属製電線管等の塗	(1)露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1)屋外、屋内(電気室、機械室、E PS、居室、廊下)、その他建築意匠上必要な箇所。 2)図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のポール及びアームは塗装しなくともよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3)温気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を充分に塗布すること。(監督員が指示した場所は除く。) 4)仮枠貫通部の金属配管には錆止め塗装を施すこと。 (2)塗装はエッティングプライマー1種の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて調合ペイント2回塗りとする。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色焼付塗装とする。																																																																		
導線	通線を行わない配管及び配線引抜き後に空となった配管には、導入線(Φ1.2mm以上の樹脂被覆鉄線等)を挿入する。ただし、長さ1m以下の部分は省略することができる。																																																																		
ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																																		
重量間仕切のボック	軽量間仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																																		
ブルボックス	(1)屋外形及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの(一辺が600mm以上のもの)は、製作図を提出すること。 (2)屋外形ブルボックスと露出配管等の接続部は、カッピング溶接等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水バテ等でシーリングを行う。 (3)屋外形ブルボックスはボックス内に支持ボルトが突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																																		
ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット類で特記のないもの ●ステンレス・溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																																		
ケーブル及び配線	(1)表示 下記の箇所で、ケーブル等に行き先等表示札(ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。)を取り付ける。 ①ケーブル分岐部分 ②ブルボックス内 ③マンホール及びハンドホールごと (2)ケーブル余長 1)地中線式の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・( )箇所 2)架空線式の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所・4箇所・( )箇所																																																																		
高圧ケーブル端末処	高圧ケーブルの端末処理部、直線接続部等に処理者銘板(屋内外共で、線名、作業日、氏名等を表示。)を取り付ける。																																																																		

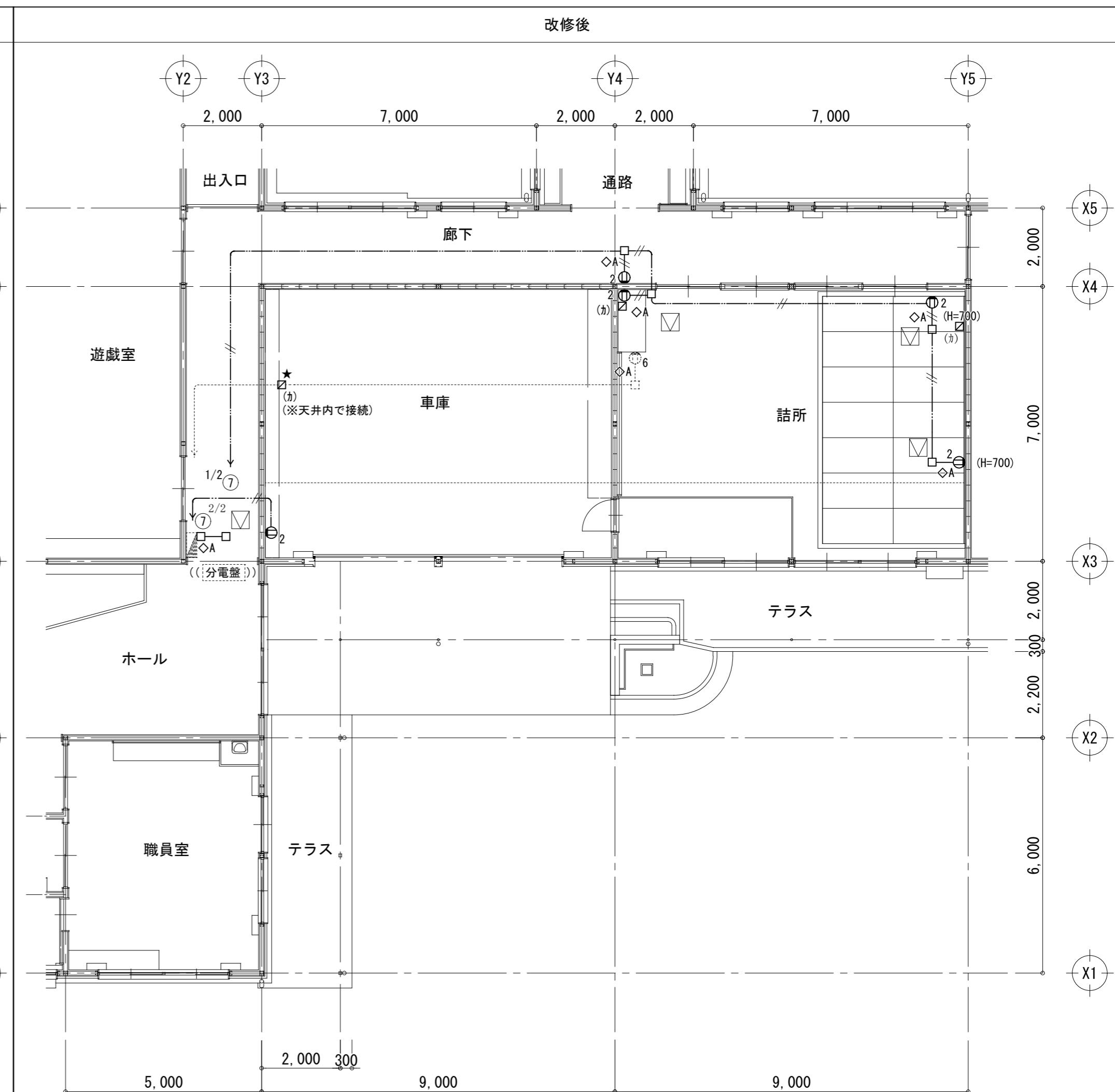
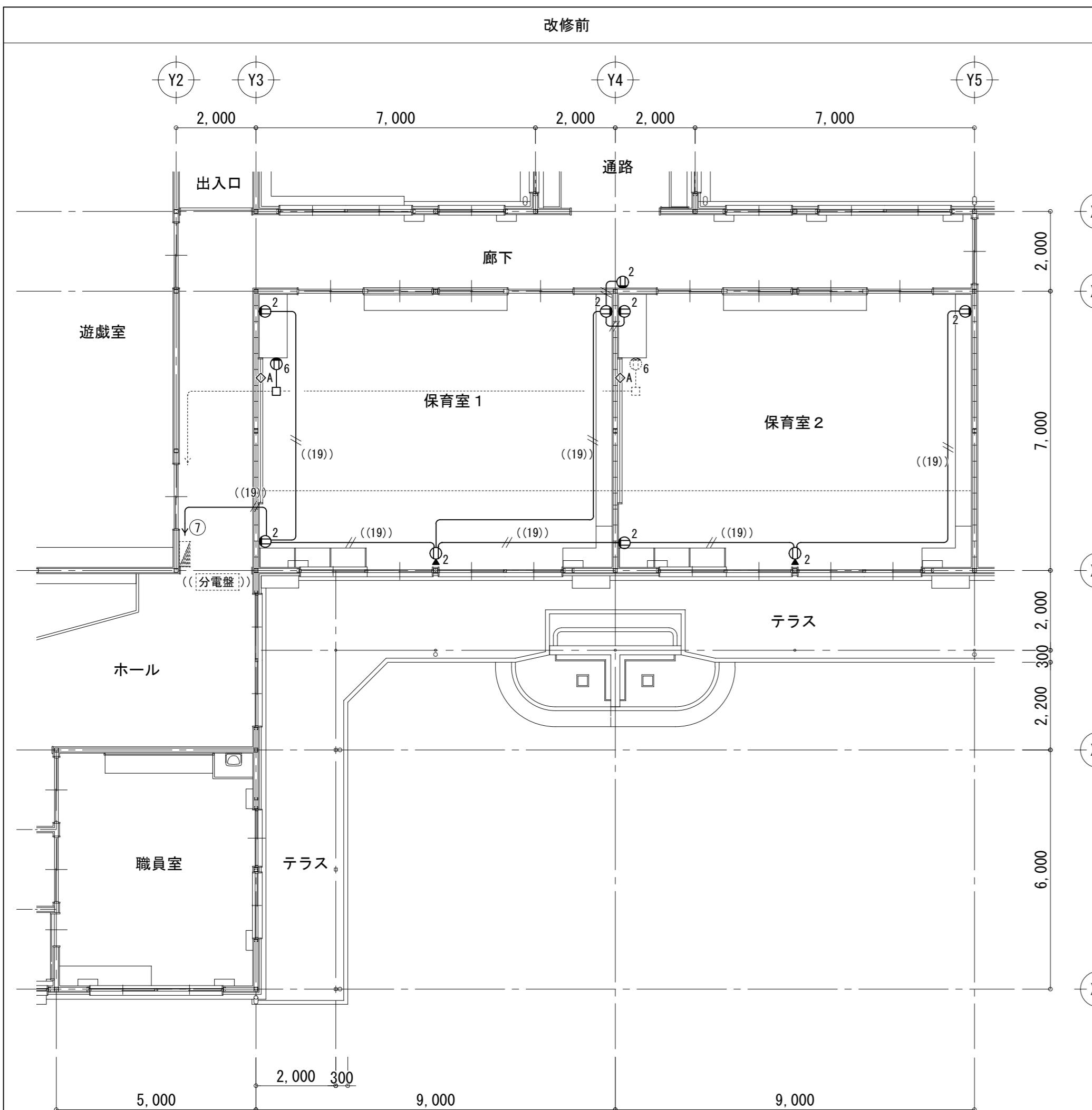
20. 配線器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を別にする。 (3)配線器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁材を使用する。 (4)ブレードは、画面に特記なき場合、新金属製とする。 (5)カバーフレームは、原則として新金属製とする。 なお、器具を保護しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアフレームは、木や高級調理室、空気防止リップ付)とする。
21. 照明器具の設置	(1)コードランプ以外の放電灯及び水銀のある器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してもよい。(乾燥した場所でのコンパクト形器具(2.7V以下)を除く。) (2)接地線は電線端と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を張ることとする。 (3)照明器具を保護する場合は、照度測定器(ラミ)、照度計は一般形A級品とする。 (4)器具の取付方法は、照度測定器(ラミ)、照度計は一般形A級品とする。 (5)天井材および支持する場合は、ワイヤーにより脱落防止の措置を行う。 (6)パイプ吊りの照明器具は接線止めを施す。
22. 照明改修の際の測定	対象室の改修前の照度及び回路電流の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所( )回
23. 分電盤、制御盤、キューピカル等	(1)表面セルダーハーネスは、成形及び回路の行き先ができる回路を構える。 また、断路分電盤、制御盤等を改修した場合は、回路を修正するものとする。 (2)屋外セーフティネットで露電保護をバックスクリュ接続する場合は、カッピングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスを接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を付け、接続部から雨水等が浸入しないようする。
24. 受電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、ガス管、ダクト等を通過させない。
25. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に合せを行なう。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電波関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電界強度測定結果による計算書を提出 測定前 測定後 測定者 (2)測定の実施 1)項目 全電信チャンネルの電界強度、受電面質、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真的撮影を行う。 2)測定時期 施工前 施工後 施工者 3)報告書提出部数 2部
27. 土工事	(1)埋戻しの材料及び工法 材料: 梱切り土の中の良質土 / 工法: 機器による固め目 ・その他( ) ただし、配管部の埋戻し材料は山砂とする。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)根切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受電設備及び自家発電装置の基礎等は縦根り、埋設管路等は横根り、外灯基盤、電柱等はつば割りとする。 (4)機械搬削は根切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	1)地中配線等及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3)高さ500mmを超えるものにあっては、タラップとする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び送出口付近 ②マンホール・ハンドホール付近 ③地中配線路の曲折箇所 ④道路横断箇所 ⑤直線部分では30m程度に1個

3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、画面による。
特記事項	
項目	
【電力設備】	
1. 電灯設備	
(1)既設等との取り合ひ	
・無し ●盤改造 ●配線接続 ●電源供給 ・その他( )	
(2)機器類	
●一般照明器具 ●照明制御装置 ・外灯(単独設置) ●コンセント等 ・分電盤、制御盤等	
(3)一般照明器具	
1) 形式 ●公共型 ●一般型	
2) 用途 ●屋外用 ●防災用	
3) 環境 ●普通地域 ●防災地域	
4) 照明器具又は認証書、試験成績書を提出するもの、電子点灯管に交換するものとする。	
5) 照明器具は、点灯管又はランプを使用するものとする。	
6) 照明器具は、点灯管又はランプを使用するものとする。	
7) H I Dランプを使用する下面開放形器具及びランプの破損による飛散により怪我をする恐れのある場合は、飛散防止を施したランプとする。	
(4)照明制御装置	
1) センサ類 ●明るさセンサ ●人感センサ ●タイマ ●調光スイッチ	
2) 調光方式 ●連続調光 ●段階調光 ●ON/OFF制御	
(5)外灯(単独設置)	
1) 照明用ボール ●材質 ●アミニミニ球製 ●鋼製 ●溶融亜鉛メッキ	
2) 運用遮断装置又はカットオフスイッチ内蔵型とする。	
3) 本体 ●本体 ●別途工事	
3) 灯具 ●水銀灯 ●ナトリウム灯 ●HID蛍光灯 ●LED灯	
4) 安定器 ●一般形高効率形(BH) ●低始動電流形	
5) 電源 ●商業電源(60Hz) ●200V ●100V	
6) 単相電源(太陽電池式 ●風車式)	
(6)コンセント等	
●一般型 ●防水型 ●ハイテンションアウトレット(・固定型 ・上・下動型(アップ式を含む))	
(7)分電盤、制御盤等	
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、名前を記載する。	
2) 因縫ルーラーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。	
3) 表示ラベル等ある場合は、ラップテープ・ボタンを取付ける。	
4) 接地端子又は直接地線端子は盤内作業のしやすい場所に設ける。	
5) 絶縁抵抗測定用直接地端子は盤内作業のしやすい場所に設ける。	
6) 配線用断路器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。	
2. 動力設備	
(1)既設との取り合ひ	
・無し ●盤改造 ●配線接続 ・その他( )	
(2)機器類	
(3)負荷設備	
・給水 ●排水 ●消火 ●空調 ●換気 ●排煙 ●昇降機	
(4)負荷設備への接続	
(5)電動機等の接地	
・専用接地 ●金属管接地(7.5kW以下)	
(6)電動機等の力率の改善	
(7)保護継電器	
通負荷、欠相、逆相継電器は熱動式とする。	
(8)分電盤、制御盤等	
1) 鉄板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、名前を記載する。	
2) 因縫ルーラーは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付できない場合を除く。)とする。	
3) 表示ラベル等ある場合は、ラップテープ・ボタンを取付ける。	
4) 接地端子又は直接地線端子は盤内作業のしやすい場所に設ける。	
5) 絶縁抵抗測定用直接地端子は盤内作業のしやすい場所に設ける。	
6) 配線用断路器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。	
3. 雷保護設備	
(1)避雷針	
1) 受電部 ●突針 ●様上導体 ●笠木等の別途施工	
2) 避雷器線 ●引下導線 ●建築構造体利用	
3) 接地導線 ●直接地線端子 ●建築構造体利用	
4) 雷電取扱いの測定	
(5)計測表示	
(6)状態・警報表示	
9. 分散電源	
(1)電源回路の保護	
1) 低圧S.P.C.Dを使用する配線用断路器は、漏電接点とする。	
2) 主幹機器の2次側に接続する場合の配線用断路器は、定格遮断容量5kA以上とする。	
(4)通信回線の保護	
電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場所は、雷サージから機器を保護するため通信用S.P.Dを設置する。	
4. 接地設備	
(1)接地工事	
1) 種別 ●A種 ●B種 ●C種 ●D種	
2) 施工 ●各種単独 ●共用有り	
(2)接地抵抗の測定	
1) 測定方法 ●電位差計方式 ●電圧降下法	
2) 測定回数 ●3回 ●( )回	
(3)接地極埋設	
高圧以外の受電設備については、本項によらず別図による。	
5. 受電設備	
(1)既設との取り合ひ	
・無し ●改造(機器取替、追加等を含む) ●増設 ●配線接続	
(2)機器類	
・交流遮断器 ●断路器 ●避雷器 ●負荷開閉器 ●変圧器 ●進相コンデンサ	
(3)盤類	
1) 形式 ●キューピカル式配電盤 (JIS C 4620) ●高圧スイッチギア (JEM 1425) (・C X ●C W ●P W ●M W)	
2) 中通路 ●有 ●無	
3) 特記事項	
(4)交流遮断器	
真空遮断器(VCB)	
①操作方式 ●手動ハンド操作 ●電動ハンド操作 ●電磁操作	
②引外し方式 ●電流引外し ●コンセント引外し ●直流電圧引外し	

(5)断路器	1) 形式 ●3極単投 ●単極単投 (避雷器器用に限る)
(6)負荷開閉器	2) 操作方式 ●遠方手動操作 ●フック棒操作
	3) 配電盤用 ①操作方式 ●2極棒 ●3極棒
	②限界ヒューズ ●有(ストライカ付き) ●無
	③引外し装置 ●保護装置 過電流遮断トリップ付地絡方向遮電器とし、制御電源用変圧器内蔵する
(7)変圧器	4) 地中引込用 保護装置は、過電流遮断トリップ付地絡方向遮電器とし、制御電源用変圧器内蔵する
	1) 形式 ●油入 ●モールド
	2) 設置方式 ●屋外型 ●屋内型
	3) ダイアル温度計 ●有(最大値指針) ●無
	油入500VA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする
(8)進相コンデンサ	4) 引込用
	1) 絶縁方式 ●油入 ●ガス入
	2) その他 ①内部異常を感知して動作する保護接点を設けること
(9)直列リアクトル	②放電装置を附属又は内蔵すること
(進相コンデンサ用)	1) 絶縁方式 ●油入 ●モールド
	2) 容量 ●6% ●13%
	3) その他 内部異常を感知して動作する警報接点を設けること
(10)設備不平衝	4) 高圧受電の三相3線式における不平

17. 映像・音響設備	・映像機器	・音響機器	・操作装置
(1) 設備			
(2) 映像機器	1) 表示機器	・プロジェクタ (・前面投射式・背面投射式)	・反射ピース形・反射ストライプ形・透過形
		・スクリーン (・反射マット形・反射ピース形・反射ストライプ形)	・手動式)
	2) 付属機器	・音響再生装置 (・HDD・Blu-ray/DVD・その他 ( ))	・UHF・BS・CS・その他 ( ))
		・テレビチューナー (・その他 ( ))	・カメラ・パソコン
		・その他の機器 ( )	
(3) 音響機器	1) 増幅器	① 出力 ( ) W	② 方式 ( )
		・ステレオ・モノラル	・Lo形・Hi形
	2) 付属機器	・音響再生装置 (・CD・メモリオーディオ・その他 ( ))	・テレビチューナー (・FM・AM・その他 ( ))
		・音楽マイクホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)	・有線マイクホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)
	3) スピーカー	・その他の機器 ( )	・天井分散設置方式・集中配置方式・併用方式・その他 ( )
(4) 操作装置	1) 形状	・卓型・キャビネットトラック型・その他 ( )	
	2) 設置	・固定式・可動式・その他 ( )	
18. 拡声設備	(1) 機器	・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカー・その他 ( )	
(2) 増幅器		・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	
		・専用 出力 ( ) W	出力インピーダンス・Lo形・Hi形
(3) 付属機器		・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器	・電源制御器 ( )
		・録音再生装置 (・CD・メモリオーディオ・その他 ( ))	・アナウンスレコーダ (・チャイム・独自メッセージ)
		・その他の機器 ( )	・有線マイクロホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)
			・ラジオチューナー (・FM・AM・その他 ( ))
			・スピーカ切替装置 (・その他の機器 ( ))
(4) 操作装置		・卓型・キャビネットトラック型・壁掛型・その他 ( )	
(5) スピーカー		・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	
		・専用 線形 1W・3W・( ) W	出力インピーダンス・Lo形・Hi形
		設置場所 ( )	屋内・屋外・その他 ( )
19. 誘導支援設備	(1) 設備	・音声誘導装置	・インターホン・トイレ等呼出装置
(2) 音声誘導装置	1) 接出方式	・磁気式・無線式・画像認識式・その他 ( )	
	2) 設置場所	・屋外 (防犯形)・屋内	
	3) 機能	・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する	
	4) 機器	・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする	
	5) 制御装置	・制御装置	・送信機・受信機・その他 ( )
	6) 送信機	・壁掛型・卓上形・埋込形・その他 ( )	
	7) 受信機	・スピーカ式・イヤホン式・その他 ( )	
(3) インターホン	1) 用途	・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用・保守用	
	2) 機能	・音声通話・映像モニタ	
	3) 連絡網	・相互式・複合式	
	4) 連絡方式	・同時通話式・交替通話式・その他 ( )	
	5) 機器	・親機・子機・その他 ( )	
	6) 親機	・形状 ( ) 壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他 ( )	
	7) 子機	・形状 ( ) 壁掛型・卓上形・埋込形・その他 ( )	
	8) 送信機	・電話機式・マイク形・その他 ( )	
	9) 受信機	・電話機式・マイク形・その他 ( )	
(4) トイレ等呼出装置	1) 用途	・トイレ呼出・受付呼出・非常通報	
	2) 機器	・親機・呼出マイク・警報装置・その他 ( )	
	3) 親機	・壁掛型・卓上型・複合盤組込・その他 ( )	
	4) 呼出マイク	・押ボタン式・引紐式・その他 ( )	
	5) 警報装置	・光・音声・ブザー・ベル・その他 ( )	
20. テレビ共同受信設備	(1) 受信放送	・UHF・BS・CS・FM・CATV・その他 ( )	
(2) 機器	・増幅器・混合器・分波器・分歧器・分配器・機器収容箱・アンテナ	・その他 ( )	
(3) アンテナ	1) 放送	・UHF・BS・CS・FM・その他 ( )	
	2) マスト	・地上用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	3) 衛星用	・衛星用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	4) その他	・その他 ( )	
	3) 自立用基礎	・本工事・別途工事・既設利用・その他 ( )	
21. テレビ電波障害防除設備	(1) 対象戸数	( ) 戸	
(2) 機器	・増幅器・混合器・分波器・分歧器・分配器・機器収容箱・アンテナ	・ヘッドエンジ装置	・その他 ( )
(3) アンテナ	1) 放送	・UHF・BS・CS・FM・その他 ( )	
	2) マスト	・地上用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	3) 衛星用	・衛星用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	4) その他	・その他 ( )	
	3) 自立用基礎	・本工事・別途工事・既設利用・その他 ( )	
22. 監視カメラ設置	(1) 機器	・カメラ・モニタ装置・録画装置・ハウジング・旋回装置	・その他 ( )
(2) 伝送方式	・アナログ伝送方式	・ネットワーク伝送方式・その他 ( )	
(3) カメラ	1) 色方式	・白黒・カラー	
	2) 駆動方式	・固定式・遠隔可動式	
	3) 撮影条件	・薄明時・夜間	
	4) 設置場所	・屋内・屋外・その他 ( )	
(4) モニタ装置	1) 色方式	・白黒・モニタ・P.C.	・その他 ( )
	2) モニタ	・液晶	
	3) 設置	・自立型・卓上型・壁掛型・その他 ( )	
(5) 録画装置	1) 記録媒体	デジタル記録媒体とする。	
	2) 記録容量	( )	
	3) 時刻補正機能	・FM放送受信 (・アンテナ設置・既設利用)	
		・長波標準電波受信 (・アンテナ設置・既設利用)	
		・その他 ( )	

17. 映像・音響設備	・映像機器	・音響機器	・操作装置
(1) 設備	1) 表示機器	・プロジェクタ (・前面投射式・背面投射式)	・反射ピース形・反射ストライプ形・透過形
		・スクリーン (・反射マット形・反射ピース形・反射ストライプ形)	・手動式)
	2) 付属機器	・音響再生装置 (・HDD・Blu-ray/DVD・その他 ( ))	・UHF・BS・CS・その他 ( ))
		・テレビチューナー (・UHF・BS・CS・その他 ( ))	・カメラ・パソコン
		・その他の機器 ( )	
(3) 音響機器	1) 増幅器	① 出力 ( ) W	② 方式 ( )
		・ステレオ・モノラル	・Lo形・Hi形
	2) 付属機器	・音響再生装置 (・CD・メモリオーディオ・その他 ( ))	・ラジオチューナー (・FM・AM・その他 ( ))
		・音楽マイクホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)	・有線マイクホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)
	3) スピーカー	・その他の機器 ( )	・天井分散設置方式・集中配置方式・併用方式・その他 ( )
(4) 操作装置	1) 形状	・卓型・キャビネットトラック型・その他 ( )	
	2) 設置	・固定式・可動式・その他 ( )	
18. 拡声設備	(1) 機器	・増幅器・付属機器・操作装置・スピーカー・その他 ( )	
(2) 増幅器		・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	
		・専用 出力 ( ) W	出力インピーダンス・Lo形・Hi形
(3) 付属機器		・オーディオミキサー・リモコンマイク・電源制御器	・電源制御器 ( )
		・録音再生装置 (・CD・メモリオーディオ・その他 ( ))	・アナウンスレコーダ (・チャイム・独自メッセージ)
		・その他の機器 ( )	・有線マイクロホン (・電波式 (・アナログ・デジタル)・赤外線式)
			・ラジオチューナー (・FM・AM・その他 ( ))
			・スピーカ切替装置 (・その他の機器 ( ))
(4) 操作装置		・卓型・キャビネットトラック型・壁掛型・その他 ( )	
(5) スピーカー		・非常放送用 (仕様は非常放送装置を参照)	
		・専用 線形 1W・3W・( ) W	出力インピーダンス・Lo形・Hi形
		設置場所 ( )	屋内・屋外・その他 ( )
19. 誘導支援設備	(1) 設備	・音声誘導装置	・インターホン・トイレ等呼出装置
(2) 音声誘導装置	1) 接出方式	・磁気式・無線式・画像認識式・その他 ( )	
	2) 設置場所	・屋外 (防犯形)・屋内	
	3) 機能	・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する	
	4) 機器	・タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする	
	5) 制御装置	・制御装置	・送信機・受信機・その他 ( )
	6) 送信機	・壁掛型・卓上形・埋込形・その他 ( )	
	7) 受信機	・スピーカ式・イヤホン式・その他 ( )	
(3) インターホン	1) 用途	・内部受付用・外部受付用・夜間訪問用・身体障害者用・保守用	
	2) 機能	・音声通話・映像モニタ	
	3) 連絡網	・相互式・複合式	
	4) 連絡方式	・同時通話式・交替通話式・その他 ( )	
	5) 機器	・親機・子機・その他 ( )	
	6) 親機	・形状 ( ) 壁掛型・卓上形・複合盤組込・その他 ( )	
	7) 子機	・形状 ( ) 壁掛型・卓上形・埋込形・その他 ( )	
	8) 送信機	・電話機式・マイク形・その他 ( )	
	9) 受信機	・電話機式・マイク形・その他 ( )	
(4) トイレ等呼出装置	1) 用途	・トイレ呼出・受付呼出・非常通報	
	2) 機器	・親機・呼出マイク・警報装置・その他 ( )	
	3) 親機	・壁掛型・卓上型・複合盤組込・その他 ( )	
	4) 呼出マイク	・押ボタン式・引紐式・その他 ( )	
	5) 警報装置	・光・音声・ブザー・ベル・その他 ( )	
20. テレビ共同受信設備	(1) 受信放送	・UHF・BS・CS・FM・CATV・その他 ( )	
(2) 機器	・増幅器・混合器・分波器・分歧器・分配器・機器収容箱・アンテナ	・その他 ( )	
(3) アンテナ	1) 放送	・UHF・BS・CS・FM・その他 ( )	
	2) マスト	・地上用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	3) 衛星用	・衛星用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	4) その他	・その他 ( )	
	3) 自立用基礎	・本工事・別途工事・既設利用・その他 ( )	
21. テレビ電波障害防除設備	(1) 対象戸数	( ) 戸	
(2) 機器	・増幅器・混合器・分波器・分歧器・分配器・機器収容箱・アンテナ	・ヘッドエンジ装置	・その他 ( )
(3) アンテナ	1) 放送	・UHF・BS・CS・FM・その他 ( )	
	2) マスト	・地上用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	3) 衛星用	・衛星用 (・壁面取付・自立・既設利用・その他 ( ))	
	4) その他	・その他 ( )	
	3) 自立用基礎	・本工事・別途工事・既設利用・その他 ( )	
22. 監視カメラ設置	(1) 機器	・カメラ・モニタ装置・録画装置・ハウジング・旋回装置	・その他 ( )
(2) 伝送方式	・アナログ伝送方式	・ネットワーク伝送方式・その他 ( )	
(3) カメラ	1) 色方式	・白黒・カラー	
	2) 駆動方式	・固定式・遠隔可動式	
	3) 撮影条件	・薄明時・夜間	
	4) 設置場所	・屋内・屋外・その他 ( )	
(4) モニタ装置	1) 色方式	・白黒・モニタ・P.C.	・その他 ( )
	2) モニタ	・液晶	
	3) 設置	・自立型・卓上型・壁掛型・その他 ( )	
(5) 録画装置	1) 記録媒体	デジタル記録媒体とする。	
	2) 記録容量	( )	
	3) 時刻補正機能	・FM放送受信 (・アンテナ設置・既設利用)	
		・長波標準電波受信 (・アンテナ設置・既設利用)	
		・その他 ( )	
23. 駐車場監視設備	(1) 機器	・管轄盤・検知器・信号灯・警報灯・発券機・カーゲート・カードリーダー	
	2) 管制盤	1) 機能	・入场管理・退場管理・券券管理・その他 ( )
		2) 形式	・自立型・壁掛型・卓上型・その他 ( )
	3) 検知器	1) 方式	・赤外線式・超音波センサ式・ループコイル式・その他 ( )
		2) 検出対象車両	・四輪軽自動車以上・その他 ( )
		3) 検出対象速度	



(再)傍記は一時取外し再取付を示す  
※実線(太線)表示のみ撤去し、  
-----及び(( ))は既設のまま(残置)とする  
配管打ち込み部分は配線のみ撤去とする

□ (カ) かべ-フーレート取付を示す

□ 天井点検口 (450x450) (建築工事)

□  1種金属線び(A型)を示す  
(角型ジョイントボックス共)

—//— VVF2.0-2C(天井内ころがし)

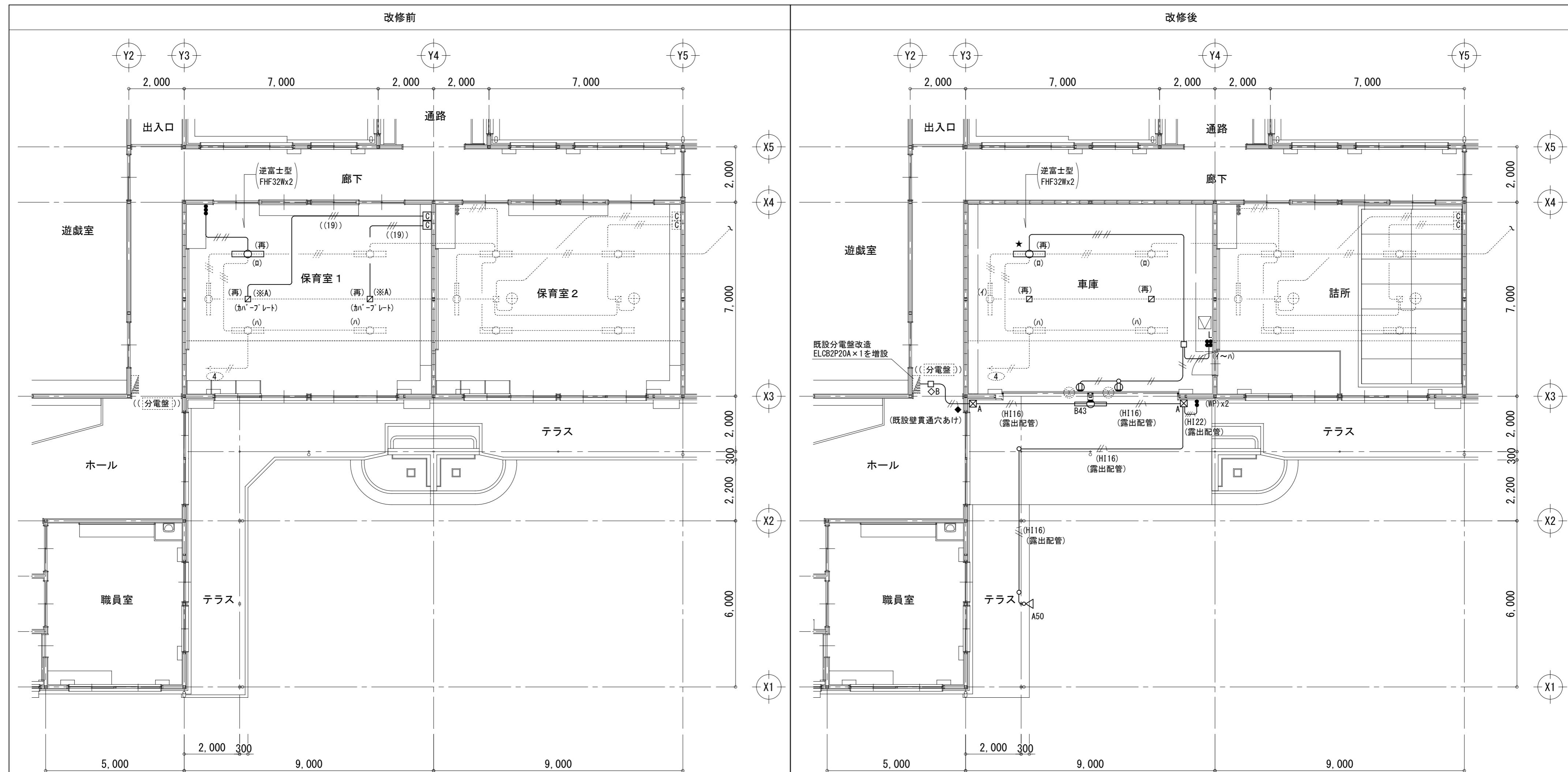
—//  VVF2.0-2C(1種金属線びA型)

★ 既設配線と接続を示す

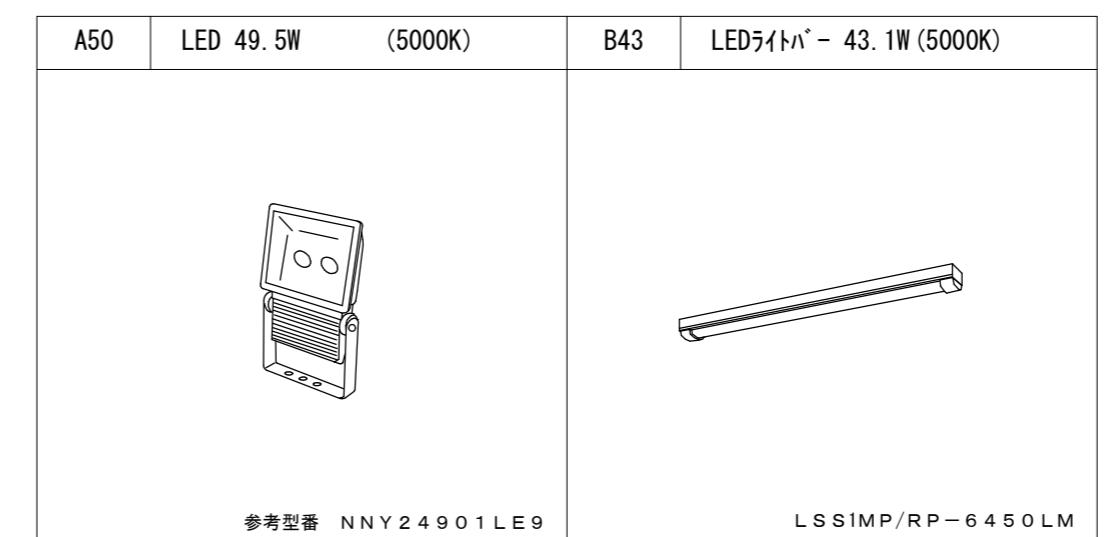
(再)傍記は一時取外し再取付品を示す

----- 及び(( ))は既設を示す

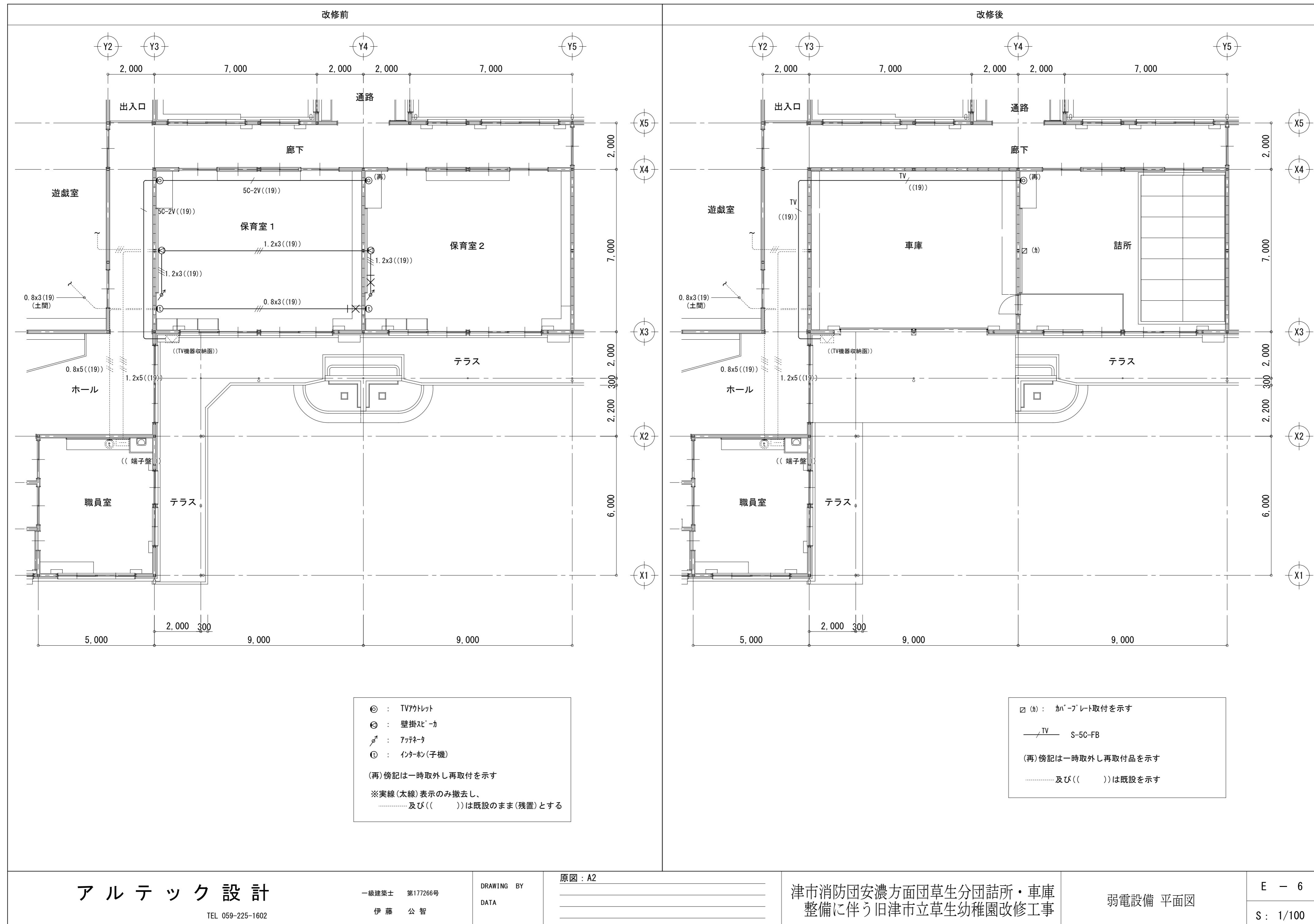
壁内立上げはPF管にて保護すること

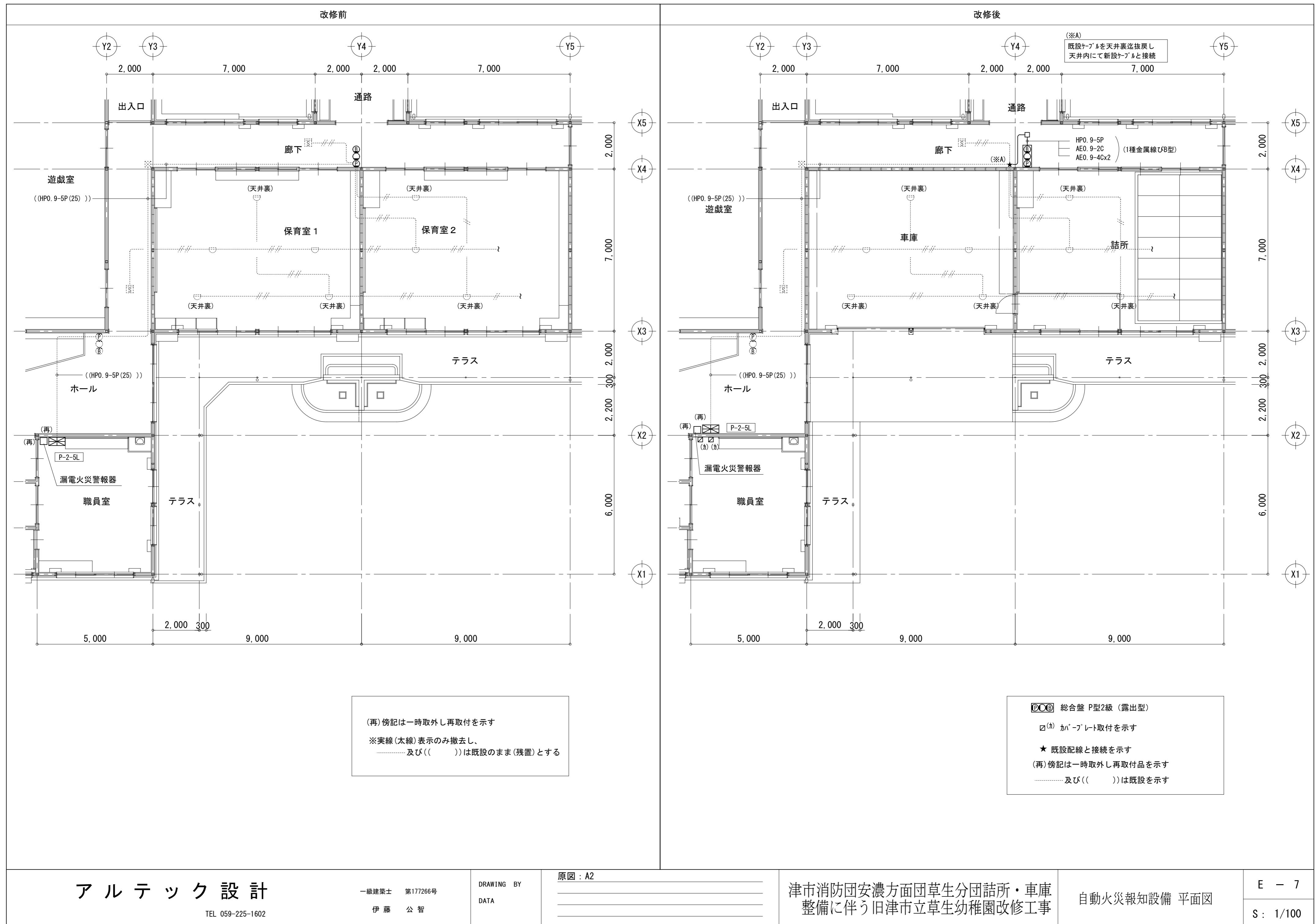


(※A) サイクルファン撤去は機械設備工事  
(再) 備記は一時取外し再取付を示す  
※実線(太線)表示のみ撤去し、  
-----及び(( ))は既設のまま(残置)とする



□ A P,B 200° x100 (SUS, WP)  
□ 天井点検口 (450x450) (建築工事)  
// VVF1. 6-2C  
// VVF1. 6-3C (1C, E)  
// VVF1. 6-2C x2 (1C, E)  
/// VVF1. 6-2C+3C  
□ B 1種金属線び(B型)を示す  
(角型ジョイントボックス共)  
※二重天井内はケーブルころがしとする  
★ 既設配線と接続を示す  
(再) 備記は一時取外し再取付品を示す  
-----及び(( ))は既設を示す  
壁内立下げはPF管にて保護すること





機械設備工事特記仕様書	1 工事名稱	津市消防団安濃方面草生分団詰所・車庫整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事	
	2 工事場所	津市 安濃町草生 地内	
	3 建築概要	消施令の適用	
	4 适用基準	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官営施設監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを使用する。	
	5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図面に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不適な点や施工上の困難、不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図面とおりに施工することで将来不具合が発生しうるとの判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおり施工であるが、施工の不具合が発生した場合は監督の上、改善策を講じること。 工事の取り扱いについては、予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 ■建築工事に準じる 1) 工事書類 : 施工計画書 打合記録 施工手帳 ・機器使用履歴 ・機器明細図 ・工程表 ・施工図等 2) 工事完成図書 : 品質確認書類 ・工事日報 ・工事写真 ・安全・訓練実施記録 ・竣工図(製本4原寸2部、A3(見開き)2部) ・機器完成図(ファイル等) ・保守に関する説明書(取扱説明書・保証書)2部 ・機器性能試験成績書1部 ・総合調整測定表(試験結果・測定結果等)1部 ・官署届出書類控・検査証1部 ・出来形確認書類1部 等 ※ 基本工事・施工図はC4Dにより作成すること。 ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領(平成28年版)に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。	
	6 機器及び材料等	工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機器届出書(メーカーリスト)、機器明細図、現品、カタログ、その諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているので、メーカー選定にあたっては、同種品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律(グリーン購入法)を考慮し、再生品などの環境に優しい(環境物品)の調達に努める。 又、重量機器については、機器届出書類 耐震計算書もあわせて提出すること。 (3) 官署等への届出手続 工事に伴う関係官署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用を負担すること。 1) 消火器による消防用設備等設置届出書の作成 日本工事・建築工事 口電気設備工事 口機械設備工事 口別途工事 2) 防火対象物用開始届出書 書類の作成(機械設備工事の作成及び機械設備に関する部分の記入)を行うこと。 (4) 品質管理 工事施工に関して、着手前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。 (5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・耐震強度(設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋込み深さ) ・基礎寸法 ・水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・支持間隔 ・振止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・排水勾配 ・樹の深さ 4) 水栓、リモコンスイッチ類の取付高さ (6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 □ 适用する □ 适用しない (7) 耐震安全工の分類 構造体( )類 建築非構造部材( )類 建築設備( )類 (8) 機器の地震力(主要機器) 口図示による 機器名 設置階( ) 設計標準震度Ks( ) 地域係数(1.0) 水槽類 設置階( ) 設計標準震度Ks( ) 地域係数(1.0) その他監督員が指示するもの (9) 冷媒(コーン類)の回収 □ 适用する ■適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行従管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券) 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業(ポンプダウン)を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数( )回	
	(11) 発生材の処理等 ■建築工事に準じる 1) 引渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物 処理方法 3) 現場において再利用を図るもの □ 発生者 □ その他 4) 再資源化を図るもの □ コンクリート塊 □ アスファルトコンクリート塊 5) 発注者へ引き渡すものについて、現場発生品調書を提出すること。また再利用を図るものについても調査を成し、監督員に提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。 (12) 電気保安技術者 □ 适用する ■適用しない (13) 施工工具 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 □ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし ( ) 2) 施工可能時間帯 □ 指定なし □ 指定あり ( 時 ~ 時 ) (14) 概算工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 □ 指定なし □ 指定あり ( 平成 年 月 日 ) (15) 仮設工事 構内既存の施設 ■建築工事に準じる 1) 便所 □ 利用できる □ 利用できない 2) 工事用水 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない 3) 工事用電力 □ 利用できる(有償) □ 利用できる(無償) □ 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料は金は本工事に含まれる。 (16) 足場 ■建築工事に準じる 1) 内部足場 □ 鋼立 □ 脚立 2) 外部足場 □ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種 3) 防護シート等による養生 □ 适用する □ 適用しない ※設置する足場については、(1)手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び輪木の組立て等に関する基準の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準の(2)の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行工法による足場方式により行うこと。 (17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図面に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の既定資材及び参考見積メーターはこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名: ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名: ・間伐材工事用バリケード・間伐材工事看板・間伐材表示板 ( ) ) (18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」(建設資材を搬入する場合)及び「再生資源利用促進計画書」(建設副産物を搬出する場合)を施工図面に記入し監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」(建設資材を搬入した場合)及び「再生資源利用促進実施計画書」(建設副産物を搬出した場合)を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJCA C1に連携する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力もせて行う。 2) 請負額(億円以上)の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。 (19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付證明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表(マニフェスト)の数量の集計)を超えて請求することはできない。 (20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検査等に協力すること。 (21) 既設との取合い・養生 工事施工に伴う既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。 (22) 不正経油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両(資機材等の搬入車両を含む)並びに建設機械等の燃料として、不正経油(地方税法第144条の32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正経油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正経油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。 (23) その他の 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証(写し)又は校正記録(写し)を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成27年4月1日施行)等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。		
	9 (1) 配管材料	部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。 ■ 給水管 ■ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116 (一般) 地中 : SGP-VD □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011 (一般) SGP-FVA, FVB 地中 : SGP-FVD ※ 継ぎ手はコア内蔵式とする。 ※ 給水管100mはねじ又はフランジ接合、125m以上はフランジ接合(工場加工)とする。 ■ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742 (一般・地中) H1W □ 水道用耐水用ポリテレン管 JWWA G 115 □ 水道用ステンレス鋼管 JWWA G 3448 □ 一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL, FL面より+100立ち上げた所までとする。	
	6 工事種目	給排水衛生設備工事 ■ 屋外給水設備工事 □ 屋内給水設備工事 □ 消火設備工事 ■ 衛生器具設備工事 □ 溶湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 ■ 凝結水設備工事 □ 廉水機器設備 空調設備工事 □ 機器設備工事 (撤去) ■ 配管設備工事 (撤去) ■ 換気設備工事	
	7 工事概要	給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとく工事範囲とし、直圧式により所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10Kを使用する。 (2) 排水設備工事 本工事は、図示箇所の配管及び栓の撤去を行う。	
	8 総合調整	(1) 風量調整 □ 适用する ■適用しない (2) 水量調整 □ 适用する ■適用しない (3) 室内外空気の温度測定 □ 适用する ■適用しない (4) 室内外空気の湿度測定 □ 适用する ■適用しない (5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 适用する ■適用しない (6) 騒音の測定 □ 适用する ■適用しない (7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査) □ 适用する ■適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び重硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度について測定を行なうこと。 (8) その他( ) □ 适用する □ 适用しない	
	9 搪気設備工事	(3) 換気扇の設置を行うものとする。	
	10 終合調整	(1) 空調設備工事に於ける外気、室内的温湿度条件 外気条件 夏期 34.5 27.3 57.6 冬期 1.7 -1.3 49.6 室内条件 夏期 26 - 成行き 冬期 22 - 成行き	
	11 組合せ	(4) 搪気設備工事 換気扇の設置を行うものとする。	
	12 搪気設備工事	空調設備工事に於ける外気、室内的温湿度条件 外気条件 夏期 34.5 27.3 57.6 冬期 1.7 -1.3 49.6 室内条件 夏期 26 - 成行き 冬期 22 - 成行き	
	13 搩き	(5) 換気設備工事 換気扇の設置を行うものとする。	
	14 搩き	(6) 組合せ	
	15 搩き	(7) 組合せ	
	16 搩き	(8) 組合せ	
	17 搩き	(9) 組合せ	
	18 搩き	(10) 組合せ	
	19 搩き	(11) 組合せ	
	20 搩き	(12) 組合せ	
	21 搩き	(13) 組合せ	
	22 搩き	(14) 組合せ	
	23 搩き	(15) 組合せ	
	24 搩き	(16) 組合せ	
	25 搩き	(17) 組合せ	
	26 搩き	(18) 組合せ	
	27 搩き	(19) 組合せ	
	28 搩き	(20) 組合せ	
	29 搩き	(21) 組合せ	
	30 搩き	(22) 組合せ	
	31 搩き	(23) 組合せ	
	32 搩き	(24) 組合せ	
	33 搩き	(25) 組合せ	
	34 搩き	(26) 組合せ	
	35 搩き	(27) 組合せ	
	36 搩き	(28) 組合せ	
	37 搩き	(29) 組合せ	
	38 搩き	(30) 組合せ	
	39 搩き	(31) 組合せ	
	40 搩き	(32) 組合せ	
	41 搩き	(33) 組合せ	
	42 搩き	(34) 組合せ	
	43 搩き	(35) 組合せ	
	44 搩き	(36) 組合せ	
	45 搩き	(37) 組合せ	
	46 搩き	(38) 組合せ	
	47 搩き	(39) 組合せ	
	48 搩き		

※ 横走り管の吊り間隔		
銅管	100A以下	2m 以下
	125A以上	3m 以下
ビニール管	80A以下	1m 以下
耐火二層管	100A以上	2m 以下
銅管		
鉛管		1.5m 以下
錫鉄管	標準図による	

※ 横走り管形鋼擺れ止め支持間隔		
支持間隔	6m 以下	8m 以下
銅管	-	50A~100A
錫鉄管		125A~
ビニール管		
耐火二層管	25A~40A	50A~100A
銅管		

※ 冷媒用銅管の横走り管の支持間隔  
基準外径 9.52mm 以下 吊り間隔 1.5m 以下  
基準外径 12.70mm 以上 吊り間隔 2.0m 以下  
形鋼振れ止め支持間隔は、銅管に準ずる。

(2) ダクト工事		
矩形ダクト	<input type="checkbox"/> 亜鉛板 JIS G 3302 (SGCC、SGCCA) 錫金付着Z10以上	
	<input type="checkbox"/> ステンレス鋼板 JIS G4305	
工法	<input type="checkbox"/> アンダーフランジ工法	
	<input type="checkbox"/> 共板フランジ工法	
	<input type="checkbox"/> スライドオンフランジ工法	
形鋼補強	<input type="checkbox"/> 山形鋼 JIS G 3101	<input type="checkbox"/> SUS鋼材 JIS G 4317
丸ダクト	<input type="checkbox"/> スパイラルダクト	
	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニール管 (多湿箇所) AS-62 (RS-VU)	

(3) 保証塗装工事		
1) 材料 部分的に材料を変更する場合は、図面内に明記すること。		
<input type="checkbox"/> グラスワール保温材	保温筒 JIS A 9504 2号 40K	
(屋内一般等)	保温板、保温帶 JIS A 9504 2号 40K	
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管
	<input type="checkbox"/> 温水管	
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷却管
(屋外等)		
<input type="checkbox"/> 給湯管	<input type="checkbox"/> 温水管	<input type="checkbox"/> 蒸気管
	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	
<input type="checkbox"/> 冷媒管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
□ ロックワール保温材	保温板、保温帶、ブランケット	
(防火面貫通部等)	1号 JIS A 9504	
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管
	<input type="checkbox"/> 温水管	
<input type="checkbox"/> 蒸気管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管	<input type="checkbox"/> 冷却管

■ ポリスチレンフォーム保温材 保温筒 JIS A 9511 3号 (屋内一般等)		
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 冷水・冷温水管
		<input type="checkbox"/> 冷水管 (2~4°C)
<input type="checkbox"/> ブライン管	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(屋外等)		
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 給湯管
	<input type="checkbox"/> 温水管	
<input type="checkbox"/> ブライン管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/>

□ 調合ペイント塗り塗料 JIS K 5516 (合成樹脂調合ペイント) 1種 (露出)		
<input type="checkbox"/> 給水管	<input type="checkbox"/> 排水管	<input type="checkbox"/> 通気管
	<input type="checkbox"/> ドレン管	
<input type="checkbox"/> ガス管	<input type="checkbox"/> 消火管	<input type="checkbox"/> 油管
		<input type="checkbox"/> 冷却水管

2) 保温厚					
・ グラスワール、ロックワール					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・排水・ドレン・給湯	~80A	100~150A	-	200A~	-
膨張・温水・消防管					
蒸気管	~25A	-	32~50A	65A~	-
冷水・冷温水・冷媒管	-	-	~25A	32~200A	250A~
・ ポリスチレンフォーム					
保温厚 (mm)	20	25	30	40	50
給水・消火・排水管	~80A	100A~	-	-	-
冷水・冷温水管	-	-	~25A	32~200A	250A~
(冷水・温水2~4°C)	-	-	~20A	25A~100A	125A~
フライン管	-	-	-	~25A	32~80A
・ 機器ダクト保温厚					
保温厚	25mm	ダクト (屋内露出 [機械室、書庫、倉庫]、屋外等)、消音チャンバー・エルボ 膨張タンク、鋼板製タング、排煙ダクト隠蔽部 (ロックワール)			
	50mm	ダクト (屋内露出 [一般居室、廊下])、サブライチャンバー、貯湯タンク類 冷水・温水・環水タンク、熱交換器、冷水・冷温水・温水・蒸気ヘッダー 排気筒隠蔽部 (ロックワール)			
	75mm	煙導 (ロックワール)			

3) 種別 給排水衛生設備配管の保温仕様					
1	2	3	4		
屋内露出	保温筒	鉄線	合成樹脂製カバー		
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	原紙	アルミガラスクロス仕上	
天井内・P S 内	アルミガラスクロス粘着テープ				
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
屋外露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 排水管については、上表暗渠内 (ビット内) の仕様を防食テープ巻きに読み替える。

※ 2) サヤ管工法；架橋ボリエチレン・ポリブテン管使用の場合は、上表保温不要。

※ 3) 消火管の外部露出のは保温を行う。

空調設備配管の保温仕様 (R、G保温材の仕様のみ)					
1	2	3	4	5	
屋内露出	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	合成樹脂製カバー	
機械室・書庫・倉庫	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	原紙	アルミガラスクロス仕上
天井内・P S 内	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	アルミガラスクロス仕上	
(温水・蒸気管以外)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	着色アルミガラスクロス仕上	
暗渠内 (ビット内)	保温筒	鉄線	ポリエチレンフィルム	SUS鋼板仕上	

※ 1) 冷媒管については、上表保温材を使用した場合の保温種別

□ 保温化粧ケース仕上 □ ポリスチレン成形の上、SUS鋼板仕上 (屋外露出部分)

機器保温仕様					
1	2	3	4	5	
冷水・冷温水タンク	鉄板	保温板	ポリエチレン	鉄線	SUS鋼板仕上
鋼板製タング	鉄板	保温板	ポリエチレン	鉄線	カラー鉄板 (屋内)
冷水・冷温水ヘッダ					
温水・膨張・遮水					
貯水タンク	鉄板	保温板	鉄線	SUS鋼板仕上	カラー鉄板 (屋内)
温水・蒸気ヘッダ					

※ 1) 密閉式膨張タンク及び、フレート形熱交換器は、保温施工不要

ダクト・チャンバー・煙道 保温仕様					
1	2	3	4	5	
長方	屋内露出	一般・廊下	保温筒	鉄線	カラー鉄板
形ダ					
クト	機械室	屋内隠蔽、D S 内	保温筒	アルミガラスクロス化粧保温板	アルミガラスクロス粘着テープ
スパ	屋内露出、多湿箇所	一般・廊下	保温筒	ポリエチレンフィルム	鉄線 SUS鋼板
イラ					

